

愛知縣聖蹟誌

卷一

195

198

195-198



1200800023227

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue

Cyan

Green

Yellow

Red

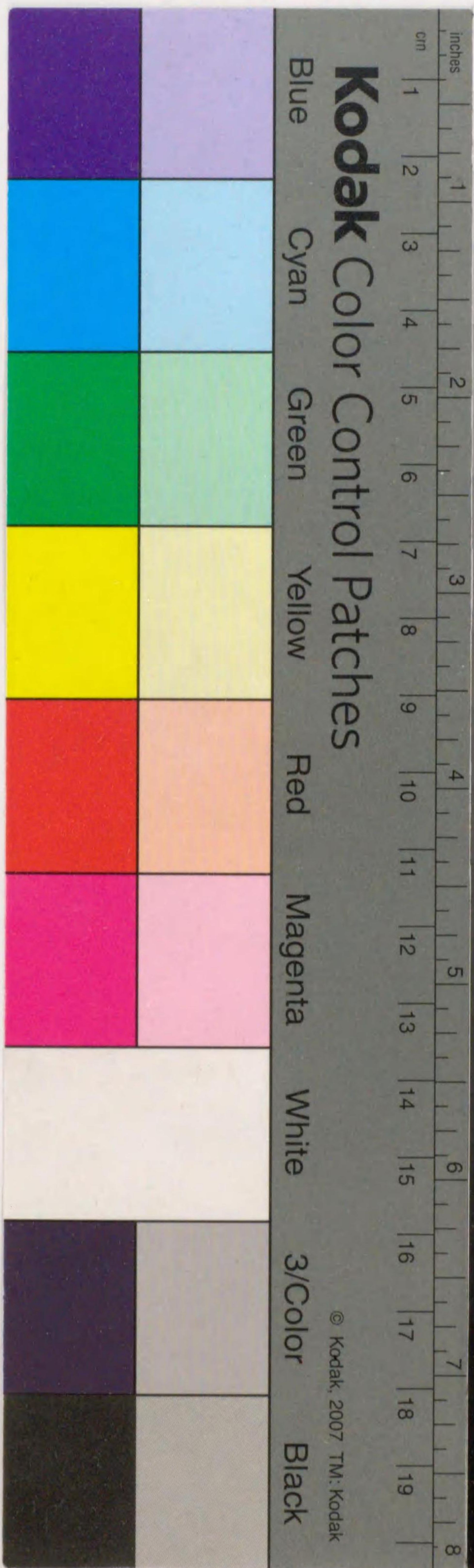
Magenta

White

3/Color

Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



195-198



愛知縣聖蹟誌

卷一

寄贈本

大正
8. 12. 29
寄贈



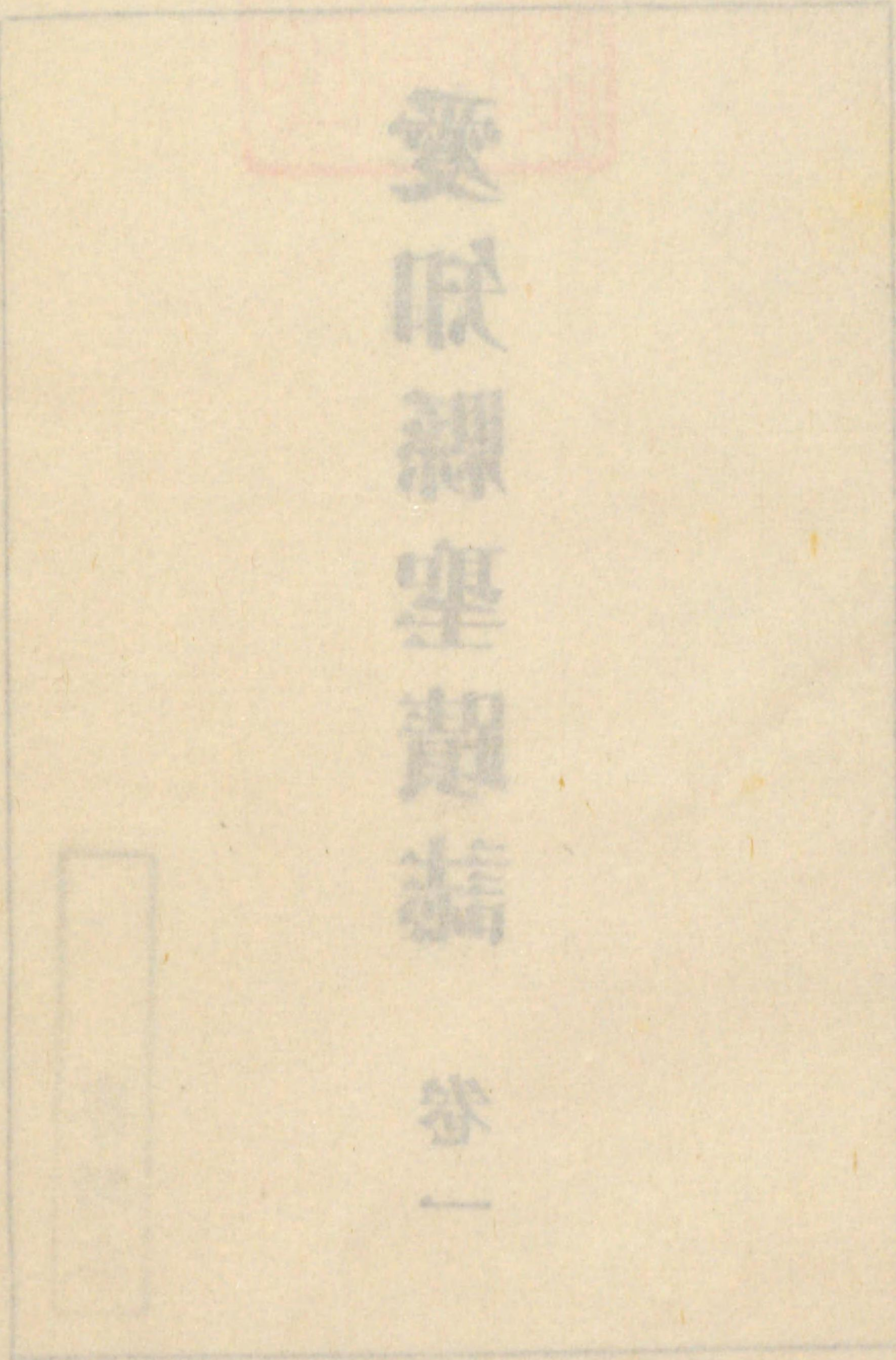
第一卷第三節 皇居上

神戶分室 齋門氏繪

17-291



愛取線聖觀齋 卷一





第一章第三節を参照せよ

神戸分左衛門氏所藏

明治天皇八町畷覽穫之圖
一
一

養欣齋墨湖齋
卷一

序
明治維新車駕東幸の際、明治天皇始めて蹕を縣下に駐めさせ給ひし以來、本縣は屢々行幸の威儀を拜するの機會に遭遇し、一般縣民の先帝陛下の御偉徳を瞻仰追慕するの念最も切なるものあり。曩に松井前本縣知事、縣下所在の聖跡か年所を經るに隨ひ、湮滅に歸せむことを憂ひ、堀田文學士に囑して、之か調査編述の任に膺らしむ。今や業成り、愛知縣聖蹟誌と名け、將に之を剞劂に附せむとす。其の世道人心に裨益することの大なるものあるは予の信して疑はざる所、聊一言を卷首に序すと云爾

大正八年八月

愛知縣知事 宮尾 舜 治

序

明治天皇屢々蹕を愛知縣に駐められ、明治戊辰年御東幸の際、八丁畷に農事を天覽あらせられたるが如き、同二十三年陸海軍聯合大演習御統裁の際、風雨の中長時間に涉りて山河を御跋涉あらせられたるが如き、其他一縣下に聖蹟の多き、寔に全國無比と云ふも過言に非ざる可し。殊に明治二十六年、名古屋離宮を御裁定ありてよりは、縣民の天顔に咫尺するの光榮に接すること、他府縣のそれに勝りしは、縣民の永く忘る能はざる所なり。

予嚮に乏を地方長官に受け、明治神宮奉賛會の爲めに縣民諸士と協議し、豫定金額の三倍以上寄附を決行せしめたるが如きは、必竟縣民が先帝に對し奉りし衷誠の至情を輸さん

とするの微意に外ならずとせず。

予は更に進んで此最も御縁故深き愛知縣に於て聖蹟の調査を遂げ、之を梓に上すことは、教育上世道人心を裨益すること鮮少ならざるを信じ、堀田文學士に依囑して、之が編纂に志したるなり。其後學士は一々故蹟を踏査して史料を蒐集し、微に入り細を穿ち、終に本書を完成せらるゝを得たり。予は深く之を歡び、一言之が來歴を述べ、以て序に代ゆと云。

大正八年八月

法學博士 松 井 茂

凡 例

一 本書は縣下に於ける 明治天皇・皇后・皇太后の御事蹟を、年次を逐うて記述したるものにして、從來の誤傳を訂正したる點最も多し。

一 史料としては、一般的なるものは之を公刊書に取り、各官省の秘本を参照したるもの寡からず、地方的のものは努めて縣下各地に散在せるものを、一々探訪蒐集したり。されば斷簡零墨をも捨てず、古老の聞書にも徴し、聖蹟史料の卷を爲すもの八十冊に及ぶ。蓋し本書盡くす能はざる所を之が參酌に資せんが爲めにするなり。

一 史料として新聞紙の記事に取りたるもの多し。而かも或年月に至りては、全く缺けて傳はらざるあり。且つ官廳の記録亦充分ならず、止むを得ず省略に附したるものあり。

一 史蹟は一々之を踏査し、疑義あるもの其由を注して、其證を掲げざるもの

亦多し。是等聖蹟史料中に收めたるを以て證左とす。

一挿圖中寫眞版は目下保存さるゝ聖蹟及び遺品の現狀を示し、併せて其永遠に保存せらるゝことに就いての甚深なる希望を寄するの意なることを表せんが爲めなり。又地圖は遺蹟の湮滅に歸せんことを恐れ、且つ記事對照の便を計り、成るべく當時のものを挿入するに力めたりと雖も、其存せざるは、現時のものに依りたるも多し。

一史料蒐集に方りて、各官公衙竝に諸家より、種々の便宜を與へられたることとは、感謝措く能はざる所なり。

一本書の編纂は文學士堀田璋左右之に當り、史料蒐集に關しては、主として中島清一之に任せり。

大正八年十月

編者識

愛知縣聖蹟誌卷一

目次

第一章 御東幸(明治元年九月).....	一
第一節 御東幸準備.....	一
御出輦日御治定(一) 御道調(二) 御道筋の御治定(四) 警備(四) 御休泊割(五)	
鹵簿列次(七) 驛遞の取締(三) 奉迎に就いて藩の注意(一九) 沿道取締(三〇) 拜觀人注意(三)	
第二節 臨幸.....	三
九月廿六日(三) 九月廿七日(三) 九月廿八日(四) 九月廿九日(四) 十月朔日(五)	
奉幣(三五)	
第三節 聖德.....	六
百姓綏撫(三六) 農事天覽(三七) 篤行家褒賞(三九) 賑給(三〇)	
第二章 御還幸(明治元年十二月).....	七

第一節 御西還準備……………三三
御出輦日御治定(三三) 御道調(三三) 警備(三四) 鹵簿列次(三四)

第二節 御路次……………三六
十二月十五日(三六) 十二月十六日(三六) 十二月十七日(三六) 十二月十八日(四〇) 十二月十九日(四〇)

第三節 聖德……………四〇
仁恤(四〇)

第三章 御遷都(明治二年三月)……………四二

第一節 御再幸準備……………四二

御出輦日及御道筋御治定(四二) 御道調(四二) 尾州藩取締(四二) 主なる供奉員(四五) 鹵簿列次(四六) 驛遞の取締(四五)

第二節 臨幸……………五〇
三月十六日(五〇) 三月十七日(五〇) 三月十八日(五〇) 三月十九日(五〇)

第三節 聖德……………六一

簡素仁恤の御趣意(六一)

第四章 皇后御東行(明治二年十月)……………六三

第一節 行啓準備……………六三

下民綏撫の御趣意と供奉員取締令(六三) 尾州藩の布令(六四) 御道調(六五) 鹵簿列次(六六)

第二節 臨幸……………七一

御發着(七一)

第五章 英照皇太后御東行(明治五年三月)……………七四

御東行準備(七四) 御通輿(七五)

第六章 皇后京都行啓(明治九年十一月)……………七七

御發輿日御治定(七七) 御道調(七七) 警衛(七七) 主なる供奉員(七九) 鹵簿列次(七九) 縣達(七九) 宮内省準備(八〇) 御通輿(八〇)

第七章 英照皇太后京都行啓(明治十年一月)……………八七

御發輿日御治定と御休泊割(八七) 主なる供奉員(八九) 宮内省及愛知縣準備(八九) 御通輿(九一)

第八章 英照皇太后東京還御(明治十年五月)……………九五

御發輿日御治定及鹵簿(五) 主なる供奉員(九) 縣布達(七) 御通輿(九)

第九章 北陸東海御巡幸(明治十一年十月).....100

第一節 御巡幸準備.....100

沿道地方官心得書(一〇〇) 愛知縣の準備(一〇九) 拜觀人心得(一一〇) 御先發(一一三) 主なる供奉員(一一三)

第二節 縣下御巡幸.....一一四

縣下西部御通輦(一一四) 市内御臨幸(一一七) 縣下東部御通輦(一一五)

第三節 聖 德.....一一七

布令の上に現はれたる聖德(一五七)

第十章 山梨縣三重縣京都府御巡幸(明治十三年六月).....一二六

第一節 御巡幸準備.....一二六

御發輦日御治定(一二六) 沿道地方官心得書(一二六) 御休泊割(一二八) 御先發(一二四) 主なる供奉員(一二五) 愛知縣御巡幸掛(一二七)

第二節 臨 幸.....一二八

御着輦(一二八) 御發輦(一二九)

第三節 聖 德.....一九五

勸業に叡慮を用ひ給ふ(一九五)

第十一章 京都より還幸(明治二十年二月).....一九七

地方官心得書(一九七) 御着輦(二〇〇) 主なる供奉員(二〇〇) 伏屋の煙(二〇七) 觀兵式(二〇八) 武
豊行幸(二二三) 陸海軍對抗運動(二二三) 御還幸(二二七)

挿 圖

農事天覽圖.....口繪

目次終

愛知縣聖蹟誌卷一

第一章 御東幸

明治元年九月

第一節 御東幸準備

御出輦日御治定 東京へ行幸に就いての仰出は、八月四日にして、同月廿八日には、九月中旬なることを發表あり。尋いで九月十三日、其御出輦の日を行政官より仰出されたり。即ち左の如し。

東京行 御出輦、来る二十日御治定被_レ仰出候事。

翌十四日、大津宿の本陣は、之を土山宿乃至品川宿各本陣に報道したり。

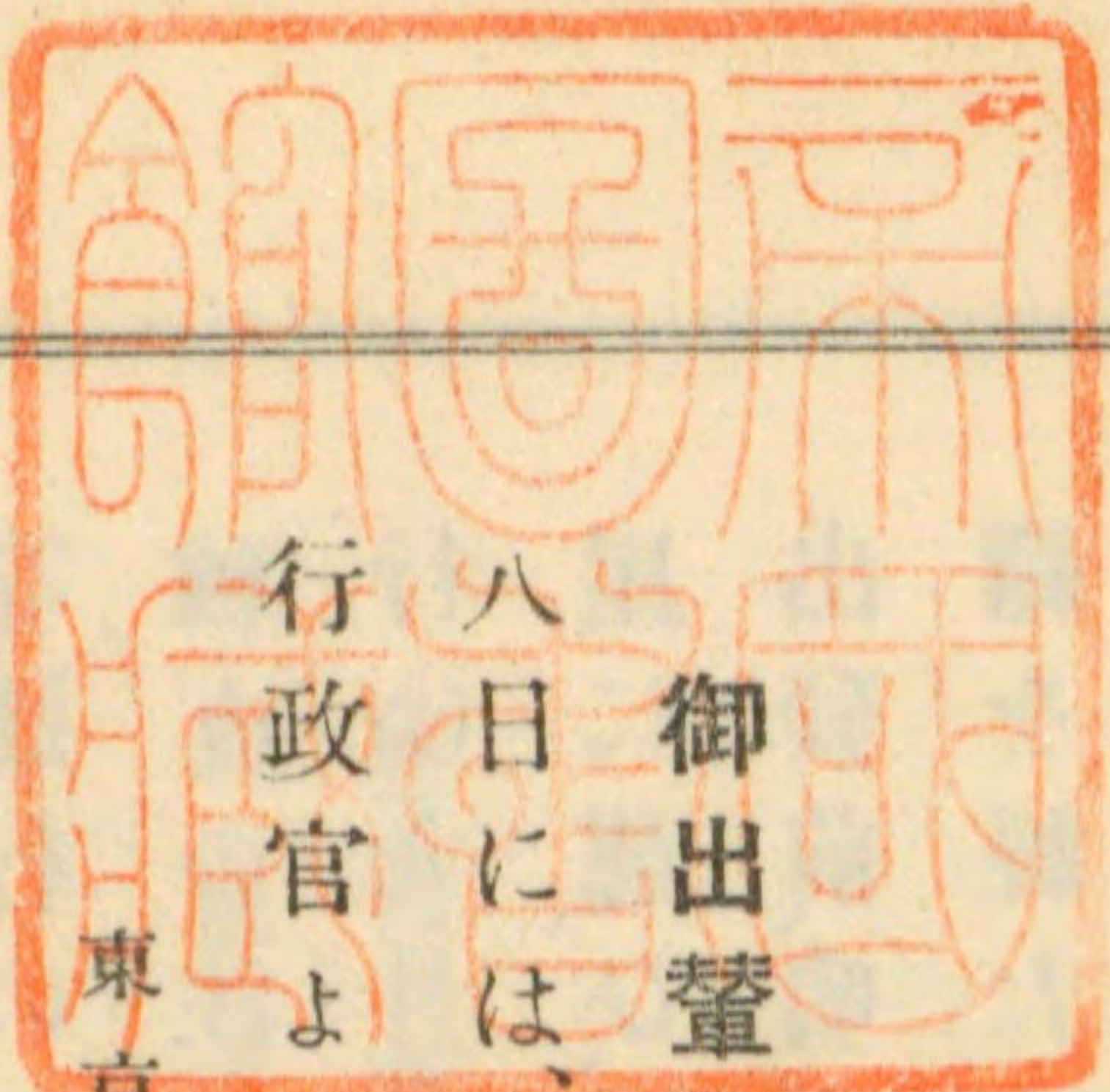
急回達

今十四日申刻、當津縣令御役所にて被_レ仰付候條、今般東京に行幸御日限之義は、彌當月廿日御所 御發輦、御治定之趣被_レ仰渡候間、不_レ取敢此段御通達可_レ申上候、無_レ遲滯急使を以、御順達可_レ相成候以上。

大津宿御本陣 大鹽嘉右衛門

辰九月十四日申刻

手代頭 三好吉太郎



土山宿々品川宿迄

御問屋中様

○此廻狀鳴海宿御本陣方十七日申來り候。

御道調 八月二十日、行政官は令して曰く、本月二十三日を以て、東海道御道調辦事五辻安仲^{彈正}、戸田忠至^{大和守}等の一行は、京を發し、下向せんとす。附近の府藩縣當事者は、大工職人を從へて、一行の宿所に出頭す可しと。廿六日驛遞司より令して、各宿内軒別の繪圖及び往還の繪圖を製して、御道調辦事等通行の際、驛遞司判事へ呈出せしむ。廿八日御道調辦事は府藩縣に對して種々の注意を發令す。其條項は後條に掲ぐ可ければ、今は述へず。斯くて此一行は九月七日、萬場驛に入り、同日東阿野村に泊し、八日晝鳴海に達し、大濱茶屋に憩ひ、岡崎に泊し、各御休泊所を調査して、東に向へり。是より先き一行の出發前、鳴海池鯉鮒二宿の間にて、道路水害に罹りし所ありしも、間もなく修繕を経たりと見え、行幸に關して格別の支障もなかりき。此一行の姓名は左の如し。

辦事 五辻彈正大弼安仲 上下廿四人
同 戸田大和守忠至 上下廿八人
監察司知事 玉手鎮次郎 上下五人

小舍人上雜色 五十嵐市郎兵衛
御用懸 岩波廉之助
雜色手先之者一人

營繕司知事 廣瀬左衛門 上下八人
同 判事 池上龍右衛門
同 附屬 塚本松之助
樋口賢之助
森田伊太郎
職人三人

同 附屬 南大路左衛門尉 上下六人
山田權三郎
若林孫之進
上下八人

驛遞司判事 奥田謙介 上下三人
同 改正方 椎野千萬吉
山内貞雄
吉江精一郎
御用使之者三人 上下九人

行政官書記 小西式部 上下六人
尾崎將曹
官掌 富島小太郎 上下三人
仕丁三人
執次 町口美濃守 上下五人
爲替方 四人

用度司判事 富士谷洲三
之に對して尾州藩よりも、左の役々を出驛せしめたり。

御側用人 中村修之進
御勘定奉行 遠山彦四郎

御作事奉行 恩田武三郎
秋元卯兵衛 上下二人

同 下奉行 岩田市右衛門
 調役 木全彌三兵衛
 同 手附内吟味方 三輪梅次郎
 同 物書 松平牧三郎
 同 手附吟味方格 林 京右衛門

同 手附場所立合役 豊田小三郎
 同御大工手附吟味兼 中川勘知
 差圖師 岡田晴之助

御仲間三人
 支配之者九人

九月十八日、道筋再調査として、辨事秋月右京亮、營繕司判事三澤右近番長、營繕司權判事兒玉琢磨等を派す。

御道筋の御治定 東幸の御道筋は、御道調として吏員を派遣したる上、東海道に決せられしものにして、八月二十八日行政官より布告されたり。

東京 行幸、九月中旬 御出輦被^レ仰出候事。但御道筋東海道之事。

警備 御東幸の道筋に當れる各藩主は兵士を出して警固の任に就く。嚮に桑名藩は朝敵の兵を動かせしを以て、津藩及び尾州藩に命じて、特に警戒を嚴にせしむ。尾州前藩主徳川慶勝其子義宜等、萬場驛に奉迎し、是より慶勝は一小隊の兵を率ゐて前驅し、義宜も亦一小隊の兵を率ゐて後警し、共に鳴海に至る。此時兵士は皆洋服を着し、鐵砲を攜行す。鳴海にては尾州の重臣志水甲斐守の兵八十二人、行在所を警衛す。知立驛行在所は刈谷藩主土井利教

の兵、岡崎驛行在所は藩主本多忠民の兵、吉田・新居二驛の行在所は吉田藩主大河内信古の兵之を警衛す。半原藩主安部信發は三河縣の注意により、近領に謀りて、御油驛より國府村までを警固し、舉母藩主内藤文成は西端藩に謀りて、赤坂驛に兵を出せり。

御休泊割 九月廿日、京都を御發輦ありしより、各驛御泊、御晝並に御小休の地は左の如く定まる。

二十日	膳所、鳥川、月輪	粟田	拏茶屋、走井	大津
二十一日	手原村	草津	梅ノ木	石部
二十二日	猪ノ鼻峠	水口	筆捨山	土山
二十三日	龜山、庄野	坂ノ下	日永村	關
二十四日	富田村、小向村	石薬師	日永村	四日市
二十五日		桑名	神守、萬場	桑名
二十六日		佐屋	八町嶺、戸部村	熱田
二十七日		熱田	大濱茶屋、矢矧村	鳴海
二十八日	桶峽、東阿野村	池鯉鮒	國府村、伊奈村	岡崎
二十九日	藤川	赤坂		吉田

(御小休)

(御晝)

(御小休)

(御泊)

十月	朔日	二川、白須賀、潮見坂	新居
二	日	舞坂、篠原村	濱松
三	日	安間村、池田村	見附
四	日	山鼻、日坂、菊川、 金谷、富士見、壘	金谷
五	日	岡部、宇津ノ屋、峠ノ 下、彌子、安部川東詰	府中
六	日	沖津、倉澤、由井	蒲原
七	日	柏原原	沼津
八	日	三ッ谷新田、山中新田、 石割坂	箱根
九	日	梅澤村	大磯
十	日	平塚、南郷村	藤澤
十一	日	股野村	戸塚
十二	日		川崎
十三	日	芝増上寺	

袋井、原川	濱松	新居
島田、三軒茶屋	掛川	八里十六丁
小吉田村	藤枝	六里半十二丁
岩淵、平垣村	江尻	八里
	吉原	七里九丁
畑村、湯本村	三島	六里半
	小田原	八里
境木村、程ヶ谷	大磯	四里
梅屋敷	藤澤	六里
	神奈川	五里半
	品川	五里
	東京	二里半

参考 實際に臨みて豫定を變更したる向はこゝに訂正せり。

鹵簿列次

(前衛) 長州毛利宰相敬親

兵隊

大洲加藤遠江守

兵隊 二百一十一人

加藤遠江守泰秋

騎馬

土州山内少將豊範
兵隊 二百四十一人

豊範病氣ニ付代

山内兵之助
官人 騎馬 官人

鈴鹿主殿少屬
新見内匠少屬
從者 從者

植松少將雅言
從者 同 同
騎馬

神祇官權判事
平田延太郎(延胤)
從者 同 同
騎馬

同書記
田中興太郎
從者 從者

綾小路少將有良
從者 從者
騎馬

御灯 唐櫃

長野圖書大允祐親
從者 從者

御羽車

御警衛士三人
岡田左兵衛大尉知綱
從者 從者
駕輿丁
香山右近番長徳盛
從者 從者
御警衛士三人

吳床 簀薦 二人

倉橋大藏卿泰聰騎馬從者

藤波伊勢權守言忠騎馬從者

御羽車御警衛士三人後介從者

吳床 吳床 簀薦 二人

白川三位資訓騎馬從者

御辛櫃 垣内尾張介 從者

御辛櫃 澤渡河内大掾 從者

御辛櫃 神代上野大掾 從者

御辛櫃 奥田掃部大屬 從者

御辛櫃 德美播磨大掾 從者

簀薦 山口少内記 從者

(御警衛)

加藤能登守明實 重臣 三十二人

官人 小野主殿助重安 從者
官人 小野主殿權助職保 從者

平田掃部權助利和 從者
堀川大藏少丞弘亮 從者

外記 從者

幸德井越前守保章 從者

幸德井筑前守保文 從者

内外印櫃 林内豎頭貞旅 從者
青木雅樂權助行方 從者
簀薦 二人

三室戸大夫治光 從者 同
橋本大夫實陳 從者

裏松中務權少輔良光 從者

冷泉大夫爲柔 從者

西洞院大夫信愛 從者

東園侍從基愛 從者

中島五位錫胤 從者

田中五位不二麿 從者

大木民平喬任 從者

木戸準一郎孝允 從者

伊達宰相宗城 從者 同

中山儀同忠能 從者

臨機御列外

岩倉輔相具視

從者

千種中將有任

從者

石田左兵衛尉

從者

高屋修理大進

從者

高野少將保建

從者

堤右京大夫

從者

岸大路左近將曹持愼

從者

堀川新三位康隆

從者

小野右兵衛少尉政醇

從者

小林右馬大允芳秀

從者

廣瀬筑前介信晃

從者

雨皮

吳床

河野宮内大録

從者

鳳輦

駕輿丁
長四人

高辻少納言

從者

長谷美濃權介

從者

簀薦二人

調子左府生

從者

水口左近將曹

身人部從者
清俊從者

藤林右兵衛權大尉重慶

從者

大原大宰大典

從者

中神右兵衛少尉

從者

雨皮

吳床

壬生官務輔世

從者

長瀬上總大掾

從者

御板輿

座田内舍人

從者

調子左近將曹

從者

坪田右衛門權少尉

從者

御草鞋

山田右膳元敏
山中中務永忠

御鞍置

詰使番

御轡

詰使番

御馬

下乘

御轡

詰使番

三上右近府生

從者

簀薦

御用係

從者

下役

沓籠

御衣着

詰使番

口付仕丁

御用係

從者

下役

沓籠

御衣着

御馬

詰使番

口付

仕丁

御用係

從者

下役

沓籠

御馬具入

宰領

乘役

從者

竹馬

御長棹

宰領

下乘

口付

御長棹

御馬醫

藥籠

口付

坊城右大辨宰相俊政

從者同同

(史官)

巖谷迂也

從者

作間正之助

從者

菱田文藏

從者

目下部三良

東從者
作從者

(書記)

村岡多門

櫻井能監
從者

中川中務

從者

御衣櫃

山科出雲守正恒

從者

青木中務

從者
人見正親
從者

級に至るまでの心得を諭し、舊弊不正の事勿らしむ。

此觸書早々相廻シ承知之旨請書相添、追而御先番品川宿江着之上、返納可致事。

一行幸東海道筋爲御道調、來ル廿三日辨事五辻彈正大弼・戸田大和守・役々之者
附屬致下向候、尤

一行幸ニ付而ハ、御用之儀有之候間、最寄之府藩縣之役人・大工・職人共召連、休泊
江可罷出候事、又

一行幸ニ付諸伺届等之儀者、其節可差出事、
一御一新ニ付而者、舊弊ニ習、贈物馳走ケ間敷儀致間敷候、萬一押而差出候輩有
レ之ハ、急度可申付事。

一宿々傳馬所役人共、舊弊ニ泥ミ、不正之所行致間鋪、諸事正路ニ取扱、驛郷一役
之難儀ニ不相成様可致、若シ心得違之者於有之者、急度可申付事、

一下向從者之輩、舊弊之所行不致様、急度申付置候得共、萬一心得違致候輩有之
節ハ、其筋江無遠慮可申出事、

一休泊割付候得共、御道調之模様ニ寄、前後異同可有之候間、差掛リ止宿候共、必
心配取扱致間鋪事、

八月

行政官

右之通被_ニ仰出候間、東海道筋驛々役人共、御趣意之程篤ト相心得、小前之者ニ
至迄爲_ニ申聞置、不都合無_レ之様、精々

辰八月十九日

驛遞御役所

大津宿より

品川宿迄

佐屋路共

宿々

傳馬所

役人共

同月廿八日令し、宿毎に松明六十把を備へ、未半刻三時_{午後}に至らば、奉迎とし
て其道筋へ出てしむ。當日遠近より繼立人足二三泊にて宿驛に來るものあ
らば、府藩縣より一々之を驛遞司へ上申せしむ。

同日驛遞司は大津より品川に至る各宿驛傳馬所に令して曰く、行幸供奉
のものは、上下の別なく晝休一人につき金貳朱、宿泊は金壹分の割にて、印紙
を以て支拂ひ置き、追つて役々の通行に際し、現金と引替ふべし。_{九月十四日驛}

<sub>縣に令して曰く、供奉の輩旅籠料人足賃等を支拂ふに際しては、切手を以て渡し置きたれば、出納司
より勘定を遂く可く、十六日を以て出發の出納司より、概算を以て豫め拂渡す可き筈なれば、支配役</sub>

人を一人づつ各宿に出張せしめ置き請取らる可しと。人馬繼立の件は嚴に之を取締り、印紙を以て定賃錢を支拂ひ、追つて役々通行の際、印紙と引替ふべし。但し臨時足痛等にて駕籠人足を要する場合は、各自に定賃を支拂ふべし。多人數通行にて、一時は混雜を免れず、隨つて貫目改方行き届かざれば、兩掛合羽籠の類は人足二人持、竹馬は人足一人持、長持差物の類は草津宿貫目改所にて掛け改めの上、人足の増減を定むべし。分擔壹荷の人足は、二人分の賃錢を給すれども、人足の強弱により、一人にて勤むるも可なり。尤も長持差物の類は之に准ず。各宿にて繼所二三箇所を設けて、混雜を防ぐべし。各驛にて傳馬所は當日限り驛遞假役所となし、役々茲に相詰め、諸事の指揮を行ふべし。以上は下民の難澁を厭はせらるゝ厚き思召によりて仰出されるものなれば、宿役人は勿論、旅籠屋のものを始め、馬士人足に至るまで、有難き御趣意を厚く辨へ、供奉のものに對し、不作法なき様に致すべきは勿論、人馬繼立の遲滯なきやう總て慎重に取計ふべし。若し之に違背のものあらば、其ものは勿論、宿筋々の役人に至るまで必ず嚴科に處すべしと。

九月十二日、驛遞は御東幸沿道の諸藩へ、宿毎の助郷制新組織につきて心得方を令し、又宿助郷の弊風を改むべく嚴命す。

先般相達候東海道助郷一宿凡七萬石附屬可被_レ仰付_レ筈之處、御多端之折柄未ダ御組立不相成_レ宿々も有_レ之、今般御東行被_レ仰出_レ候ニ付而者、是迄疲弊之定助郷而已にては、必至難澁之趣相聞候得共、右は不日新助郷御組立次第、御布告之通り、五月以來之分共、宿郷平等に割勤埋可被_レ仰付_レ候條、其旨相心得、一同申合、御繼立無滯盡力可致候。尤是迄取來候割錢之義モ、自今宿郷一躰之譯ニ付テハ、別段宿方へ受取候ニ不及、拂賃錢不殘出人馬へ相渡候様、是又相心得可_レ申事。

九月

驛遞司

右之通ニ候間、相達候事。

行政官

是迄宿助郷共風儀不_レ宜、多人數通行之節は、混雜中人足共竊に其身を隠し、或は請負之者空名之顔付致し置、自然傳馬所之破れを相待居候て、格外之賃錢を貪り、傳馬所下役共に於ゐても、前後其機に乘し、種々不正相働き候條、僅之私欲を以て通行を妨、宿郷莫大之費を相掛候段、不埒至極に候、今度行幸之儀は、下民之塗炭、御綏撫被_レ爲_レ遊度、至尊自ら御出輦被_レ爲_レ遊候儀、千歲未曾有之御盛舉、難_レ有_レ奉_レ拜戴、皇國之民たる者、争て御用可_レ相勤_レ筈に候得共、萬一右體心得

違之者有之候者、見付次第、當人は勿論、所役人附添之者に至迄、無用捨嚴重可申付事。

辰九月

驛 遞 司

右之通りに候間、相達候事。

行 政 官

九月十四日行政官は令して、官吏の舊習に泥み權威がましき舉動をなし、て宿驛の迷惑を致さざるやう嚴重に注意す。

今般 御東幸ニ付テハ、兼テ御布令之通、御道筋宿驛迷惑不致様、精々心ヲ用ヒ、官家之舊習、權威ケ間敷儀、決テ不相成事ニ候。若右等之振合於有之ハ、嚴重御取糺ニ相成、當人ハ勿論、其主人之越度ニモ可被_レ。仰付候間、此段末々迄屹度可_レ申聞事。

九月十六日、行政官は宿驛の繼立人馬に關する手當、人民の屯所、増助郷、人足の取締に就いて府藩縣に令す。

今般 御東幸御大切御用相勤候ニ付テハ、人足十分ニ引置不_レ申候テハ、聊之入費ヲ厭ヒ、却テ莫大之損分ヲ可_レ生、且宿々ニテ繼立居候テハ、短日 御通輦御妨ニモ相成候ニ付、大津驛ヨリ品川驛迄驛々一定、御泊宿ヨリ御泊宿迄、合併持通候様、人足手當可_レ致候事。

但合併繼立之儀ハ、里數遠近ニ不拘、宿毎平等ニ割合人足差出シ可_レ申事。

一人足屯所之儀ハ、驛最寄雨天水濕之憂無_レ之場所ヲ見立、五六ヶ所假小屋取立支配府藩縣ヨリ役人一人ツ、附置、締リ方ハ勿論、人足共難澁不_レ致様、雨天寒夜等ハ別テ相勞リ、湯茶等ヲモ假屋内ニ用意爲_レ致可_レ申事。

一 遠州以東未_レダ増助郷不_レ申付候分、舊來之助郷而已ニテハ、逆モ人馬引足リ申間敷候ニ付、支配府藩縣ニ於テ精々申合セ、最寄村々之者人馬買上ゲ可_レ申尤入費足賄之儀ハ、追テ御布告之通り、増助郷七萬石申付候節、其村々ヨリ勤埋、價錢爲_レ差出可_レ申候ニ付、其旨相心得、御繼立無_レ滞様盡力可_レ仕事。

一人足共夫々宿元へ繰込候上ハ、宿々ニ於テ兼テ如何様之土間タリ共用意致、人足一圓ノ差置、猥ニ徘徊爲_レ致間敷、萬一宿破等相聞候共、逃散不_レ申候様、其宿亭主ニ於テ急度取締可_レ致候事。

奉迎に就いて藩の注意 八月廿八日、御道調辨事の府藩縣に令したる所

によれば、藩主は城下境へ出張し、重臣は城下境より凡一里の地に出張して奉迎せしむ。若し領地境に奉迎の時は、藩主は狩衣、重臣以下は麻上下を着せしむ。献上品は領主にのみ限り、國産一品に制限せらる。沿道筋の各藩地は其藩主より辻警固を嚴にし、且つ間道等に就いての取締をも命ず。但し濫りに多數の人員を出す無く、辻警固も其場所に適當の數とし、府縣は其附近の諸

俟より取締らしむ。七十歳以上孝子義僕職業出精者水難火災被害者あらば、
豫め取調の上、當日辨事へ呈出せしむ。

九月更に令して、御用掛山中靜逸信天到着の上、早く同人の旅宿に呈出せし
む。此褒賞賑恤の事は、十月廿五日行政官の令を以て國中遠近の別なく廣く施
行することゝなれり。

御膳所の用水は清水を選び、鳳輦安置の地は、間口三間、奥行四間半の空閑
地に於て、成る可く本陣に近き場所を豫定しおき、御道調員の檢閲を受けし
む。

沿道取締 八月辨事は沿道に關する令を下して曰く、御泊輦中は大火を
焚く可らず。御泊輦前後に宿驛に於て旅人の止宿は之を許す。但し當日と雖
も御用宿の外は同じく之を許す。脇本陣旅籠等の店頭に掲げたる休泊姓名
札、商家の暖簾掛行燈等は總て之を撤し、沿道に榜示せる太政官高札の外は
盡く之を除去すべし。九月二十二日、更に東巡辨事の令ありて、制札取除の件は親
しく觀覽あり、取除に及ばすとの宸斷にて、再び掲出せり。神社鳥
居の額、燈籠等の類は、要害を手當するまでにて、取隠すに及ばず。御休泊行在
所御座所に近き人家にして、御用宿に成らざりしものも一時立退くべし。往
還筋にて見え掛りの石塔、佛像等は總て之を取隠すべし。穢多村は葦葭簣等

適宜の品を以て之を覆ひ、住民の外出を禁ず。御道筋は敷砂を施すべし。九月
藩は家中に令して、御通輦當日三日以前より領内にて火葬を慎ましめ、廿五
日より廿八日までには鐵砲を放つことを禁じ、御通輦を終るまでは特に火の
元を戒めしむ。

拜觀人注意 沿道の近在近郷より鹵簿を拜せんとするは隨意たらしむ。
但し道調員の指揮に従ひ、宿端又は廣場に在りて拜禮し、混雜を爲さざらし
む。又雨露を凌ぐに足るべき假建物を構ふることは之を許し、諸侯より之を
取締らしむ。

第二節 臨幸

九月廿六日 明治元年九月二十日辰刻、天皇京都御所を御出輦あり。東
海道を御通行、各驛家に宿し給ふ。廿五日は桑名驛の御泊なり。翌廿六日卯の
半刻午前七時桑名驛を御發輦、御乗船ありて、佐屋驛へ向はせらる。御召船は白鳥
丸三十挺立にして、惣長十二間二尺、御座之間小
壘五疊敷、同次之間六疊敷、徳川氏の持船なりにて、之に御船人十人乗込み、平岩鎗三
郎、川村義方、浦野善之助、同文五郎、早川義廉、諸役を、松倉林次郎、櫻川豊之外三
名、謠組を勤む。謠詞は左の如し。

歌人

面白の人の遊ひや、盡せぬものは歌の道。「千早振神の尊の昔より、年はつもれど老もせず、和歌の道こそ目出度けれ。其後諸國諸神諸佛のこけの道とて、素盞鳥の尊面白宮作りなされし時より、世間の衆生に願文のみせしめ給ふ。佛法繁昌の御代となる。かゝる目出度御代なれば、男女夫婦のかたらひ納受なすこそ目出度けれ。わか道のまで三十一字に定めおく、あまた歌人の其名ちへと心は世にすぐれ、浪は明石の浦による、ゑいやよへや此。「浪にはしり船三十一字の言の葉を、よみて料紙と筆を持、柿の本なる人丸や、天智天皇秋は立田の青かりし、木々のすへも紅葉して、色こく見ゆる山邊の赤人、阿倍の仲丸、藤原貞行、忠岑、兼助や、歌のひじりに貫之、小野小町に、伊勢式部、紫式部心一入赤染の、やれ衛門まさる丸大夫、曾根の好忠、行平、重行、平の兼盛、宇治喜せんに、參議公、其他むかしあまた歌人の言の葉を、今に傳へて有原の康平、うたの上手なり。末の世迄も目出度は、詩歌管絃、連歌はいかい和歌の道、毎も身内はみちくして、酒宴たえせぬしけれ松山、ささんさとうとう小歌の面白や、御代は、

あふむかへし

凡和歌の道、むつのもちまたをあらはせり。神代の昔八重垣や、つまこめ歌の流れくむ、今人代に及んでは、甚たおごる風俗の、長歌短歌にせんとうか、折句はひかい根本かイヤ、あふむかへしやくはい文か、あふきなき世にしも、つかた、濱の

真砂路や、花に鳴く鳥、井の蛙、松吹く風や浪の音、いづれか歌の數ならぬ。えいやよへいや此。

「月は更科、櫻は吉野、富士の高根を三尾の海、あしがら箱根清見方、田子の浦端の夕なぎに、あづまの方を詠むれば、御代はふれども武藏野は、いつも若草、咲き出で、長閑にてらす春の日も、光やわらぐしるしとて、ちりにまじはる國民の、かまどいと賑合て、ことぶき長き御代とかやうれし。

此時佐屋川筋瀬高くして、御召船進む能はず、遽に人夫四千人を役して之を浚渫す。之が爲めに時移りて、焼田挿圖を参照に御上陸、佐屋御着驛は未半刻午後二時なり。乃ち加藤五左衛門宅脇本にて午饌を召さる。尾州藩よりは重臣石河いご佐渡守、渡邊對馬守、下條數馬等こゝに奉迎す。それより直に御發輦あり。神守驛にては猪飼猪三郎方、萬場驛にては溝口友四郎方に御小休あり。前藩主徳川慶勝其子義宜と共に萬場川波渡場に奉迎す。亥刻午後八時熱田驛西濱屋敷に御着輦ありて、こゝに宿し給ふ。此日慶勝は陶鷄一雙、又義宜及び成瀬正肥は生鯛を獻ず。天皇慶勝が誠忠を懷ひ、此際御下襲一領を賜ふ。又義宜の勳功を賞し、酒五樽、鯉節百本を賜ふ。

九月廿七日

辰刻午前八時

鳳輦に召され、

行幸の途多くは板輿に召替へ給へり。

西濱屋敷を出させ

られ、熱田神社を拜す。還御の後、午饌を傳へられ、午刻熱田驛を御發輦鳳輦にてあり。行くところ凡五町、宇濱あまな新開と云へる地に御駐輦ありて、農事を天覽あり。それより戸部村にて御小休あり。茲にて御板輿に召替させ給ひ、申半刻後午後五時頃鳴海驛に御着輦ありて、本陣下郷良之助方に宿し給ふ。此日黄昏より雨降る。

九月廿八日 卯刻午前六時雨晴れ、辰刻午前八時鳴海を御出輦。桶峽の御用所及び東阿野村三田無忍方に御小休ありて、池鯉鮒驛なる永田清一郎方に午饌を召させ給ふ。此時刈谷藩主土井利教、境川に奉迎し、重臣大野定先驅をなす。それより大濱茶屋の高井善兵衛方及び矢矧村の寺田又四郎方に御小休ありて、申刻午後四時岡崎驛に御着輦あり。本陣服部小八郎方を行在所とす。此日西尾藩主松平乗秩、松平右衛門佐を名代として、大平村に奉迎せしめ、且つ使臣をして杉原紙三十帖を行在所に獻ず。岡崎藩主本多忠民も亦眞綿十把を獻ず。

九月廿九日 卯半刻午前七時岡崎驛御出輦。藤川驛本陣大西喜太夫方に御小憩。赤坂驛本陣平松彦十郎方に午饌を召され、國府村白井伊左衛門方及び伊奈村に御小憩。未半刻午後三時吉田驛に着御あり。本陣中西與右衛門方を行在所とす。是より先き吉田驛を流る、豊川は洪水の爲め橋梁流失して、通行は渡船に依りしが、是に至りて長百二十間幅一丈三尺の假橋を架して、鳳輦を通

じ奉りたり。鳳輦及び内侍所は大手に設けられたる假殿に入れ奉れり。

十月朔日 卯半刻午前七時吉田驛御發輦。二川驛本陣馬場彦十郎方に御小休ありて、直に御出輦。それより遠州に入り給ひ、東京西城に御着輦ありしは同月十三日午半刻なりき。

奉幣 御東行の機會に於て沿道式内の諸社へ官幣使を立てらる、事は、九月二十日を以て各府藩縣に通達されたり。是れ恐らくは山中靜逸信天翁の

獻言に基きしものならん。奉幣使としては植松少將雅言、權判事平田延太郎

延等命ぜられ、尾張國に於ては九月廿六日由乃伎神社在海東郡日置庄柚木村。神祇懸毛受金七郎同心。蛇川

彌兵衛出張神主近藤肥後 諸歛神社在同郡門間庄諸桑村。工藤與一郎。森田作五。憶感神社。同

郡中切庄神守村中川邦太郎。舟羽榮次出 藤島神社在同郡秋竹庄秋竹村。伊藤三右衛門。杉下吉

張神主古川越前守。栗田筑後の二人手傳。 藤島神社右衛門中島小吉出張神主永田若狹手傳。

國玉神社在同郡同庄萬場村。山田右門井上一太。郎久野傳十郎出張神主三谷相摸手傳。の五社。廿七日には高座結御子神社

熱田宮 下知我麻神社同攝 青衾神社同攝 上知我麻神社同攝 八劔宮同別 日割御

子神社同攝 孫若御子神社同攝 御田神社同攝 成海神社在愛知郡鳴海庄驛中。牛村喜太郎。永井九右衛門。大橋宇太郎出

張神主田島 兵庫手傳。の九社。三河國にては廿八日知立神社、三河國碧海郡。池鯉鮒驛中。廿九日菟足神

社在寶飯郡。小坂井村。に奉幣あり。御幣料は每一社金千疋、榊は二枝、長凡二尺。木綿なりき。

第三節 聖 德

百姓綏撫 御東幸に就いての各種發令中に、下民を愛撫させ給ふ帝徳の一端を窺ふべきもの頗る多きが中に、主なるもの一二を左に列舉せんとす。八月十三日、行政官は十一藩に令し、石高拜借の金札高三分の一を貸與して、融通の法を講し、朝廷仁恤の趣意を體し、以て領民撫育の徹底を計らしむ。八月二十八日、驛遞役所よりの布令中に、「右之通下民之難澁被爲厭、厚思召を以爲仰出候儀ニ付、宿役人者勿論、旅籠屋之者を始、馬士人足ニ至迄、難有御趣意厚相辨……」とあり。同日の御沙汰書に、「今般蒼生御綏撫被爲遊度思召ヲ以テ、聊御東幸之儀被仰出候處、當春以來數多之兵隊陸續御發遣ニ付テハ、沿道宿驛之難澁不一形趣、連々相聞ヘ、旁非常御輕裝ヲ以、御發輦被爲在候程之儀ニ付、供奉之面々御趣意ヲ奉戴シ、沿道休泊人夫使方ニ至迄、總テ心ヲ用ヒ、宿驛迷惑無之候可取扱候。萬一權威ケ間敷不條理之取計振於有之ハ、當人ハ勿論、其主人長官之越度ニモ可被仰付候事。」九月二十四日の御沙汰書に、「御道筋之宿驛農商トモ、御通輦前方ヨリ職業相休居候様子ニ相聞候處、元來爲御綏撫御巡幸被爲在候御儀ニ付、下民之情狀被爲 知食度、附テハ農商トモ孰レ

モ平常之通職業相勤候ヲ、其儘御巡覽被爲遊度御注意ニ候條、此旨相心得、店向取片付職業相休候儀無之様、御沙汰候事」とあり。いよく御臨幸に至るや、各行在所にて献上物を競ふの弊を生ぜんことを慮り、豫め固く之を注意せり。されば大濱茶屋にては献上の新蕎麥の代價、二川驛にては橙の代價を拂はせられたる例あり。又行在所御小休所等にては、舊弊に拘泥して陽に虚飾を示し、陰に驛郷等に辨償するが如きを禁じ、瑣細の雜費に至るまで明細に調査して、漏なく其筋に呈示せしめ、専ら下民の疾苦を避けんと努められたり。されば其趣意の透徹せざらんを恐れ、後翌年に至りて佐屋驛には御手當として金三百兩を賜れりと云ふ。又東巡の際、水害に依りて破損を生ぜし沿道の橋梁を親しく天覽あり。往來の民其不便に苦むを知し食され、御着輦の日各府藩縣に令して、再造修理等に關する設計を精細に調査せしめられ、之に要する費用を補給せられたりと。

農事天覽 天皇石部驛に差かゝらせ給ふや、宇和島藩主伊達宗城、稼穡の艱難を知ろし食さしめんが爲めに、稻穂五莖を摘みて、御前に呈す。其中上熟中熟下熟の三等を分ち、別に水害を被れる不實の穂一莖を雜へたり。天皇御覽ありて、深く憫然に思し召されたりとなん。宗城の和歌に

君見ませ五月の雨のふりすきてかり穂の稻のより實すくなきとあり。かくて熱田驛に御着輦あるや、徳川慶勝に勅して曰く、

御東幸被爲在候ニ付テハ、將來治民經國之政體深ク御苦慮被爲在候儀ニ付、心付之廉有之候ハ、親敷被聞食候間、無伏藏充分可申付候。

追而即今當國 御通輦之間、領民之煩ニ不相成便宜之地有之、暫ク鳳輦ヲ被爲駐、收獲之狀被爲遊 觀覽度ニ付、稼穡之艱難有體被知食候様可取計事。

是に於て驛東俗に八町畷と呼べる地に場所を設け、稻穂の挿扱より俵裝に至るまでを行はしむ。九月廿七日、恐多くも竝樹の松蔭に暫く鳳輦を駐め給ひ、天覽あり。且つ岩倉輔相、農民より稻穂を手づから取りて之を天覽に供す。慶勝の獻詠は、

かしこきやその草薙の御劔もいてます道の守りなりけり

又義宜の獻詠は

かりし穂のすくなき見れば哀れなり大御たからの心やいかに

とあり。天覽終りて、農事を勤めたる農民に菊の焼印を捺したる饅頭を給はれり。此饅頭は大膳職が熱田曾福女の菓子職つくり、ばね屋方に出張して特に調製せしものなり。

篤行家褒賞

尾張國にては、九月二十七日、海東郡佐屋村勝右衛門倅治郎

吉及び津島村徳右衛門後家の養女ゆらの孝養を賞して、各、金千疋を賜ひ、海西郡西保村十兵衛及び爲右衛門、海東郡須賀村清藏及び勇四郎、同郡佐屋村清次及び藤藏、内佐屋村兵左衛門、柚木村竹右衛門、日置村彦藏、稻葉村善九郎、津島村作右衛門の職業誠實に出精の賞として、各、金三百疋を賜ふ。又愛知郡古渡村大喜鏡三郎の母に孝養を盡し、且つ農業を勵み、餘暇には讀書に志したるを賞し、金二千疋を、熱田築出村徳次郎は善く老母に事へ、且つ職業に勵みたるの賞として、金千疋を、市場町濱野與右衛門倅甚左衛門は性質篤實にして常に善く親に事へ、且つ家業を勵みたるの賞として、金千疋を賜ふ。又熱田木、免町島本權左衛門の召使きくが三十年間の忠勤を賞して、金千疋を、同地岡屋甚助が召使たか及び須賀町文之助が召仕喜七の正直精勤を賞して、各、金五百疋を、海東郡古川村理右衛門後家のぶの律義にして、老年に及べるも農業に勵みたる賞として、金五百疋を賜ふ。

三河國にては、十月朔日、寶飯郡横須賀村の農善右衛門、渥美郡吉田船町次郎、太夫後家しき、同郡仁連木村の農五郎七の女ませ、同郡吉田吳服町吉次郎の子吉太郎、利兵衛、太兵衛の孝行を賞して、各、金二千疋を賜へり。

賑給 九月令して、御東幸道筋に當れる地方にて、七十歳以上のものを調査し、山中静逸通行の際、之を呈上せしめたることは前に述べたる所なり。乃ち御臨幸の時に於て御賑恤を被りしもの左の如く多數に上れり。

九月二十七日の分

海東郡 依田村	佐野村	須賀村	九十歳以上 一人
海西郡 西保村	五之三村		八十歳以上 七人
愛知區 熱田社司	並神領	鳴海村	九十歳以上 一人
古渡村	戸邊村	山崎村	九十歳以上 七人
二女子村	四女子村	岩塚村	九十歳以上 七人
長良村	本井戸田村	烏森村	九十歳以上 七人
知多郡 落合村	有松村	東阿野村	八十歳以上 百三十三人
萬場村	砂子村	新家村	八十歳以上 百三十三人
秋竹村	樺市村	千音寺村	八十歳以上 百三十三人
内佐屋村	柚木村	下切村	七十歳以上 九百九十人
古川村	諸桑村	津島村	七十歳以上 九百九十人
南神守村	萩原村	北神守村	七十歳以上 九百九十人
額田郡 宇頭村	西矢作村	宇頭茶屋村	九十歳以上 四人
八町村	大林寺領	永泉寺領	八十歳以上 五十七人
甲山寺領	誓願寺領	寶福寺領	八十歳以上 五十七人
隨念寺領	専福寺領	松應寺領	七十歳以上 三百八十二人

九月二十九日の分

欠村 岡村	八幡社領	八十歳以上 二人
碧海郡 暮戸村	(永野式部知行所) 柿崎村	七十歳以上 十人
額田郡 小田淵領	(大岡越前守領) 西太平	八十歳以上 三人
碧海郡 板倉甲斐守領	大濱茶屋村	八十歳以上 十二人
半田村	來迎寺村	七十歳以上 八十六人
同郡 土井淡路守領	泉田村	九十歳以上 一人
一ツ木村	池鯉鮒宿	八十歳以上 四人
同郡 (三河縣支配所) 赤坂宿	御油宿	七十歳以上 百四十五人
額田郡 藤川宿	市場村	八十歳以上 廿八人
寶飯郡 長澤村	(巨勢鑛之助知行所)	七十歳以上 百六十三人
額田郡 本宿村	(柴田岩五郎知行所)	七十歳以上 百六十三人
額田郡 大平村	(松平和泉守領) 山綱村	八十歳以上 五人
額田郡 大平村	山綱村	七十歳以上 十八人

十月朔日の分

明治元年九月御東幸(聖徳)

渥美郡	吉田城下村	神明領飯村	仁連木村	九十歳以上七人
額田郡	平地生田村			八十歳以上百五人
寶飯郡	下地村	伊奈村	宿村	七十歳以上四百五十一人
	下五井村	横須賀村		
吉田神明領			小坂井村	七十歳以上三人
渥美郡	(三河縣支配所) 二川宿			九十歳以上二人
	下細谷村			八十歳以上十二人
				七十歳以上五十八人

右九十歳以上に五百疋、八十歳以上に三百疋、七十歳以上に二百疋を、慰老として下賜せられたり。又火災・水難に罹りたるものをも賑恤の御沙汰ありき。

第二章 御還幸

明治元年十二月

第一節 御西還準備

御出輦日御治定 十一月廿七日、行政官は令して曰く、天皇東京に臨幸ありて萬機を親裁せらる。蒼生未だ王澤に霑はずと雖も、内略平定に歸せり。乃ち事を大廟に告げんが爲め、來月上旬を以て一たび還幸し、更に明春を以て再幸の擧あらんとす。百官有司其意を體せよと。かくて十二月朔日を以て、御發輦を八日とし、御道筋を東海道に取るべきことを治定せらる。即ち行政官の布令左の如し。

來る八日 還幸御治定之事。但御道筋東海道之事。

御道調 十二月朔日、驛遞司は、還幸御治定につきて、御道調として明二日卯刻五辻辨事等、東京を發すべければ、宿々に於ては人足を遅延なく供給し、休泊等に支障なきやう取計らふべしと令す。辨事も亦府藩縣に御東幸當時の如く命を奉ずべき旨を通達す。此時一行の氏名左の如し。

辨事	五辻安仲	御執次	町口美濃守	營繕司知事	廣瀬左衛門
行政官書記	小西式部	仕丁	平尾定四郎	同權判事	樋口賢之助

同 附 屬 山口延太郎 同 書 記 上田精兵衛 同 附 屬 今田作兵衛
 西村小太郎 同 附 屬 若林孫之丞
 用度司判事 南大路左衛門權尉 驛遞司判事 長田喜八郎

一行の三河に入りしは九日にして、同夜赤坂に泊し、翌十日知立に宿せり。但し其後の状況詳ならざれど、十一日熱田泊り、十二日桑名泊りとなりしが如し。

警備 十二月朔日、御道調辨事は東海道の府藩縣に左の如く通達す。

御東幸之節、府藩縣ニ於テ御警衛不備置向モ有之、甚以不都合之事ニ候、今般還幸之砌ハ、最寄藩へ申合、相應之人數差出シ、屹度御警衛可致様、此段相達候事、但無益之多人數差出ニ不及候事。

鹵簿列次 十一月晦日、御休泊の宿驛を定め、翌日再び其割替を令す。十二月八日、東京を發したる時の御列左の如し。

御先着 萬里小路權右中辨博房 (前衛) 兵隊 加藤遠江守泰秋 官人 綾小路少將有良 與丁
 兵隊 官人

帶刀 同 同 下部 御警衛士十三人
 御燈 唐櫃 官人 御羽車 官人 駕輿丁長 與丁
 帶刀 同 同 下部 御警衛士十三人 與丁
 御羽車 官人 駕輿丁長 與丁
 帶刀 同 同 下部 御警衛士十三人 與丁

倉橋大藏卿泰聰 與丁八人 帶刀 同 同 下部 從者 御羽車 官人
 帶刀 同 同 下部 藤波伊勢權守言忠 從者 御羽車 官人
 帶刀 同 同 下部 御警衛士十三人

駕輿丁長 與丁 簀薦 二人 白川三位資訓 與丁八人 帶刀 同 同 下部 御辛櫃 官人
 與丁 簀薦 二人 白川三位資訓 與丁八人 帶刀 同 同 下部 御辛櫃 官人
 帶刀 同 同 下部 同

同 同 同 同 簀薦 官人 水口藩 加藤能登守明重重臣 官人 内外印 官人 公卿 與丁八人
 同 同 同 同 簀薦 官人 (御警衛) 加藤能登守明重重臣 官人 内外印 官人 公卿 與丁八人
 官人

帶刀同同下部
從者
 公卿
同上
 公卿
同上
 公卿
同上
 公卿
同上
 公卿
同上
 大久保二藏利通

帶刀同下部
與丁
 帶刀同下部
 蜂須賀中納言茂韶
與丁八人
 帶刀同下部
 帶刀同下部
 中山儀同忠能
與丁八人

帶刀同同下部
官人同同同
 公卿
同上
 御輿
同上
 雨皮
吳床
 簀薦
口付
 御馬
同上
 同
同上
 御用掛

帶刀同同下部
官人同同同
 公卿
同上
 御輿
同上
 雨皮
吳床
 簀薦
口付
 御馬
同上
 同
同上
 御用掛

辛櫃
沓籠
 御茶湯櫃
非藏人
 御水器
 御膳辛櫃
 御厨子所
 御茶櫃
 御醫

坊城宰相俊政
與丁八人
 帶刀同同下部
 千種中將有文
同上
 公卿
同上
 公卿
同上
 公卿
同上
 公卿
同上

公卿
從者
 公卿
同上
 御衣櫃
官人
 同同同同同同同同同同同同同同同同
 簀薦

同
 官務
官人
 大外記
官人
 非番官
(後衛)
 四條少將隆訶
徵兵
 兵隊

雜具
列外
 岩倉輔相具視
與丁八人
 帶刀同同下部
 帶刀同同下部
 加藤出雲守泰令兵隊
伊豫新谷藩

第二節 御路次

十二月十五日 十二月八日卯刻、江戸西城御發輦あり。今度は 鳳輦を東京に止め、供奉行列總て半減にて、簡易の行装なり。十五日濱松驛を御發輦。舞坂驛御小憩。新居驛に御晝餐ありて、白須驛に御小休。やがて三河國に入り給ひ、二川驛本陣馬場彦十郎方に御小憩あり。酉刻午後六時吉田驛に御着輦。本陣中西與右衛門方を行在所とす。此日藩主大河内信古、新居驛に駕を迎へ、先導して吉田に到り、天機を伺ひ、白魚一籠を獻じ、天顔を拜し奉る。

十二月十六日 寅半刻午前五時吉田御發輦。豊川には假橋を架し、鹵簿を通ず。辰刻午前八時伊奈村加藤彦藏方ならん御小休。巳刻午前十時頃赤坂驛本陣平松彦十郎方に着御。こゝにて午餐を召させ給ふ。暫時にして御出輦。本宿村御用所、藤川驛本陣大西喜太夫方に御小休あり。此日御宿泊は岡崎驛の豫定なりしが、昨夕より夜

に到り本陣附近に失火ありて、家屋の焼失するもの多し。此に於て今曉急に岡崎に御駐輦なきことに決し、矢矧村笹屋又四郎方及び大濱茶屋高井善兵衛方に御小休あり。酉下刻午後七時池鯉鮒驛に御着輦。本陣永田清一郎方を行在所と爲す。西尾藩主松平和泉守乗秩は西太平村岡崎驛の東方に奉迎し、天機を伺はんが爲め、行在所に參上す。刈谷藩主土井利教も亦天機を伺はんが爲め、行在所に參し、眞鴨三番を獻上し、各、天顔を拜し奉る。此日大久保利通命を奉じて先發し、失火の理由を糺す。然るに事放火に出でしものなること判明す。此時又西尾藩領内の土民租税の事に關して蜂起の風聞あり。利通亦之が探索を爲さんとし、刑法官及び驛遞司に達して歸宿す。翌日刑法官山田一郎左衛門、驛遞司田中三太郎、三河縣判事岩本戈二郎、檢察を遂げて熱田に歸着す。

十二月十七日 卯上刻午前六時池鯉鮒驛御發輦。辰半刻午前九時の頃より雨降る。東阿野村三田無忍方、鳴海驛本陣下郷良之助方に御小休あり。午半刻午後一時許り、熱田驛尾州家西濱屋敷に御安着あり。こゝに御晝竝に泊御あらせらる。徳川慶勝及び義宜、鳴海に奉迎し、父子前後に供奉して熱田に到り、天機を伺ふ。慶勝は鳴海絞手綱十五筋、義宜は鯉二喉別に盆栽三種を獻じ、天顔を拜して、御包物、御菓子等を賜はる。成瀬正肥も天機を伺はんとして、行在所に參上

し、美濃紙十帖を獻じ、天顔を拜す。熱田大宮司千秋季福も亦天機を伺ふ。

十二月十八日

寅半刻

午前

熱田驛御出輦、徳川慶勝及び義宜、神守驛に奉

送す。二女子村御用所、萬場驛本陣溝口友四郎方、津島村御用所等に御小休あ

り。午刻佐屋驛脇本陣加藤五左衛門方に御着輦。午饌を召させらる。これより

御乗船ある可き豫定なりしが、風波次第に烈しく、渡船危険なるを以て、遂に

御發輦を中止し、今夜泊御に決す。是より先き尾州藩よりは重臣石河佐渡守

を始め、勘定奉行、目付其他の諸役人こゝに出張したりしが、是に至りて警衛

其他、奔走大に努め、諸事遺漏なきを得たり。此時幹旋の賞として酒肴料金三

萬匹を下賜せらる。

十二月十九日

殊に快晴なり。

卯上刻

午前

明松にて

佐屋驛御發輦。

波止場

より

尾州藩の準備したる御召船白鳥丸に乗御あり。

松丸、竹丸、梅丸、鶴丸、本

丸、光陰丸、菊榮丸、俊剛丸、朝日丸を御伴船として、桑名に御着船あり。

同驛に御

小休あり。遂に廿二日に京都に着御なれり。

仁恤 前條に述べたる如く、御東幸に就いては下民の煩累とならざる様

第三節 聖 徳

との御趣意なるを以て、諸事質素簡便を旨とせしが、御還幸の御路次に於ても亦特に此主意を厲行せんとし、河川の船橋の如き、營繕司を以て尾州公務人に達し、單に堅固のみを主とせしめ、大に虚飾を戒めたり。又仁恤の趣意を示さんが爲め、驛々に於ける人馬を無用に集合せしむる勿らしめ、且つ宿役人、助郷總代等の會所に集まりて猥りに酒食を費し、下民の疾苦とならざるやう嚴に之を通達す。嚮に沿道に於ける篤行者又は高老者に物を賜ひしが、還幸に際して亦一般府藩縣にも左の如く賑恤ありたり。

孝養の聞ある者	又	金 千 匹 宛	奉公誠實	金 三 百 匹	平日心得方篤く 正直に商業を營 み慈善心ある者	又	金 三 百 匹
忠孝義僕のもの	又	金 二 百 匹	年來實行の聞へ あり農業に出精 の者へ	金 五 百 匹	極難澁人、中難 澁人、水害潰家 等へ	又	金 千 匹
貞操を守り孝養 を盡せし者	又	金 二 千 匹	又	金 三 百 匹	七十歳以上	又	金 二 百 匹 宛
		金 二 千 匹		金 五 匹	八十歳以上		金 三 百 匹 宛
					九十歳以上		金 五 百 匹 宛

第三章 御遷都

明治二年三月

第一節 御再幸準備

御出釐日及御道筋御治定 東幸御舉行につき、正月十日晩より十四日朝まで賢所に神事あり。十三日に神樂を奏せらる。同月廿四日始て御發輦の期を發表せらる。即ち行政官の布告左の如し。

昨年 遷幸之砌被_レ仰出候 御沙汰之通、伊勢大廟御參拜、東京 御再幸、來三月上旬 御發輦被_レ爲遊候條、被_レ仰出候事。

二月八日に至り、御東幸御道筋を東海道に御治定あり。且つ御途次關驛より伊勢路に轉じ、神宮を拜すべきを布告す。十八日京都御發輦の期を七日と御治定あり。

御東幸 御發輦、來月七日御治定被_レ仰出候事。

二月

行政官

御道調 二月十日、行政官は令して曰く、本月廿九日を以て東海道御道調辨事戸田忠至_{大和守}等の一行は、京を發して下向せんとす。沿道の設備昨年に同じと雖も、修覆等を加ふ可きもの無きを保せず。府藩縣の當事者は宜しく

大工職人を從へて、休泊所に出會すべしと。且つ左の數條を命ず。

- 一行幸ニ付昨年之通心得候へ共、尙窺度儀モ有之候ハ、泊宿へ可_レ差出候事。
- 一昨年御布令モ有之候通、舊弊ニ習ヒ、贈物馳走ケ間敷儀致間敷、萬一押テ差出候輩於有之ハ、急度可_レ及沙汰候事。
- 一宿々傳馬所役人共、舊習ニ泥ミ不正之所行致間敷、諸事正路ニ取扱、驛郷一般之難儀ニ不相成様可_レ致、若心得違之者於有之ハ、急度可_レ及沙汰候事。
- 一下向從者之輩、舊弊所行不致様、急度申付置候得共、萬一心得違致候輩有之節ハ、其筋へ無_レ遠慮可_レ申出候事。

二月十九日、行政官は更に沿道府藩縣へ左の令を沙汰せらる。

今般再 御東幸ニ付テハ、御道筋府藩縣トモ、簡易ノ御趣意ヲ奉戴、諸事取扱可_レ致候。殊ニ追々農事繁多ノ時ニ趣キ候得ハ、人夫ノ使役等、別テ心ヲ用ヒ、無益ノ設致間敷、總テ昨年之御振合ヲ以テ萬端可_レ取扱候。尙委細ノ儀ハ、近々御道調ノ者罷越、可_レ及差圖候間、此旨相達候事。

三月八日、戸田忠至の一行尾州に入り、順次各驛を調査し、八日は熱田、九日は岡崎に宿して、東に去れり。乃ち一行の氏名左の如し。

辨事	戸田忠至 _{大和守}	同 權判事	伊藤帶刀	同 下役	辨慶良次郎
營繕司知事	廣瀬左衛門	同 調役	辻子寅助	附 屬	淺田仙次

監察司知事	松岡嘉之助	同	傍島文五郎	同	井上新作
小監察	岩波廉之助	執次	町口美濃守	用度司判事	竹内鎌吉
探索方	守安次郎	同	吉村次三郎	同調役	仲喜一
行政官筆生	井上隆藏	同	高柳梅次郎	勘定役	湯口得三郎
同	佐藤實吉	驛遞判事	長田喜八郎	出納司附屬	中川忠三郎
辦事附屬	高野庄五郎	同附屬	庄田彌曾次	同	中村傳之丞

尾州藩取締 三月十一日、尾州藩監察は左の數條を家中に令し、組支配に至るまで其意を通達せしむ。

今般東京御再幸ニ付、草莽過激之徒漫リニ僻說暴論を鼓張いたし、浪徒を煽動し、其餘波尾國ニ連及し、蠢愚之輩を蠢惑し、鳴海池鯉鮒邊に而奉駐鳳輦杯と、不容易浮説有之哉ニ付、御廟堂におゐても御苦慮之趣相聞、以之外之事候、全く無根之流言には可有之候得共、若哉如何之舉動生し候而は、忽チ御國難を醸し、從來勤王之御素志ニ反シ、君上之御不爲メ相成候ハ必然ニ付、御留守中深く御心痛被遊候條、御通輦之折柄、末々迄も別而恪謹一意ニ朝旨を奉體し、聊も心得違無之様可申通、萬一命令を犯候者於有之は、嚴重可被處罪科事。

但市在之小民ニ至迄も、能々申諭、街道筋不及申、御領境中、兼而觸置候通、浮説之者留置候義ハ決而有之間數候得共、尙更嚴重遂穿議、怪敷者立入徘徊等致候ハ、速ニ捕押ヘ、手ニ餘リ候ハ、討取候共、不苦候條、夫々急度可相心得事。

右之通御家中末々迄不洩様、迅速可被相觸候。

寫

今度 御再幸 御發輦も被爲在候折柄ニ付、不審成者等有之、自然如何之義出來候而は、以之外之儀に付、御家中末々并家來等ニ至迄、深く謹慎、猥他行致間敷候。其内無據子細有之他行之節ハ、過日爲相觸候通、無提灯ハ不相成候間、御家中之輩末々迄不洩様、早速可被相觸候。

一今度 御再幸之節、僧尼法體之輩、御通輦御道筋江罷出拜し候義可致遠慮事。

一御通輦御當日、三日已前、御領分中、火葬遠慮可致事。
一御通輦ニ付、來ル十四日、十八日迄、鐵砲放候義可致遠慮事。
一御通輦被爲濟候迄、火之元念入、別而相慎可罷在事。

右之條々之趣心得違無之様可致旨、執政被申聞候付、相達候、組支配之方江も可被達候。

三月十一日

監

察

主なる供奉員

輔相	中山准大臣忠能	内侍所	裏松中務權少輔勳光	鍋島中納言齊正
議定	德大寺大納言實德	藤波三位教忠	藤島權尉	三園三位
	中御門大納言經之	倉橋大藏卿泰聰	白川三位資訓	木戸準一郎
	松平中納言慶永	六條少將有容	飛鳥井前大納言季知	大久保市藏
參與	阿野中納言公誠	石山左兵衛督基之	高野少將保美	副島二郎
	廣澤平助	武者小路少將公香	萩原右衛門佐員光	大隅四郎
	坊城右大辨宰相俊政	中御門皇太后宮大進經之	石井民部大輔行光	後藤象二郎
	五辻彈正大弼繼仲	御後車之分	岩倉大納言具視	小松玄蕃頭
	神山五位	蜂須賀中納言茂詔	岩倉大納言具視	平松甲斐權佐
	千種中將有之		岩倉大納言具視	門脇五位
近習	三條西大納言季知		岩倉大納言具視	御先着
	堀河新三位親賀		岩倉大納言具視	戸田大和守忠至
	高辻三位修長		岩倉大納言具視	鷲津九藏
	富小路前中將敬直		岩倉大納言具視	神祇官
	長谷少納言信篤		岩倉大納言具視	近衛新左大臣忠房
	東園侍從基愛		岩倉大納言具視	會計
	石野左衛門權佐基將		岩倉大納言具視	福羽文三郎
			岩倉大納言具視	刑法
			岩倉大納言具視	大原中納言重德

供奉の服装に就いて述べんに、公卿諸侯は、御出輦御着輦等には衣冠着袴とし、社參の際は衣冠單差貫たらしむと雖も、御拜奉仕の輦は束帶、途次は狩衣直垂を混用し、從者は大口又は小袴を着せしむ。但し徵士・二等官以下に在りては、御出輦御着輦共に直垂を着し、非番の際は羽織袴隨意たらしむ。而して是等の供奉員當番たるものは、皆騎馬たるを要し、足痛・雨中又は夜中に當りては、乘輿を許可さるゝことゝす。以上二月二十八日の命。

二月廿八日、供奉員の從者及び荷物の規則を左の如く定む。

- 公卿諸侯 帶刀六人 刀指一人 小者七人 輿通シ雇八人 馬一匹〔荷物〕
- 長持二棹 竹長持一棹 兩掛二荷 笠籠一荷
- 二等官及三等官 帶刀四人 刀指一人 小者六人 輿通シ雇八人 馬一匹
- 〔荷物〕長持一棹 竹長持一棹 兩掛一荷
- 四等官及五等官 帶刀二人 小者二人 〔荷物〕切棒一挺 兩掛二荷 笠籠一荷
- 六等官七等官及八等官 帶刀一人 小者一人 〔荷物〕切棒一挺 兩掛二荷

今次の行幸は天下の大小侯伯・中下大夫・上士等、供奉の數頗る多きを以て、上下の疲勞を醸さむを恐れ、専ら輕装を用ひて冗費なからしめたり。以上三月六日の命。

供奉員の從者が沿道に於て主家の權勢を恃み、下民の疾苦を來す勿らしめむことを嚴に布達したる、供奉員の提灯の數を定めたる、宿札の寸法を定めたる、其準備の頗る精緻なるを知るに足る。

鹵簿列次

三日前出立

(前驅) 徳川三位中將義宜

(前衛)

彦根兵隊半大隊

井伊中將直憲

騎馬

澤渡河内大掾 帶刀

帶刀 同 同

綾小路少將有良

騎馬

帶刀 同 同

六條少將有容

從者

御灯唐櫃

新見内匠少屬 帶刀

帶刀 同 同

同上

大島左馬大允

帶刀 帶刀

御羽車

駕輿丁

西池左兵衛大尉

御警衛士三人

帶刀 帶刀

吳床 吳床

簀薦 二人

倉橋大藏卿泰聰

同上

從者

御警衛士三人

帶刀 帶刀

交野左京大夫時萬

從者

同上

御羽車

駕輿丁

上田左近番長

御警衛士三人

帶刀 帶刀

吳床 吳床

簀薦 二人

白川三位資訓

從者

町尻少將量衡

同上

從者

水口藩

加藤能登守明重

同上

從者

御辛櫃

徳岡大膳大進

帶刀 帶刀

同

神代上野大掾

從者 同上

同

村田大舍人少屬

從者 同上

同

奥田掃部大屬

從者 同上

同

山本大和太掾

從者 同上

簀薦

山名中務少丞

從者 同上

山口筑前守

從者 同上

山口少内記

從者 同上

徳岡内藏大允

從者 同上

(御警衛)

加藤能登守

人數

小野筑前守

從者 同上

小野越後守

從者 同上

平岡掃部權助 從者
堀川大藏少丞 從者
押小路大内記 帶刀
幸德井筑前守保文 帶刀
幸德井陰陽助 從者

内外印櫃
林内豎頭 從者
青木雅樂權助 從者
篁薦^{二人}
入江大夫爲福^{騎馬}
帶刀 同
帶刀 同

石野左衛門權佐基將 從者
裏松中務權少輔勳光 從者
東園侍從基愛 從者

間島萬次郎冬道^{騎馬} 帶刀 同
神山四位 從者
阿野中納言公誠^{騎馬} 帶刀 同

池田中納言茂政 從者
中御門大納言經之 從者
中山儀同忠能 從者

三條右大臣實美 從者
四辻宰相中將公賀 從者
武者小路少將公香 從者
小森縫殿少允 從者
長野圖書小允 從者

土山長門介^{從者}
堀川新三位親賀^{從者}
葱花輦^{駕輿丁長四人}
高辻三位修長^{從者}
水口彈正少忠^{從者}
大原太宰大典^{從者}
萬里小路權右中辨通房^{從者}
柳原右小辨^{從者}
藤木肥後介^{從者}
雨皮^{吳床}
篁薦^{二人}
壬生左大史 帶刀

安田三河掾 帶刀
進藤左近番長^{從者}
御板輿^{從者}
栗津右兵衛權少尉^{從者}
石田左兵衛大尉^{從者}
戶田左兵衛大尉^{從者}
青木左兵衛權大尉^{從者}
内海宮内少錄^{從者}
雨皮^{吳床}
篁薦

山田中務帶刀
 御草鞋
 山田右膳帶刀
 御鞍置御馬
 下乘
 口付
 御轡
 詰使番
 御用掛
 帶刀
 下役
 御衣着
 御馬

詰使番 口付
 御用掛
 從者
 下役
 御衣着
 御馬
 下乘 口付
 詰使番 口付
 御用掛
 從者
 下役
 御用掛
 同上

御馬具入辛櫃宰領
 戶田備後守騎馬
 御用掛
 帶刀
 御用掛
 帶刀
 乘役
 帶刀
 下乘
 竹馬
 乘役
 帶刀
 下乘
 竹馬

御長棹宰領
 御馬醫藥籠
 坊城右大辨宰相俊政騎馬
 帶刀 同
 帶刀 同

千種三位有文
 同上
 從者
 中村幹之助
 帶刀
 長松文輔
 帶刀
 小牧善次郎
 同上
 從者
 谷森眞男
 同上
 從者

小橋恒藏帶刀
 井上主膳帶刀
 渡邊大監帶刀
 山本大助帶刀
 市川右衛門帶刀
 御衣櫃
 山科出雲守帶刀
 同上

山科筑前守從者
 同上
 粟津長門守從者
 同上
 袖岡越中守從者
 同上
 時岡神祇少史從者
 同上

同
 佐々木主水帶刀
 簀薦
 同
 御茶湯櫃
 非藏人帶刀
 非藏人帶刀
 御水器
 御藥櫃
 御醫帶刀
 御醫帶刀

御膳辛櫃

御厨子所 帶刀
御厨子所 帶刀

三條西大納言季知

騎馬 帶刀 同
帶刀 同

飛鳥井前大納言雅典

從者 同上

石山左兵衛督基文

從者 同上

高野少將保美

從者 同上

萩原右衛門佐員光

從者 同上

竹屋左衛門佐光有

從者 同上

中御門皇后宮大進經之

從者 同上

石井民部大輔行光

從者 同上

藤島左衛門權大尉

帶刀 同

深尾内藏少允

帶刀 同

(後衛) 加州兵隊半大隊

垣内尾張介

帶刀

前田宰相中將慶寧

騎馬

軍務官權判事

御列外供奉

木村三郎

帶刀

西村亮吉

帶刀

行列の進退は、太鼓を以て之を報ず。即ち進むには二音、止まるには一音とす。而して人數の催は一音とし、供奉揃二音、御出轡三音とす。

驛遞の取締

二月、御東幸に就いて人馬賃錢を定則の十倍増に改め、大小俵伯中下大夫上士等の東下に際して、人馬使用の高を左の如く定めたり。

大藩供連百人迄

繼人馬

東海道當日 七十八人 十五匹
外街道當日 三十五人 八匹
東海道平日 三十五人 八匹
外街道平日 十八人 四匹
中藩供連七十人

外街道當日 二十五人 五匹

東海道平日 二十五人 五匹

外街道平日 十三人 三匹

小藩供連五十人

繼人馬

東海道當日 三十五人 七匹
外街道當日 十八人 四匹
東海道平日 十八人 四匹
外街道平日 九人 二匹

中大夫供連十人

繼人馬

東海道當日 八人 一匹
外街道當日 五人
東海道平日 五人
外街道平日 三人
下大夫供連八人

繼人馬

東海道當日 六人 一匹

外街道當日	四	人	繼人馬	外街道平日	二	人
東海道平日	四	人	東海道當日	六	人	以上
外街道平日	二	人	外街道當日	三	人	二月
上士供連六人			東海道平日	三	人	驛遞司

旅籠料に於ても亦嚮に之が調査を行ひ、此月左の如く規定して、軒別に之を貼付せしめたり。

但し地方の状況により、物價格外の相違あるより、佐屋・三島間の各驛は、
 一人に付
 上之分二百文 中之分三百文 下之分二朱

に改められたり。猶宿驛取締に關して、驛遞司より草津・關・桑名・熱田・吉田・新井・濱松・金谷・府中・蒲原・三島・小田原・品川の十三箇所に吏員各二名を派出し、各藩縣と協議して處務せり。熱田及び吉田に派遣せられしは、

(熱田)塚原甲吉 土谷廣助 (吉田)一井廣次郎 段野信次郎
 なり。三月、驛遞司は前記十倍増に關して、更に注意する所あり。其文左の如し。
 御東幸中、諸藩人馬繼高制限相立、其上賃錢十倍増被_レ 仰出候得共、右ハ全ク

相對賃錢同様之以_レ思召、驛々ニ多分之足シ賄不入様トノ御趣意、然ル處是迄相對ト申セバ、一概定賃錢之倍杯ト心得居候者有_レ之趣相聞、此度之儀ハ右様之心得違無_レ之、相當之賃錢可_レ請取者、勿論之儀ニ候得共、尙又心得違之者モ可_レ有_レ之候間、驛遞司ヨリ兩人ツ、所々傳馬所へ出張取締爲_レ致候間、於_レ其藩モ支配驛々へ掛_レ之者兩人ツ、出置、是等之弊風屹度相改候様、取締有_レ之度事。

第二節 臨幸

三月十六日 七日卯下刻、午前七時、京都御所を御發輦。順路昨秋の如し。十六日卯下刻、桑名城下大塚與六郎方行在所を御出輦ありて、白鳥丸に召させられ、船中「戀くどき」と云ふ御船唄を聞かせ給ひ、船人は昨秋に同じ、巳半刻午前十一時、前須新田に御着船あり。

戀くどき

昔も今も末代も、つきせぬものは戀の道、戀する人の筆のあと。心をつくし牡若三河にかけし八橋の、雲でに物や思ふらん、ゑいやよへいや此の。もじもそいろにかゝれたよ。さまは高間の峯より出る、朧月夜によそながら、一目見しより衛士がたく、火にあらねども、いやむねのあいだの螢火は、亂れてひかり、ま獨りこかる、あま小船かや、さいたかな、身は浮草のよるべなししづみ

もやらでうらめしや、君はゆめにも白雪の、消ゆるばかりに思へども、手にも取られぬ月の中、かつらの如きの君なれば、忍いやへいやこの。

「飛立ばかり思ひぬの、よるの衣をかへしては、戀しき人は見へもせず、まどろむひまもあらざれば、ゆめのたよりもなどや、かほどこがる、我こゝろ、せめては君に知らせなん、我もしらばや浮人、心の中やいかならん、またいつの日のなんときか、思ひのたねとなりぬらん、この。」

「いろは花田のひたち帯、とくや鹿島のちかいにも、しゆらべも「めぐりくく」てむすびあい、此。

「賤がおもひの亡執を、はらし玉へや神佛、かなふまじくは中々に、露の命をめされなん、かくは思へどまてしばし、君を見初めしことの葉を、人こそしらね、御ゑんむすふも神や佛の引合せ、さへたる月に隈かゝり、色よき花に風吹くも、もれぬ浮世のならひなり、つれなの君の御心や、そさま。」

それより堤通を経て、佐屋驛に御着輦あり。脇本陣加藤五左衛門方に午饌を召させ給ふ。暫時にして佐屋驛を御出輦あり。神守驛本陣猪飼猪三郎方萬場驛本陣溝口友四郎方高須賀村御用所等に御小休ありて、申刻午後四時熱田驛に御着輦あり。徳川義宜の西濱屋敷を以て行在所と爲す。但し内侍所は八劔宮へ入らせ給ふ。慶勝鯛二尾、義宜生魚一桶を上る。熱田大宮司千秋加賀守、神

符及び熨斗を獻ず。熱田社へは坊城俊政を遣はし、御代拜を爲さしむ。此日輔相以下供奉一同及び前後警衛の兵士に酒肴を賜ひ、義宜の警衛兵士に金一萬匹を賜ふ。

三月十七日 例刻、熱田驛御發輦。鳴海驛本陣下郷良之介方東阿野村三田無忍方に御小休ありて、巳下刻午前十一時池鯉鮒驛に御着輦。本陣永田清一郎方に午饌を召させらる。刈谷藩主土井淡路守利教、天機を伺ひ、眞綿五把を獻上す。西端藩主本多對島守忠、亦天機伺の爲め參上す。暫くして御出輦あり。大濱茶屋本陣高井善兵衛方に御小休あり。吉田藩主大河内信古の重臣天機を伺ひ、杉原紙一臺を獻ず。未半刻午後三時頃、岡崎驛に御着輦ありて、本陣服部専左衛門方を行在所とす。舉母藩主内藤丹波守文成、西太平藩主大岡越前守忠教、西尾藩主松平和泉守乗秩名代左衛門佐等、天機を伺はんが爲めに參上し、忠教は木綿五端、左衛門佐は杉原紙一箱を獻ず。

三月十八日 例刻、岡崎驛御發輦。松平左衛門佐境上に奉送す。藤川驛本陣大西喜太夫方に御小休ありて、巳刻赤坂驛に御着輦。本陣平松彦十郎方に午饌を召させ給ふ。吉田藩主大河内信古境上に奉迎し、半原藩主安部信發、行在所に至りて天機を伺ふ。夫より伊奈村加藤彦藏方に御小休ありて、申刻許に

吉田驛に御着輦。本陣中西與右衛門方を行在所となす。信古行在所に参りて、眞綿一臺を獻ず。此日吉田藩警衛の兵士に金一萬匹を下賜せらる。

三月十九日 例刻吉田驛御發輦。二川驛本陣馬場彦十郎方に御小休あり。夫れより遠州に入り、巳下刻荒井驛に御晝餐あり。大河内信古參上して天顔を拜す。是より今切を渡り、其夜は濱松驛に泊御となれり。此日供奉一同、前後警衛の兵士に酒肴を賜ふ。又徳川義宜の兵士に金一萬匹を下賜せらる。此月廿八日午刻、主上は御恙なく東京城に着御なれり。

本月十六日、風輦駐於熱田、翌日向東。

先之三日、公駕發熱田、爲先驅。

森村作左衛門 宜良

公駕向東道、登高多所思。前驅牽鳳輦、巡狩進龍旗。淡靄鳴禽颺、閑花流水遲。攀躋須固體、不是漫遊時。

東京御再幸之御時、拜鹵簿、謹而作長歌短歌。

山田 千疇

世の中はうれたきものか、歳々に、移り變りて、掛まくも、あやに恐こき大倭根子、天皇は鳥が鳴く、吾婦の國に玉くしげ、再びましぬ武士の、八十伴のをは、日本の、

これの大倭の、うつくしき、姿を變へて夷等が、きたなき衣を、まつぶさに、いとり着よそひ彼國の、笛と太鼓を吹ならし、打とゝろかしみをまへに、みともまつらふ珍らしと、見られましたものか勇ましと、云はましものか久堅の、天にます神あらがねの、地にます神いかさまに、おもほしめさむ玉葛、かくある事は古より、今も聞かぬを空蟬の、此世の中は、いとく、かなしきものかうれたきものか。

ますらをよえみし衣はよそふとも

大和心を忘るなよゆめ。

第三節 聖 德

簡素仁恤の御趣意 御再幸に關しても亦前年に等しく簡易質素を旨として、下民の難澁とならざることを深く戒めたる令、數、發布されたり。今其一二を左に掲ぐ。

御道筋府藩縣へ

今般再 御東幸ニ付テハ、御道筋府藩縣トモ簡易ノ御趣意ヲ奉戴、諸事取扱可致候。殊ニ追々農事繁多ノ時ニ趣キ候得バ、人夫ノ使役等別テ心ヲ用ヒ、無益

ノ設致間敷、總テ昨年之御振合ヲ以テ萬端可ニ取扱候、尙委細ノ儀ハ、近々御道調
ノ者罷越、可及差圖候間、此旨相達候事。

二月十九日

諸侯中下大夫上士

比年天下多事、兵隊發遣等打續、上下疲弊之折柄、猶又今般大小侯伯東京へ被
爲召候ニ付而ハ、多分之冗員召連レ、無益之費用有之候テハ、深キ 叡慮ニ不相
副ノミナラズ、御一新之盛績不舉事ニ付、前日供連レ御規則被ニ 仰出モ有之候
得共、尙精々簡略ヲ主トシ、東京往來ハ勿論、平素タリトモ、從者ハ唯事ヲ辨スル
ノミニ致シ、一己之事ハ自ラ之ヲ辨シ、左右無益之使役ヲ不置、務テ從來之弊習
ヲ除キ、維新之實效相立候様、屹度可ニ心得旨、被ニ 仰出候事。

三月六日(太政官)

東京府

今般再 御臨幸、近々 著御可被遊、斯ク 聖躬ヲ被爲勞候儀ハ、追々被ニ仰出
候通、速ニ國家治安ノ大基礎被爲立、四海和穆、衆庶各得其所候様ニトノ御仁恤
ノ思召ニ候條、市中末々ノ者ニ至迄、厚ク 御主意ヲ奉拜戴、假初ニモ等閑ニ不
相心得、益職業相勵ミ、各其分ニ隨ヒ、奉公ノ心得肝要ノ事ニ候條、此旨府下末々
迄、無洩可ニ相達御沙汰候事。

三月廿四日

第四章 皇后御東行

明治二年十月

第一節 行啓準備

下民綏撫の御趣意と供奉員取締令 皇后宮東京行啓の事は、明治二年九
月十九日を以て仰出され、此月下民綏撫の御趣意より出でたる各種心得を
供奉員以下の輩に至るまで嚴重に達せられたり。即ち左の如し。

今般 皇宮 行啓被ニ 仰出候ニ付テハ、第一民ノ疾苦ヲ被爲厭、御輕辨ヲ專
ニ被ニ遊候御趣意ニ候、殊ニ近來海道筋非常之往來打續キ、下々之難儀、其上今
歲雨天相續キ、農民作ヲ失ヒ、窮苦不成一方折柄、先般厚被ニ 仰出候御趣意モ有
之、旁以供奉之面々下々ニ至ル迄、殊更深ク御綏撫之御趣意ヲ奉戴シ、沿道休泊
人夫遣方等、厚ク心ヲ用ヒ、下方之難澁相救ヒ候様取扱、舊弊ニ習ヒ權威ケ間敷
振舞決テ有之間敷事。

- 一 當日御休泊多人數ニ付、供奉中面々於驛々諸賄等不行届之儀モ可有之候條、
兼テ相心得居、其場ニ至、彼是申立候儀、決テ致間敷事。
- 一 御定御休泊之外ニ於テ、自分勝手ニ支度等決テ致間敷事。
- 一 御道中供奉下々ニ至ル迄、男女之制法堅ク可ニ相守事。

一 供奉之面々下々ニ至迄、旅宿ニ於テ娼婦等呼寄セ、酒宴ケ間敷儀決テ不相成候事。

一 供奉下々并又供之向、下宿ニ於テ博奕、諸勝負決テ致間敷事。

一 供奉之面々支度料、大札・小札割合ヲ以テ被渡下候間、道中筋ニテ買物トイヘトモ、其割合ヲ以テ正路ニ仕拂可致候。

一 御道中筋監察トシテ、彈正臺供奉之面々旅宿へ臨時ニ巡察可致之間、此段兼テ相心得居可申事。

一 宿驛ニ於テ不都合之次第有之候ハ、其趣供奉彈正巡察へ可訴出事。

一 御道中筋總テ御列奉行之指揮相請、違背有之間敷事。

一 御輿脇猥リニ小者等徘徊停止タルベク、駟之者萬一用向有之節ハ、帶刀之者無禮無之様、通行可致事。

一 供奉之面々所勞・足痛之節、御憐愍ヲ以宿駕被下候間、精々勘辨ヲ致シ、無餘儀分ハ其主人ヨリ印形ヲ以、御泊彈正巡察へ可願出事。

但重病ハ其驛ニ可留置事。

右之通被ニ仰出候間、家來末々ニ至迄不洩様、可相達事。

尾州藩の布令 十月七日、尾州藩監察は士族より卒族に至るまで洩れなき様に、左の數件を布告したり。

今度

皇后宮 行啓、當月五日西京 御發輿被ニ 仰出候付而ハ、當月十日熱田驛 御泊輿ニ付、御支配地 御通輿中、左之條々堅可相守候。

一 僧尼法鉢之輩拜輿可致遠慮事。

一 穢之者遠慮可致事。

一 御當日三日以前ヨリ葬式可致遠慮事。

一 御道筋江罷出候役之衆、服麻上下之筈候事。

一 鐵炮放候儀可致遠慮事。

一 火之元入念可致事。

御道調 皇后宮御東行に就いて、御道調の爲め五辻少辨以下を遣はし、各驛本陣等を調査せしめらる。此一行は東京を發し、九月九日岡崎泊、十日池鯉鮒晝、同日熱田泊にて西下せり。此調査の結果として、御休泊の場所は都て從前の本陣其他に命ぜらるゝことゝなれり。
御道調一行の主なる姓名左の如し。

五辻少辨	營繕司	秋山土木權大佐	營繕司	高野庄五郎
渡邊正五位	同	西村土木少令史	同度司	野村用度司大令史
市川宮内大録	同	塚本土木少令史	同	櫻井用度司大令史
彈正臺	同	八木梅太郎		

鹵簿列次 京都御發輦ありし時の列次左の如し。

口付	侍		傘持		警固方	同	同	同	同
口付	松田大參事	騎馬			警固方	同	同	同	同
口付	侍		沓持		同	同	同	同	同
					合羽籠				

同	同	雨具	入長持	一小隊	兵隊	一小隊	酒井一門	騎馬
同	同	辨當		五十二人		五十二人	代	永田武 主從十三人

(總勢九十五人) 肥後兵隊 一小隊 (蹴上々迄) 六門 同 口付 從四位三室戸和光 騎馬 (主從十四人) 六門 同 口付

帶刀	同	小者	口付	千種有任	帶刀	同	小者
帶刀	同	小者	口付	含二十二入	帶刀	同	小者

口付	正三位清岡長説	騎馬	帶刀	同	小者	口付	正四位大原重實
口付			帶刀	同	小者	口付	

騎馬	帶刀	同	小者	兩掛	笠籠	口付	野宮皇后宮大夫定功	騎馬
帶刀	同	小者	小者	口付		口付		

帶刀	同	小者	小者	兩掛	笠籠	御守櫃	守護使番	御歌書櫃	同
帶刀	同	小者							

使番 小者
使番 小者
兩掛 同
兩掛 同
笠籠 同
笠籠 打物
山科郷士
山科郷士
山科郷士
下藤
伊奈野(西四子 元美作)
使番 小者
使番 小者

兩掛 同
笠籠 打物
山科郷士
山科郷士
下藤
御生前(吉田 祥子)
使番 小者
使番 小者
兩掛 同

笠籠 打物
山科郷士
山科郷士
年寄
藤坂(岡本 延子)
與脇
小者
兩掛 笠籠 打物
山科郷士
山科郷士

年寄
藤川(堀川 武子)
與脇
小者
兩掛 笠籠
三仲間
磐城(水 圭)
與脇
下部
兩掛 笠籠

三仲間
千壽(岡本 貨子)
供連
三仲間
阿以(賀茂 保子)
供連
表使
津山(市岡 胡子)
供連
同
やを(藤木 光)

供連 同
みと(松浦 雅子)
供連 同
濱江(森 信子)
供連 同
同
花垣(藤原 寛子)
供連 同
同
糸崎(柏村 經子)

供連 同
五辻少辨安仲(騎馬)
帶刀 同
帶刀 同
同 同
小者 小者
小者
兩掛 笠籠
市川宮内

大録 帶刀
上下三人 小者
小西史生 帶刀
上下三人 小者
小者
兩掛 笠籠
口付 口付
堀川皇后宮亮

親賀騎馬 帶刀 同 同 小者
帶刀 同 同 小者
小者
兩掛
笠籠
口付
正四位石野基安騎馬

帶刀 同 同 同 小者
帶刀 同 同 同 小者
小者
後兵隊 一小隊 口付
五十五人 口付
衛後
淀藩 稻葉篤實騎馬
上下八十三人 帶刀

同 同 小者 小者 小者
肥後一小隊 五十五人
雜具群行

京都府所藏中宮行啓一件に基きて掲ぐ。太政官日誌所載のものとは比して少異あり。

第二節 御臨啓

御發着 十月五日辰中刻午前九時、御板輿に召させられて京都御發輿。九日桑

名驛に御泊あり。十日寅中刻午前五時桑名を御乗船ありて、辰上刻午前八時須に御着船。巳中刻午前十一時佐屋驛に御着輿。神守驛萬場驛に御小休ありて、酉刻前熱田驛に御着輿。西濱屋敷に御泊なり。熱田一社の御祓を獻上す。大宮司千秋季福參上して御機嫌を伺ふ。名古屋藩知事徳川義宜參上して御機嫌を伺ひ、生鯛一桶尾三を獻上す。即ち御包物、御菓子を賜ふ。翌十一日卯刻御出輿。辰刻鳴海驛御小休。巳刻過東阿野村三田無忍方御小休。午刻池鯉鮒驛本陣永田清一郎方御書。未刻過大濱茶屋本陣高井善兵衛方に御小休。申半刻午後五時岡崎驛に御着。本陣服部専左衛門方に御泊なり。
十二日卯半刻、岡崎驛御出輿。辰刻過藤川驛御小休。巳半刻過赤坂驛御書。午半刻伊奈村御小休。未半刻午後三時豊橋驛八月吉田驛改名に御着輿。本陣中西與右衛門方に御泊なり。藩知事大河内信古參上して御機嫌を伺ふ。翌十三日卯半刻、豊橋驛御發輿。辰半刻午前九時二川驛御小休。遠州に入り給ひて新井驛に御泊。夫れより御東行日積りて同月廿四日に東京城に着御なれり。

第五章 英照皇太后御東行 明治五年三月

御東行準備 明治五年三月五日、皇太后宮來三月下旬東京に行啓あり、御道筋は東海道を御通行の旨布告せらる。同日御休泊御旅館等取調の爲め、宮内省より先着の官吏を派出せしめて、諸事を照合す可きを命ず。七日正院は陸軍省に達して、御道筋警衛を鎮臺分營に命ぜしむ。同月九日、内史より井關名古屋縣權令に令して曰く、

不良之徒、今以テ各處に潛匿、出沒暴行之間有之候處、今般 大宮東京行啓ニ就テハ、萬一御途中妨害モ有之候テハ、不容易儀ニ付、管下嚴密取調致シ、右等ノ間有之候ハ、鎮臺分營申合、搜索方精々注意可致事。

縣は此月廿四日付を以て、之を各村に布告したり。同月廿六日第十九區戶長は、各庄屋に向つて熱田御泊輿中の心得方を通達せり。

- 一 御道筋へ關係ノ村々ハ、掃除入念取計不淨瓶等不危様蓋致シ、路傍菰雪隠等青葉圍取計、都テ 御目障不相成様可致事。
- 一 開帳札善之綱、其餘建札宿札等取入レ、都テ高キ處ヨリ物之不落様心掛可申事。
- 一 葬式道具持運ノ儀、並火葬等相慎事。

一 御通輦前後三日、獵師共鐵砲不可打事。
一 拜見ノ者共、敷居内ニ平伏罷在、不敬ノ儀無之候様可相心得事。
一 一村役人共最寄々々へ罷出、拜見人不敬無之様可致制止候事。
一 火之元別テ入念可致用心候事。
右之通可申通辭旨、御出張御官員中ヨリ御談有之候條、在住ノ貫族社寺平民等無殘、至急屹度申通辭、承知ノ境村下ニ令、印刻付無滯廻達、留村ヨリ返戻候也。
額田縣は其前日に火の元大切、市中鳴物停止等に就いて岡崎驛に令したり。次いで御休泊割を定め、十九日宮内省より各縣に通達す。

御通輿 三月廿二日卯半刻、午前七時、雨の中に御出輿、先發女官は常磐井、楊梅、かつら、あし垣にして、供奉は鹽小路、柏井、貫河、いそら等なり。廿七日前須驛、正十八日福田と共、に御着、御小休あり。此地御野立同様の場所にして、御上陸の地邊に杭木を建て、幕張をなしたり。此時驛路の設立日猶淺きを以て、舊路を御通行となれり。随つて佐屋村、神守村、萬場村、岩塚村は當日既に驛制荒廢し、人足の繼立所に於て諸紙蠟燭等の下附を出願するものあるに至れり。御通輿の後、是等諸村に對し四日間農事休業勉強したるの廉を以て、夫々の日當を下附せられたり。以て驛路盛衰の狀況を察すべし。佐屋村にて御晝あり。萬場村にて御小休。こゝも御野立同様なれば、御小休所前に幕張りをなせり。萬場

川は御渡船にて、御乗輿臺を船中に新造したり。此時萬場川渡船不足にして、御召船より供奉員の乗船に至るまで、大方は名古屋木挽町より雇入れたるものなり。當夜は熱田驛泊御なり。廿八日朝、熱田御發輿、鳴海驛、東阿野村三田無忍方に御小休あり。知立驛にて晝饌を召され、岡崎驛本陣服部專左衛門方に泊御となる。廿九日藤川驛御小休。赤坂驛平松彦十郎方にて御晝。豊橋驛御泊なり。翌朝同地御發輿、東に向はせられ、四月十二日午前九時過、東京赤坂御所御安着遊ばされたり。

第六章 皇后京都行啓

明治九年十一月

御發輿日御治定

明治九年孝明天皇十年御祭典に就き、皇后宮は御參拜の爲め、來る十一月十日東京御發輿、西京へ行啓の旨、十月六日を以て仰出されぬ。愛知縣にては、十月十一日始めて布達あり。然るに十一月四日に至り、行啓急に御延引の旨仰出され、次いで十一日御布告あり。愈來十一月廿日を以て御發輿、東海道筋を御西下の旨仰出さる。

御道調

十月十一日、宮内省八等出仕白川勝文外一人、東京を發して、御道筋の調査に向へり。勝文等は廿日二川驛を發し、藤川驛に一泊、翌日は岡崎御泊所、大濱茶屋御小休所、鳴海御晝所、東阿野御小休所等を見分して西行せり。沿道御休泊所諸修繕其他の入費は、總て宮内省に於て仕拂ふ事とす。十月十日又各縣にて豎三尺五寸幅一尺一寸五分厚一寸二分の建札を製し、之に「御休」又は「御泊」と書し、御晝又は御泊旅館前へ掲げしむ。十月十日、宮内省調度課よりは十三等出仕長江紀綱先發を命ぜらる。十月一日。

警衛

皇后宮行啓は、途中御守衛の兵を従はしめず、只近衛士官五名下文にその姓名を供奉するのみなれば、御旅館竝に途中の御休所等警戒には、地方警察

官をして之に勤務せしむ。十月十日十一月廿六日、縣廳の行啓御用掛は、二川驛より前須驛に至る沿道用掛に令して、御通輿當日風呂屋其他大焚火を遠慮すべきの旨を沿道各驛村へ達せしむ。當日熱田にては鎮臺歩兵三大隊此の凡二千軍禮服にて出張、通御筋兩側に立ちて警衛を勤めたり。着御の後、一旦其場所を引取り、翌朝再び出張、前日の如く警衛の任に就き、熱田に至るまでに備へ、御通輿の後は退去したり。但し御通輿の際、辻々の警固には巡查を配せり。

主なる供奉員

宮内省	出納課	權掌侍
萬里小路大輔	櫻井大錄 大木十四等出仕	唐橋貞子
杉少輔	内膳課	壬生廣子
津田少丞	山本九等出仕 福田十二等出仕 外十人	命婦 三上文子
伊東二等侍醫	内匠課	同 西 西子
高階六等侍醫	小堀十等出仕 石川十五等出仕	同 中原明子
宮内一等藥劑生	調度課	女 孀 寺島留子
石川四等藥劑生	内延課	同 蟲鹿良子
庶務課	雜掌 八名	同 山田重子
淺田大錄 青木少丞	御内儀懸	同 朝山龜子
	柴田中錄 河端少錄	
	御厩課	
	大木十五等出仕	
	典侍 高倉壽子	

鹵簿列次

同	柏村經子	少尉	倉光 利諒	少尉	山田 有信
近衛士官		同	倉橋 愛橋		
少佐	山口 素臣	同	南 孝光		
警部 <small>馬</small>	地方官 <small>馬</small>	近衛士官 <small>馬</small>	雜掌 <small>馬</small>	同	仕人 直丁
		近衛士官 <small>馬</small>	御輿	同	仕人 直丁
		雜掌 <small>馬</small>	同	女官 <small>輿</small>	女官 <small>輿</small>
		仕人 直丁		仕人	仕人 直丁

宮内勅奏任騎馬 侍醫輿 御列外 諸員

縣達 十月十七日、愛知縣令安場保和代理縣大屬野村賀眞は、左の件を達す。

一 御道筋竹柵取設ケ、并ニ川々渡船場假橋架設、及ヒ佛像或ハ不淨所等掩蔽ニ

不及候事。

一 獻上物一切停止ノ事。

一 御通輿之節、往來人差止ルニ不及、尤モ車馬等ハ路傍ニ差控ヘサセ可申事。

十月廿七日、縣令は左の如く區戸長に達す。

東海道驛村ニテ、濫リニ糞尿壺ヲ住還ニ設ケ私用スル向モ有之、道路不潔ノミナラズ、氣發散、夫レガタメニ自然往來人ノ健康ヲ害シ候儀ニ付、右ハ悉皆取除可申候。尤往來ノ便益ニ可相成分ハ保存板圍ヲナシ、總テ臭氣ノ洩レザル様可致、此旨相達候事。

十一月廿六日、縣行啓御用掛は沿道用掛に令し、御通輿當日風呂屋其他大焚火を遠慮すべき旨各驛村へ通達せしむ。又沿道奉迎者の服装は、通常禮服或は黒洋制服を用ひしめ、制服なき者は有合せの洋服を着用せしむべく、十月廿八日を以て縣令より達す。小學校生徒も亦男子着袴拜輿を許し、教師をして注意を怠らざらしむ。

宮内省準備 十月十一日、宮内卿徳大寺實則は、左の心得方を各縣に通達し、御道筋宿驛區戸長等に告示せしむ。

心得書

一 管内通御ノ節、各地方官及警部壹名ツ、騎馬ニテ御先導可致、且御休泊所及

御途中トモ御守衛トシテ巡查可差出事。

但御先導ハ奏判任官ノ内、便宜出仕不苦候。尤モ着服ノ儀黒洋制服ノ事。

一 管内通御ノ節、各縣令參事御機嫌伺トシテ出仕ノ儀、管内便宜ノ御旅館へ可罷出事。

一 各縣令參事奉送迎ノ儀、公務ノ都合モ有之事ニ付、遠近各自ノ勝手タルベキ事。

調度課より用意を命ぜし品左の如し。

御泊の分	御晝の分
一行 燈 十二 <small>上十二</small>	一テーブル 八脚
一油 種 <small>胡麻八合</small>	一椅子 十五脚 <small>内三上等</small>
一燭 臺 凡二十本	一湯沸釜 一
一提灯臺 四基	一金屏風 <small>御居間</small> 一雙
一烟草盆 十	一並屏風 一雙
一並火鉢 十五	一雇人夫 七人
一蠟 燭 三十日掛五十丁 十五日掛五十丁	一雇給仕 <small>十四歳</small> 三人

御泊所入りの荷物は左の如し。

一兩掛

一荷 庶務課

一兩掛

一荷 出納課

一小箆筒

二棹 内膳課

- 一 黒塗長持 一 棹 内膳課
- 一 黒塗網代長持 一 棹 同 課
- 一 御用長持 四 棹 内廷課
- 一 御用長持 五 棹 女 官
- 一 御屏風 二 雙 女 官
- 一 御用長持 七 棹 調度課
- 小簾筒 二 棹
- 小長持 二 棹
- 長持 十六 棹
- 御屏風 二 雙

木札寸法は御休御泊共に堅三尺五寸幅一尺一寸五分厚一寸二分棒二寸八分角長一丈とす。御晝は御休とし、御小休は札なし、御野立は御野立と認む。假御浴室の取建略仕様左の如し。

桁行 拾五尺
梁 六尺

但現場模様ニヨリ縮尺可致。

軒高同出床高等ハ、取合建物ニ倣ヒ、見計ニ可致、柱太サ凡三寸五六分位、桁梁棟攘共、其他寸法ハ柱ニ割合取組、屋根並柿葺、天井張立、廻リ内外トモ、壁羽目、便宜ノ所ヘ明リ取窓拵等、格子欠キ打ニ致シ、障子建込、湯上リ口便宜ニ附、上下留六本棧板戸立込、錠ヅリニ致シ、入口ノ所、前同斷ノ板戸建込、錠ヅリニ致シ、板流一間厚一寸板ニテ、左右ヨリ水流付張立、中央ニ彫樋取付、四方敷居際ニ水返シ打立、御揚所一間ノ處、拭板ニ張立、薄縁敷設之事、但薄縁地方有合ノ表縁ヲ以刺立之事。

假御厠取建略仕様は左の如し。

桁 九尺
梁 四尺五寸

但現所模様ニヨリ縮尺可致。

軒高同出并床高等ハ取合建物ニ倣ヒ造立、柱太サ凡三寸五六分位、桁梁棟攘共、總テ柱太サニ割合取組、屋根並柿葺、天上張立、廻リ内外共、壁羽目、便宜ノ所ヘ明リ取リ窓出來、但木格子共欠打ニテ、足引違、障子建込、床板厚凡一寸位張立、薄縁地方有合表縁等ニテ、刺立敷込、入口引戸上下留六本棧、手輕ニ仕立建込、下須取口ノ扉釣込、錠ヅリニイタシ、落シ箱下須箱等指立取付、惣體木品杉、樅其他、地方有合材ヲ用テ可成簡易、築造可致事、但下須箱ニ摺糠入置可申事。

御休泊所へ賜はる御茶代左の如し。

- 一金二十五圓 御泊
- 一金十五圓 御晝
- 一金十圓 御小休所
- 一金一圓 供奉休所に付軒

御發輿の時間に就いては、十月十八日宮内卿より縣令に達し、左の如く定められたり。

- 一 午前第七時 御發輿、但し御供揃は同六時三十分の事。
- 一 第一撃柝にて支度用意の事、但し二つ拍子。
- 一 第二撃柝にて御供揃の事、但し三つ拍子。
- 一 第三撃柝にて御發輿の事、但し四つ拍子。

御晝竝に御小休の節は、

一第一撃柝にて御供揃の事。但し三つ拍子。
一第二撃柝にて御發輿の事。但し四つ拍子。

御通輿 豫定の如く十一月廿日午前七時、御板輿棒長一丈六尺九寸、輿長四尺七寸、高四尺三寸、幅三尺一寸に御小休。豊橋驛鈴

に召されて御出輿あり。廿七日午後、二川驛山本直一郎方に御小休。豊橋驛鈴
木庄七郎方に御泊あり。同地清水町妙圓寺鈴木方を距ること南三町を以て非常御立退所
となす。廿八日午前六時三十分、同所御出輿。伊奈村加藤謙一方に御小休。赤坂
驛平松彦十郎方御書。本宿驛平岩夫太郎方。藤川驛大西管次方に御小休。午後
三時四十分、岡崎驛に御着輿。專福寺を御泊の所とし、菅生町滿性寺專福寺を距ること東南五町
を非常御立退所と定む。廿九日同所御出輿。大濱茶屋高井善兵衛方に御小休。
知立驛矢田安之助方御書。東阿野村三田柳庵方。鳴海驛下郷次郎八方に御小
休。急に御思召によりて熱田御社參の御披露あり。御輿のまゝ祭文殿まで進
み給ひ、御神拜あり。終つて直に濱野與右衛門方に御着あり。時に午後四時二
十分なり。櫻の間の階下を御寢所と爲し給ふ。此日鎮臺兵は八町畷より熱田
神宮門前までの通路の兩側に整列し、市中消防組は各横坊に出張し、其中を
老若男女先を争ひて拜觀せんとし、四邊熱鬧を極めたり。此時非常御立退場
は、神戸町女紅初め熱田御用懸に於て圓福寺に御立退所を設けしが、濱野氏方裏口富江町より出御、神戸女紅へ御披きを便とするを以て、見分の後、こゝに定む。其地今傳馬町五

六七番 六七番 六七番 六七番
に當る と定む。三十日午前六時三十分御發輿。堀川筋は船橋を架す。中島新田
久田留兵衛方。西福田驛服部宅右衛門方。西舘村志水太十郎方に御小休。前須
驛佐藤七三郎方に御書を召させられ、同所より御乗船ありて、桑名へ向はせ
られたり。其時海上の行列左の如し。

四ツ乗船一艘 巡查一名
四ツ乗船一艘 巡查一名
艦船 警部一名
艦船 地方官
艦船 御輿
サツハ舟 曳舟
同上 同

同上 同
同上 同
同上 同
四ツ乗船 巡查二名
同上 巡查一名
四ツ乗船 巡查二名
同上 巡查一名
艦船 女官
艦船 宮内勅奏

艦船 侍醫
四ツ乗船 制止ノ者
四ツ乗船 制止ノ者
御列外諸員船

かくて豫定の如く四月五日に御着京となれり。

献上の和歌中より

矢作村 川喜多近直

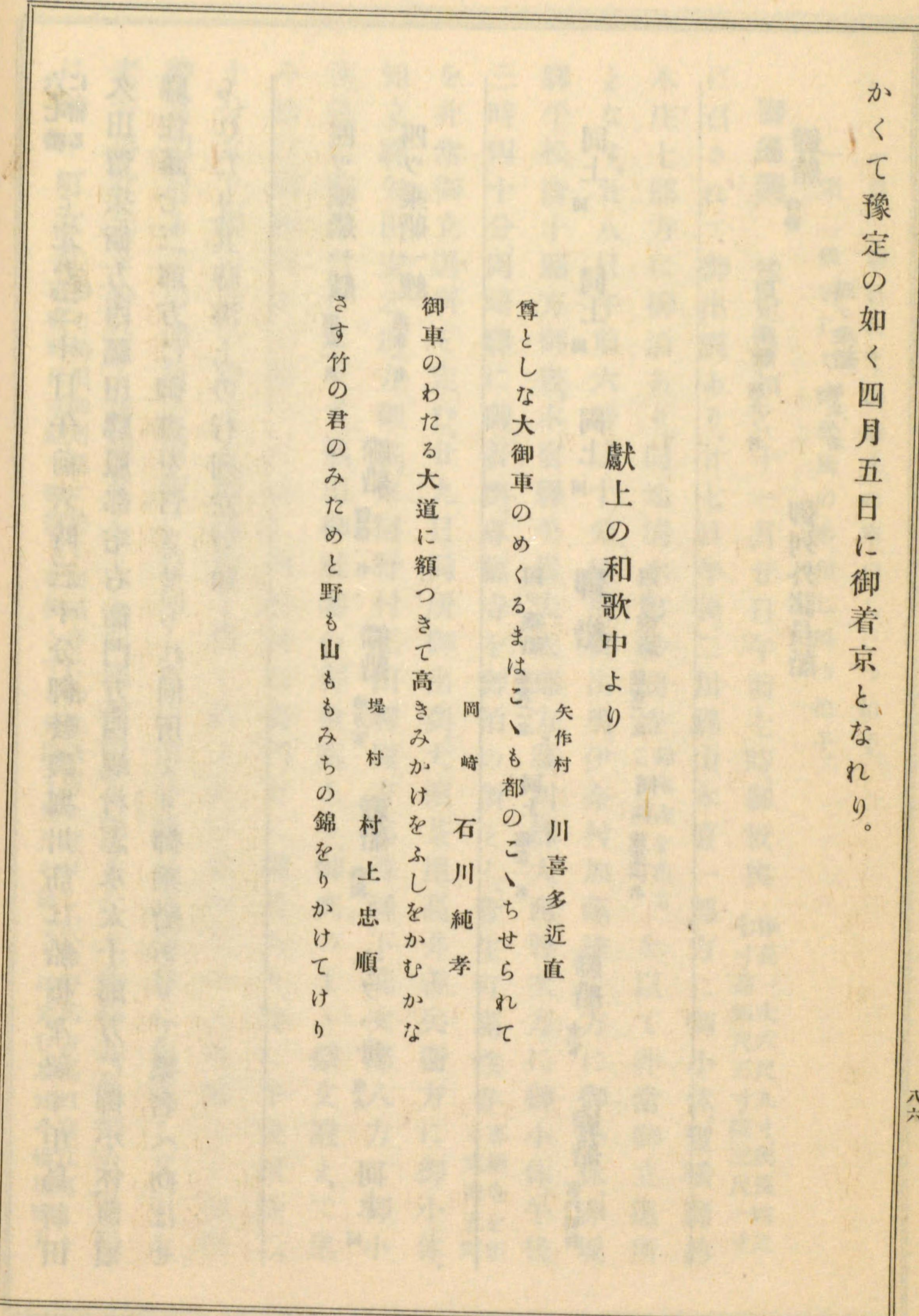
岡崎 石川純孝

岡崎 石川純孝

御車のわたる大道に額つきて高きみかけをふしをかむかな

堤村 村上忠順

さす竹の君のみためと野も山もみちの錦をりかけてけり



第七章 英照皇太后京都行啓

明治十年一月

御發輿日御治定と御休泊割 明治十年一月八日午前七時、皇太后宮には東京御發輿、東海道筋を京都へ行啓の旨、前年十二月に仰出されあり。名古屋及び大阪鎮臺へ向け、在營の諸兵隊正服用御道筋へ整列すべく、通達す。又御休泊割は左の如し。

八日	戸塚	藤澤	赤坂	岡崎
九日	大磯	小田原	知立	熱田
十日	箱根	三島	前ヶ須	桑名
十一日	吉原	蒲原	四日市	莊野
十二日	興津	静岡岡	坂ノ下	土山
十三日	藤枝	金谷	水口	石部
十四日	袋井	袋井	草津	大津
十五日	濱松	濱松	御入京	
十六日	白須賀	豊橋		

右の御旅館竝に御小休所等は、凡て前年 皇后宮行啓の時の如くに定めら

る。然るに一月六日に至り布告ありて、御發輿は一月十一日と變更せられ、同時に 天皇の大和及京都に行幸、一月十四日東京御發輦なるを、廿二日に改定せられたり。此時新に御休泊割は達せられたるものなれど、今傳はらず。但し前掲ぐるものに比し、唯日次を異にするのみにて、他は同じかりしなる可し。一月八日愛知縣令代理參事國貞廉平は、縣下の御休泊割を達せり。之に依れば御小休所を悉く明記し、御晝御泊は前表に同じ。

主なる供奉員

宮内少輔	杉 孫七郎	權 命 婦	生源寺政子(董)
宮内權少丞	竹 内 節	同	岡本保子(柞)
四等侍醫	竹内正信	庶務課	宮内大録 田邊新七郎
六等侍醫	猿渡盛雅	同	宮内權中録 三宅實法
二等藥劑生	賀川滿裁	出納課	宮内中録 高木孝政
同	伊藤政敏	内膳課	宮内九等出仕 久米井隆吉
典 侍	萬里小路幸子(濱荻)	内匠課	同十一等出仕 隈元實直
權 典 侍	西洞院成子(常夏)	調度課	同十二等出仕 菅野善政
掌 侍	平松好子(楊梅)	内廷課	同九等出仕 伊藤重光
命 婦	鴨脚頼子(橋)	同	岡 義 亮

内廷課 宮内權中録 平田職明

女 官
 女 婦 北小路忠子(萬壽)
 同 市岡胡子(津山)
 同 伊丹鹿子(千代)
 權 女 婦 若波悦子(奈見)

宮内省及愛知縣準備 九年十二月、宮内卿は各縣に左の心得書を布達せ

心得書

一 管内通御之節、各地方官及ビ警部一名ヅツ騎馬ニテ御先導可致、且御乘輿ニ付、近衛兵不被召連候間、御休泊所及ビ御途中トモ、御守衛トシテ巡查可差出候事。但御先導ハ勅奏任官之内便宜出仕不苦候。尤黒洋製服用着之儀、
 一 管内通御之節、各縣令參事御機嫌伺トシテ出仕之儀、管内便宜之御旅館へ可罷出候事。

一 各縣令參事奉送迎之義ハ、公務之都合モ可有之事ニ付、遠近各自勝手タルベキ事。

一 御道筋竹柵取設ケ、及ビ佛像不淨所等掩蔽ニ不及候事。
 一 川々渡船場、假橋架設等ノ儀ハ、皇后宮行啓之通可取計事。

- 一 御泊驛ニハ、該縣官員一兩名御用辨之爲メ御旅館近方へ出張致居可申事。
- 一 諸獻上物一切停止之事。
- 一 御休泊トモ御座布設之義ハ、當省官員出張之上夫々取計候事。
- 一 御通輿之節、往來人差止ルニ不及、尤車馬等ハ路傍ニ差控ヘサセ可申事。
- 右之外諸調進品等之義ハ、總テ 皇后宮行啓之節ニ通ニ候。尤當省調度課十五等出仕谷宣孝、本月下旬陸地出立、各驛ニ於テ直ニ申達候筈ニ付、此旨兼テ各驛區戸長等江可申達置事。

次いで安場縣令は左の心得書を告示す。十二月廿日。

心得書

- 一 御道筋調宮内省内匠課官員、今般ハ派出無之候事。
- 一 御休泊割別紙之通可相心得事。
- 一 副戸長ノ内一名乃至二名、行啓御用掛申付、該區内御休泊所ヲ初メ御道筋等、諸事總テ擔任可爲致事。
- 一 御休泊所驛村ニ於テ用掛組長ノ内、行啓御用擔當ノ者一兩名申付、諸事不都合無之様注意可爲致事。
- 一 諸調進品等ノ儀、都テ 皇后宮行啓之節ニ通ニ候。尤宮内省調度課十五等出仕谷宣孝、本月下旬陸地出立、各驛ニ於テ直ニ可申進筈ニ付、御用係、副戸長出席可爲致事。

一 御座所始、其他共御仕構向キハ、 皇后宮行啓ノ節ニ通ニ候へ共、自然損所等出來之節ハ、至急可申達事。

一 供奉人員別紙ノ通ニ有之候條、 皇后宮行啓ノ例ニ因リ、休泊割取調、來ル二十五日限可届出事。但役者下女等人員ハ追テ可相達事。

一 御休泊ニ付調度課費用ノ儀ハ、前條谷宣孝ヨリ談示可致候へ共、新調物等ハ無之儀ニ相見エ候條、給仕雇夫蠟燭薪炭等之代價受取書、前以テ調置、當日差支無之様可致事。

一 魚類始内膳課費用之儀モ、當日御着與前ニ縣官與印可致候條、其節差支無之様取調可申事。

一 厩等本村損料ヲ以テ取建ノ分ハ、先例之通取建、代價受取書前以取調置可申事。

一 區戸長持區内送迎之儀ハ、 皇后宮之例ニ可相心得候事。
九年十二月二十日

御通輿

豫定の如く一月十一日午前七時、青山御所御發輿あり。新橋より神奈川まで汽車に召され、夫れより順路東海道を御西下あり。十九日朝、濱松御發輿ありて、午後愛知縣に入り給ふ。御先導警衛向悉く静岡縣と交代して、愛知縣より之を勤む。午後二時卅二分、二川驛山本直一郎方に御小休。午後四

時三十四分豊橋驛に御着、鈴木庄七郎方を御旅館となす。非常御立退所は妙圓寺に定まりしが、距離近くして火災などありては恐多しとて、元鍛冶町龍拈寺に改めらる。廿日午前七時、同地御發輿。八時十分、伊奈村加藤謙一方御小休。同十時十分、赤坂驛平松彦十郎方御着、御晝餐あり。十一時、同驛御出輿。午後十二時二十分、本宿村平岩夫太郎方御小休。同所にて小瓢箪を御覽ありて、其九箇を御買上あり。午後一時四十五分、藤川驛大西管治方に御小憩。此驛より微雨催す。同三時四十五分、岡崎驛に御着輿、專福寺を御旅館と爲す。此夜大雨至る。當驛にては有松村中升喜兵衛の絞地類見本を御覽あり。其中五品を御買上に定まりしも、現品持合せなかりしを以て、調度課よりの囑により、同業者間に有無の取調を爲す。取調の結果、現品なきを以て、他の代用品を熱田御旅館に呈出す。廿一日午前七時、同驛御發輿。午前八時四十三分、大濱茶屋高井善兵衛方に御小休。午前十時四十分、知立驛に御着。矢田安之助方にて御晝餐遊され、同十一時十九分同驛御出輿あり。是より先き御列、御輿と近衛士官との間餘りに隔りありしを以て、警固の爲め警部巡查を以て其間隔を補ひ供奉せしめしが、士官の進退熟練せしより、此に至つて警衛の警部巡查を廢す。午後十二時四十七分、東阿野村三田柳庵方に御小休。午後二時二十六分、鳴海驛下郷治郎方御小休。午後四時二十五

分、熱田驛濱野與右衛門方に御着輿。こゝを御旅館と爲す。當驛戸毎に日章旗を掲げ、傳馬町の橋東は、昨年より滞在中の東京巡查凡百名にて警衛し、橋西は本縣の巡查にて警衛したり。尙又鎮臺兵は凡二大隊、禮服にて驛の入口より御旅館及び熱田神宮まで左側に整列し、縣大屬野村賀鎮、六等警部高橋頼造、其他警部巡查數十人、御板輿の前後を守護せり。此日參事國貞、廉平、御機嫌伺として御旅館に候す。廿二日御發途前、陸軍少將四條隆謨、參事國貞、廉平拜謁仰付けられ、次いで鎮臺參謀以下尉員相當のもの十九人、御機嫌伺に參上す。午前七時、熱田驛御發輿。同驛通御掛儀仗隊整列。鎮臺兵卒一同敬禮式を行ふ。但し道路狹隘につき、片側に整列す。同八時二十五分、中島新田久田留兵衛方に御小休あり。供奉員に菓子を出す。宮内官より縣官へ質す所あり。全く宿主の好意なること判明し、杉少輔の命により代金五十錢を仕拂はる。同十時五分、西福田驛服部治重方に御小休。同十一時十五分、西舘村志水多十郎方に御小休。午後十二時三十五分、前須驛に御着。佐藤七三郎方に御晝餐遊ばさる。午後一時四十五分、同所波止場より御乗船あり。本船は屋形にして供奉員乗込めり。御供船等其人員は左の如し。

御召船

輔	一人
侍醫	一人
内膳課	一人
女官	六人
近衛士官	二人
内廷課	一人
雜掌	二人
庶務課	一人

御供船

庶務課	一人
出納課	一人
内匠課	一人
外職工	一人
調度課	一人
御内儀懸	一人
雜掌	二人

別船

丞 女官

(以下略)

御召船は別船五艘を以て之を曳引す。御供船は四十艘を備へ、御廁は別船として後部に從ひたり。此日風なくして、木曾川筋の航行大に平穩なりき。午後三時五分過、桑名驛に御着。是より順次御西行ありて、廿七日京都に着かせ給ふ。

第八章 英照皇太后東京還御

明治十年五月

御發輿日御治定及鹵簿 明治十年五月上旬、京都御發輿、東海道筋を還御ある旨、四月廿一日を以て仰出され、いよく五月七日を以て御發輿と御治定の事、廿八日付を以て布達せらる。其鹵簿は左の如く定めらる。

巡查 同 同 同	巡查 同 同 同	巡查 同 同 同	巡查 同 同 同
御先奉行	地方警部 馬	地方官 馬	騎兵
			御旗 軍曹或ハ伍長 曹長ノ内
			士官 馬

雜掌	同	仕人	直丁
御輿	同	女官	直丁
雜掌	同	仕人	直丁
		女官 與	宮内省勅奏任官 與
		直丁	侍醫 直丁

同	騎兵	地方警部 步	同
御列外諸員		御後供奉	同
騎兵		巡查 同 同	(終)

御道筋の警衛には巡査を配置し、村驛の人家稠密なる所にては半町毎に、其然らざる所には五町毎に巡査各一人を配して警衛せしむ。但し往還は左右へ千鳥形に配置す。

主なる供奉員

宮内大輔	萬里小路博房	同	同十五等出仕	牧長富
同權少丞	竹内節	調度課	宮内十一等出仕	菅野善政
四等侍醫	竹内正信	内廷課	同九等出仕	伊藤重光
二等藥劑生	賀川滿載	同	同	岡義亮
四等藥劑生	石井淡	出納課	同權中録	平田職明
庶務課	宮内中録	同	同十五等出仕	青木行倫
同	宮内權中録	女官	御往路に同じ	
出納課	同	騎兵半小隊		
同	宮内十四等出仕	但し		
内膳課	同九等出仕	士官一名(陸軍少尉本橋利頼)		
同	同十二等出仕	下士官四名		
同	同十三等出仕	兵卒十六名		
同	同十四等出仕	喇叭卒一名		
内匠課	同十一等出仕	蹄鐵工一名		
		外に宿割下士一名先發		

縣布達 五月三日、縣令より達せられたる心得書は左の如し。

- 一 御休泊割、別紙之通可相心得事。
- 一 御道筋竹柵取設及ビ佛像等、掩蔽ニ不及候事。
- 一 諸獻上品、一切停止之事。
- 一 御通輿之節、往來人差止ニ不及、尤車馬等ハ路傍ニ差控サセ可申事。
- 一 区内御休泊所ヲ始メ御道筋諸事擔任之儀ハ、行啓之節、副戸長及用掛組長等へ御用掛可申付事。
- 一 諸調進品等ノ儀ハ、先般 行啓ノ通ニ候。付テハ宮内省官員前以出張無之候事。
- 一 御座所始メ其他共御仕構向キハ、先般 行啓之節之通ニ候。其、自然損所不潔之箇所等出來候分ハ至急可申立事。
- 一 供奉員、別紙之通ニ有之候條、先例ニ因リ休泊割取調、縣官派出之節可差出事。但騎兵宿割、士官先發之筈ニ候事。
- 一 御休泊建札之竹柵、新規仕構之事。
- 一 御休泊ニ付諸調進品類修繕費等、請取書ハ先例之通、前以取調置差支無之様可致事。
- 一 區戸長持区内奉送迎之儀ハ、行啓之例ニ可相心得候事。
- 一 近衛隊用之馬建、不足ノ分ハ不日縣官派出可申談候事。

御通輿 豫定の如く五月七日午前七時、京都を御發輿あり。十日には桑名驛に泊御し給ふ。十一日午前六時三十分、同驛御發船。御召船には萬里小路大輔・女官・内膳課騎兵士官等供奉し、御先引船には下士官・御旗・竝に縣官等同乗す。御次船には丞・女官・内廷、其次船には侍醫・庶務課・調度課・内廷課等乗込みたり。午前九時、前須波止場に御上陸。同五分、前須驛佐藤七三郎方に着御。此間凡二町半、御先導竝に騎兵等歩行にて、輔・丞・侍醫・女官等も同しく歩行供奉せり。同十時三十分、御晝餐畢りて、同所御發輿。十一時十五分、西舘村志水多十郎方に御小休。同十一時四十分、同所御發輿。午後十二時三十五分、西福田驛服部治重方御小休。同一時五分、同驛御發輿。同二時十五分、中島新田久田留兵衛方御着。此宿にて臣下の向へ菓子を出す。大輔より別に金五百疋を仕拂ふ。同二時四十分、同所御發。同四十分、熱田驛濱野與右衛門方に着御あり。國貞大書記官御機嫌伺として參上す。御着後、明日熱田神宮御參拜の旨、急に仰出され、權中錄三宅實法をして、場所を見分せしめらる。實法乃ち權禰宜粟田稻城と照合し、宮司角田忠行・少宮司鳥居亮信と面談して歸る。十二日午前六時二十分、國貞大書記官・名古屋衛戍副官陸軍少尉林昭正拜謁仰付けらる。畢つて御供揃ひ、六時三十分、熱田驛御發輿。同四十分、神宮へ御參拜あり。海上門より入御。

透垣の西を経て拜殿に着、御下乗。御歩行にて渡殿階下にて御脱履、階上に御着帖。御玉串を奉らせ給ふ。此時神官は勅使殿東西に侍候し、還御の際、海上門に奉送す。午前八時卅分、鳴海驛下郷治郎八方に御着、御小休あり。同所庭外の芍薬畑花物を御覽遊さる。九時十分、同所御發輿。十時二十分、東阿野村三田柳庵方に御着、御小休。十時四十分、同所御發。十二時十五分、知立驛矢田安之助方に御着ありて、御晝餐遊さる。午後一時五分、同所御發。二時三十七分、大濱茶屋高井善兵衛方に御着、御小休。三時十分、同所御發。同四時五十分、岡崎驛に御着、專福寺を御旅館とす。御着後、當管下の御道筋近傍にて漁業御覽の御訊問ありしが、適當の場所なきにつき、其旨を回答す。此日鳴海絞反物御覽、御買上げあり。十三日午前六時五十分、岡崎驛發輿。八時十分、藤川驛大西管次方御小休。八時三十分、同所御發。九時五十分、本宿村平岩夫太郎方御小休。十時十分、同所御發。十一時二十五分、赤坂驛平松彦十郎方に御着、御晝餐を遊さる。午後十二時三十分、同驛御發。午後二時、伊奈村加藤謙一方に御小休。二時三十分、同所御發。午後三時四十分、豊橋驛鈴木庄七郎方に御着、輿あり。こゝを御旅館とす。十四日終日霧あり午前六時卅分、同驛御發。八時四十分、二川驛山本直一郎方に御小休あり。九時、同驛御發。静岡縣下へ向はせられ、廿二日東京に還御あらせらる。

第九章 北陸東海御巡幸

明治十一年十月

第一節 御巡幸準備

沿道地方官心得書 明治十一年五月、太政官は布告して、八月 天皇北陸東海の諸縣を御巡行ある可きことを仰出さる。七月六日、沿道地方官心得書を通牒し、之を御道筋宿驛區戸長等へ篤く訓示し、聖旨に乖戾せざる様注意せられぬ。

御巡幸ニ付沿道地方長官心得書

一 御巡幸ノ儀ハ、親シク地方民情ヲ可被知食御趣意ニ付、百般ノ事務形容虚飾ニ亘リ、一體ノ 聖旨ニ不乖戾様厚ク致注意、人民之困苦迷惑ニ不相成様取計候儀肝要ニ候事。
一 道路橋梁等不得止分、或ハ之ヲ新造シ、或ハ修補ヲ加フル等ノコトアルモ、素ヨリ官費ニ可屬コトニ付、御先發内務宮内兩省官員實地點檢協議之上着手致シ、決シテ人民之難儀不相成様可致事。但道路修繕之爲メニ、十里二十里之外ヨリ人夫ヲ要シ候等ノ儀モ有之哉ニ相聞候得共、右等ノ邊尤モ注意可致事。
一行在所ノ儀ハ、内務宮内兩省官員出張可及協議候得共、只ニ御差支不相成義

ヲ大旨ト致シ可申、其土地ニ依リ候テハ、何様被爲忍候儀モ被爲在ニ付、是又注意可致事。但大臣已下供奉官員旅泊之義ハ、殊更ニ修補ヲ加フルニ不及候事。

一 供奉官員泊宿ノ節、夜具其外需用ノ物品ハ、可成丈有合品相用ヒ可申事。

一 御馬車舍、御馬并供奉官員ノ馬繫場所ハ、御休泊トモニ御先發内務宮内兩省官員協議之上着手致スベキ事。

一 御休泊場所及供奉官員宿割、其他一切ノ手續等、巨細ノ義ハ御先發内務宮内兩省官員ト協議可取計事。

一 御休泊ノ外、午前午後一二回ツツ御小憩ノ御場處ハ、實地ニ就テ御先發内務宮内兩省官員ト協議シテ用意可致、尤里程等ノ都合ニ依リ御野立ニテモ不苦事。

一 御休泊行在所ニ可充家屋見立、粗繪圖調製(方位并疊數等記入)御先發内務宮内兩省官員ヘ可差出事。但シ別段修繕ヲ加フルニ不及、且社寺等見立不苦事。

一 御泊驛ニ於テ 行在所ヨリ凡十町内外ヲ隔候場所ヘ、非常御立退所見立置クベキ事。

一 御膳部式御椅子「テーブル」ハ都テ御持越之筈ニ付、別段用意ニ不及、尤御浴室并御厠ノ義ハ、御先發内務宮内兩省官員ヘ商議便宜可取計事。

一 御泊行在所江供奉ノ官員詰所取設ケ、椅子凡十箇「テーブル」十脚長サ凡五六程 尺前後ノ品

用意可致置事。

- 一 奥羽御巡幸以來、各地學校生徒奉送迎ノ儀往々有之爲メ、衣服ヲ揃ヘ帽履ヲ新調シ、後日其父兄ノ迷惑ニ歸シ候趣兼テ相聞候儀モ有之、畢竟是等ハ虚飾甚シキモノニ付、假令奉送迎致シ候共、平常所持之衣服ヲ用ヒ候様可致、右等之邊ハ其敎官區戸長等ヘ兼テ厚ク致諭達、心得違無之様能々注意可致事。
- 一 沿道之川々渡船橋梁之分ハ、格別修繕ヲ加フルニ不及、御通行差支可相成分ニ限リ實地見計、御先發内務省官員ヘ協議之上、差支無之様可取計事。
- 一 諸獻上物一切不相成事。
- 一 御通輦宿驛或ハ御休泊ノ地ニ於テ、國旗提灯等ヲ掲ケ、人民各自ノ祝意ヲ表シ候儀ハ、禁止ニ不及事。
- 一 供奉官員ハ勿論人夫等ニ至ル迄、我意ヲ唱ヘ、旅宿其外之者迷惑致サセ候儀ハ無之筈ニ候得共、若シ右様之者有之候ハ、無忌憚可申出、兼テ區戸長等ヘ告示シ置可申事。
- 一 御行列拜見勝手タルベシ。且往來人差止ルニ及バズ、庶民營業平日之通可相心得事。
- 一 佛像墳墓或ハ不淨所掩蔽ニ不及事。
- 一 前條大體ノ御趣意ヲ奉體シ、總テ虚飾ニ流レズ、無益ノ失費無之様可致ハ勿論、其レガ爲メ別段民費賦課候様ノ義有之候テハ以ノ外ノ儀ニ付、厚ク注意

區戸長等ヘ精々告諭可致置事。

- 一 管内 御通行ノ節ハ、地方長官騎馬ニテ供奉可致事。
- 一 同上之節ハ、警部二人騎馬ニテ 御先導可致事。
- 一 縣廳所在ノ地御泊ノ節ハ、左ニ列記シタルモノ爲、伺天機 行在所ヘ參上可致事。

地方奏任以上官員、

各廳ヨリ該地在勤若シクハ出張ノ奏任已上官員、

右位者、

大社宮司、

六級以上教導職、

維新前後王事ニ勤勞シ賞典ニ預リシ者。

右何レモ禮服著用ノ事。

- 一 行在所ヘ地方判任官一名相詰可申事。
- 一 御巡幸先 行在所御門出入ノ節、在地方官員并區戸長其他總テ該縣鑑札ヲ以テ通行可致事。
- 一 御休泊御小休トモ、其宿驛ニ於テ別紙圖面之建札兼テ拵置、行在所前ヘ可相立事。
- 一 孝子義僕節婦并篤行奇特ノ者、及ビ忠臣烈士ノ墳墓事蹟兼テ取調置可申事。

- 一 管内人民齡八十年已上ノ者、名前取調置可申事。
- 一 學校ノ數、生徒ノ人員、寄附金ノ總高、取調置可申事。
- 一 左ノ件々取調置、縣廳へ臨御ノ節、可供ニ天覽事。

孝子・義僕・節婦・其他篤行奇特者、是迄賞譽施行濟之者、共行狀、並ニ賞與ノ次第、

警察分署及巡查ノ員數、

勸業ノ方法、

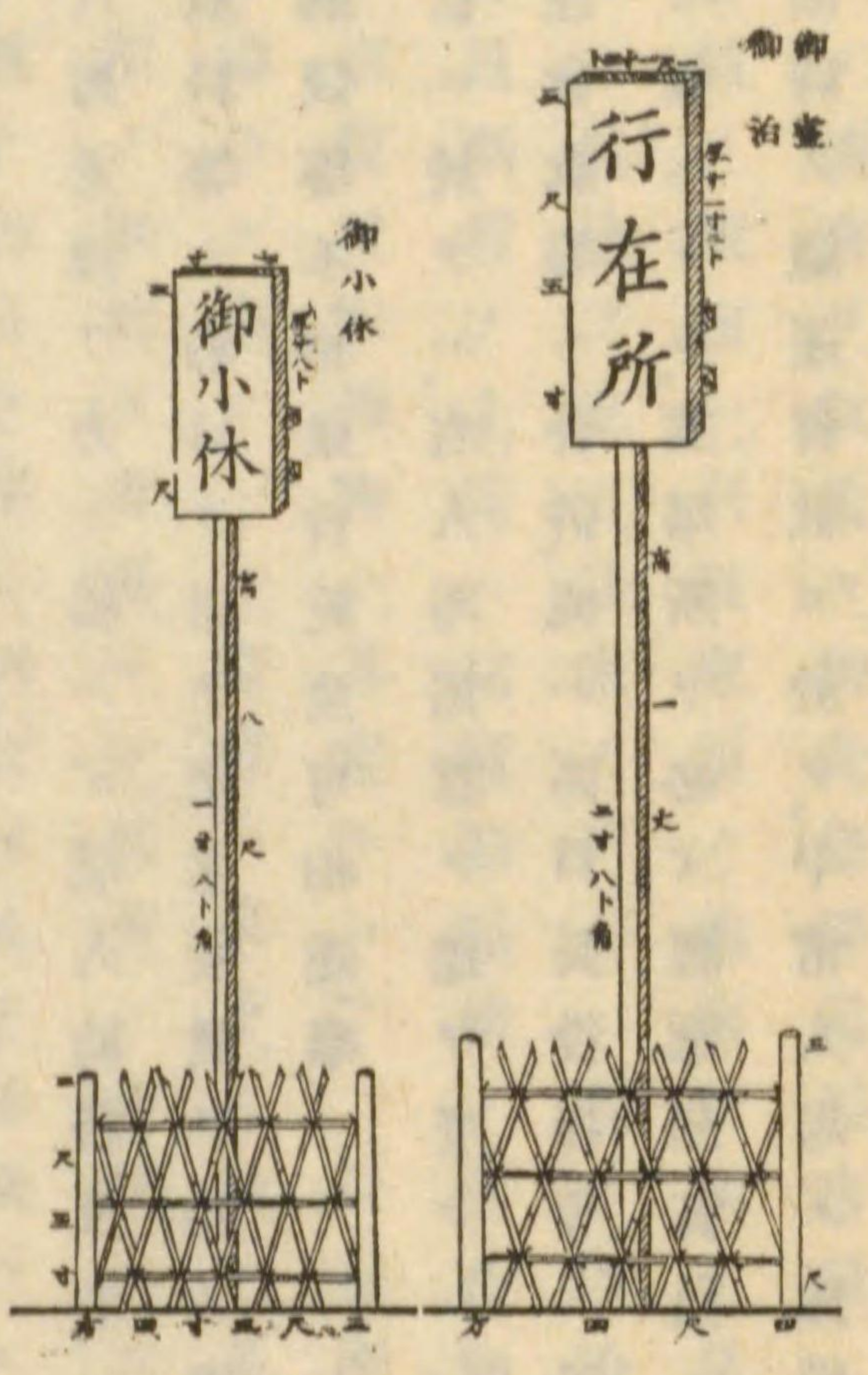
牧畜ノ箇所及牧畜ノ數、

荒地並ニ目今開墾ノ箇所、

該地著名ノ物産、

管内地圖并一覽表。

- 一 縣廳へ臨御ノ節、縣治ノ事情等、親シク言上可致事。
- 一 沿道各縣ニ於テ御巡幸ニ就テノ諸入費ハ、悉皆各縣豫備金ヲ以テ操替仕拂置、追テ精算之上、御巡幸御用掛へ可申出事。
- 一 行在所建札ハ、其家主へ被下候事。
- 一 行在所家作、向修繕及御浴室、御厠等後ト處分ノ義ハ、供奉御巡幸御用掛可伺出事。
- 一 御馬車舍及供奉官員馬繫、其他物置等新規建設ノ分、及買上諸器物ノ類ハ、通御濟ノ上、悉皆入札拂代金取調、御巡幸御用掛へ可申出事。



御巡幸ニ付沿道地方長官ノ心得書 第貳號

一 御用物ヲ始メ供奉官員荷物共、宿驛繼人足ヲ用ヒズ、總テ通シ人足ヲ使用候事。

一 供奉官員ノ内足痛等ニテ、人力車或ハ馬駕籠等ヲ臨時要求スル時ハ、驛遞局官員ヨリ其地通運會社等へ通達シ、雇方取計候儀モ可有之事。

一 前條ノ通り足痛者等多クシテ、多數ノ人馬ヲ要シ候節ハ、大凡人馬數ヲ見積リ、右用意ヲ前以テ其地方官へ可相達事。

一 右用意ノ人馬ハ、徵集地ノ遠近ニ應ジ、左ノ額ヲ手當トシ、繼立費ノ外、別段可下付事。

一一里以内ヨリ徵集ノ人馬

地元ニ於テ徵集同様ト見做シ手當支給無之事

- 一 一里以上二里迄ノ間ヨリ右同斷
人足一人 金五錢
- 一 二里以上三里迄ノ間ヨリ右同斷
馬一匹 金七錢五厘
- 一 三里以上ハ一里ニ付
人足一人 金二錢五厘
馬一匹 金三錢七厘五毛
- 一 一里以上ヨリノ徵集ニシテ前夜ヨリ泊込マセシ者ハ旅籠料トシテ
人足一人 金十錢
馬一匹 金十五錢
- 一 右人馬ハ御休泊驛間ヲ繼通シ、且賃錢ハ該地通運會社ノ定額ヲ其要求人ヨリ直ニ爲仕拂可申事。
- 一 右人馬ノ内、使用者ナクシテ不用流レトナル分、手當支給方ノ儀ハ、御先發官員ト地方官トノ協議ニ任スベキ事。
- 一 前條人馬差繰リ方ニ屬スル雇人給料及右ニ關スル諸費、總テ官費支給候ニ付、手數料等ノ名目ヲ以テ、繼立賃錢ヲ始メ遠方ヨリ徵集手當ノ内ヲ、聊タリトモ勿錢等不相成旨、屹度可相達事。
- 一 地方官ニ於テハ、右人馬用意ノ達ヲ受クレバ、可成地元或ハ其近村ヨリ徵集シ、通運會社等へ合併、或ハ區戶長役場等ニ於テ其繼立所ヲ設クルモ適宜ニ相任セ候ヘトモ、其場所ヲ必ズ驛遞局官員へ通知可爲致事。
- 一 御休泊驛ノ通運會社ニ於テ、平常人馬ノ豫備數ヲ取調、御當日其數限リ可擔

保云々ノ請書ヲ取置キ、御先發驛遞局官員へ送付可致事。

- 一 供奉官員ノ旅宿ハ、別段家屋ノ繪圖製調ニ及バズ、別紙旅宿位置取調書ニ據リ、大凡ノ見込ヲ立テ、該家ノ戸前へ假ニ休泊スベキ官員ノ名札ヲ張リ付置キ、掛官員到着ノ上、速ニ其實際點檢ノ都合相成候様、處分致シ置クベキ事。
- 一 別紙旅宿位置取調書ハ、其官ニヨリ、行在所ニ近キヲ主トシ、全ク大體ノ順次ヲ示達スル迄ナレバ、官等ノ高下、人員ノ多寡、及家屋ノ廣狹、構造ノ善惡ニ應ジ、實際ノ取捨ヲ專要トシ、該書ニ拘泥セズ、都合宜シキ様注意可致事。
- 一 宿札ハ西ノ内紙ヲ用ヒ、別段木札ヲ製調スルニ不及事。但勅任官ハ堅切リ半枚、奏任官ハ横切リ四枚、判任官ハ横切リ六枚トス。尤一軒へ合宿等ノ分ハ、紙面右割合ヲ酌量シ勅奏判ヲ區別マデニシテ一紙へ連書可致事。
- 一 御馬車合ハ可成丈、行在所最寄リへ、其他御馬並供奉官員廐假建等、適宜ノ地ヲ見量ヒ置キ可申事。
- 一 一旦旅宿取極メ、戶主ヨリ請書差出シ候上、該家ニ不得巳事件相生シ家族ノ内病者或ハ死去其他火災ニ罹ル等候節ハ、該地區戶長ニ於テ速ニ他へ變換取計ヒ、地方廳へ通知シ、地方廳ニ於テハ其次第柄ヲ驛遞局官員へ可致通知事。
- 一 前條ノ如キ不得巳ノ外、宿主ノ都合ヲ以テ、私ニ他ト示談變換等致ス間敷旨、屹度申付置ベキ事。
- 一 通シ人足ノ義ハ、追テ現員治定ノ上可相達ト雖モ、大凡千人ヲ目的トシ、適宜

宿割ノ都合可取計事

一 御休泊ノ驛内、人家寡少等ニテ旅宿適當ノ割リ當不相成節ハ、例外合併、或ハ御當日非番ニ當リ候向キハ、先驛へ操越シ、又ハ近在へ割リ宛候義モ可有之

一 御休泊驛ニ於テハ、宿主出迎ヒ等ノ手數ヲ省カン爲メ、該驛入口並ニ行在所前左右ヲ分チ、家並順序ヲ追ヒ、止宿官員ト宿主ノ町姓名ヲ記シタル木札ヲ掲ケサセ、右ヲ目的トシ止宿家ノ見認易キ様可致事

一 宿割確定候ハ、兼テ右宿割帳ヲ製シ置、會計掛ノ該地へ到着スレバ可差出

一 供奉ノ者ニ限り、晝泊旅籠料ハ定價ヲ以、別紙旅籠料授受概則ノ通、御巡幸會計掛ヨリ現金仕拂候筈ニ相定候條、此旨御晝泊各宿主共へ無遺漏相達可置事。但萬一別紙概則第五條但書ノ場合ニ於テハ、證券引替現金操替置ベキ

事

一 渡船場ハ豫メ使用ノ船ヲ定メ、相當ノ賃錢取極、御當日限リ雇上々候等、適宜ノ處分ヲ爲シ、其賃錢ハ操替置クベシ。尤該所へ官員及巡查ヲ出張セシメ、乗込人員並荷物ノ揚卸シ等、混雜ヲ防止セシムベキ事

一 橋錢ノ儀モ、豫メ人員荷物ノ多寡ニ應ジ、或ハ之レニ不拘、概算ヲ以テ當日限リ何程ト定メ、賃錢操替仕拂置クベキ事

一 御巡幸會計掛用金ノ儀ハ、沿道便宜ノ縣廳ニ於テ、大藏省出納局預ケ金ハ、通常ノ手續ヲ以テ同局ヨリ可相達事

一 地方官送迎巡查警衛等、地方本務ノ爲メニ要スル一切ノ費用ハ、固ヨリ其地方廳ノ經費ニ可相立事

一 勘定仕上科目類纂等ハ、總テ通常規則ニ準シ區分スベキ事

前記通運會社の熱田出張所は、島本治郎左衛門方にして、縣内繼立所は左の十五箇所なり。

前ヶ須驛	佐藤重良	一ノ宮驛	佐分由兵衛	藤川驛	古田新十郎
福田驛	松岡源良九	北方寶江	馬場繁八	赤坂驛	稻野織三郎
熱田驛	貝谷權左衛門	鳴海驛	下郷彌兵衛	御油驛	中島源藏
名古屋	吉田一郎	知立驛	伊豆原逸作	豊橋驛	田中佐二平
清洲驛	川合清八	岡崎驛	樋口興次郎	二川驛	安田由平

愛知縣の準備

八月三十一日、御巡幸供奉近衛士官は、陸軍卿の命を蒙り、軍人必要の條件として、區戸長に令し、豫て沿道各宿驛に於ける戸數、人口、社寺、學校、石高、河船、原野、牛馬、高山、深山、旅籠屋、人力車、馬車、荷車、道路、産物、輸出品、人情、風俗等を取調べ置、該地通過に際して是等を呈出せしむ。九月縣は各

行在所及び御小休所を檢閲す。同十七日、岩倉右大臣は御通輦の際、各地旅館の接待の鄭重に過ぐる勿らしむる様縣令に書を送れり。十月三日、縣は御道筋を通知し、掃除方に注意せしめ、七日、若し供奉員の横暴のものあらば、忌憚なく届出づ可きことを達す。次いで御休泊所竝に御小休所を決定通知し、其設備を定め、又御道筋の設備をも令す。十月廿日、縣は各區戸長に令して、御巡幸沿道の河川、橋梁、用水路、村落、坂路等を榜示せしむ。廿一日、奉送迎の次第書及び區内臨幸の節の御道筋、縣廳内の席割等を發表し、土木係は沿道町村地内に出張實査して、道路掃除及び修理方を監したり。町費又は縣費を以て一宮村、名古屋、江川町、鹽町、鐵砲町、下茶屋町、古渡町、前須街道等の道路を營繕し、押切町に石橋を架し、廣小路に植樹せり。

拜觀人心得

御巡幸沿道拜觀人の心得書は左の如し。

- 一 御通筋には査官出張差圖有る可ニ付、不審の廉は伺出、都て差圖に背くまじき事。
- 一 御通筋の家々は勿論、御泊の宿驛等にては、別て火の元大切に心附べき事。
- 一 門前、門口等各自精々注意、清淨に掃除致し、若往還等へ水を打候とも、道の惡

くならぬ様に心を用ふべき事。

- 一 家々國旗をかゝげ、軒提灯等差出し、苦しからざる事。
- 一 浴室、見せ物、其外諸商賣等、平日の通り家業致し、苦しからざる事。
- 一 往來は平日の通り、唯御行列御通行の間而已控居り申すべき事。
- 一 御通行の節は家々并拜見人ども相謹み、高聲を發し、喧嘩口論をなし、總じて物騒がしき儀致す間敷事。
- 一 御通行の節、座敷又は店先等にて御見通に相成候所に居り候者は、御先駈にて行儀を直し、又は門口に出て、軒先門前等に立居り申すべき事。
- 一 旅人、拜見人等は、御先駈にて止り、車馬駕等に乗り居り候はゞ、馬駕車を下り、道路の傍にイみ、笠、帽、手拭等を冠り居らず、笠、帽、手拭等を脱し、日傘はしほめ申す可き事、但下駄は脱ぐに及ばず。
- 一 車馬、荷物等は、御先駈にて成る可く路の傍に寄り、又は横道へ差入れ、馬は驚き安きものなれば、馬丁共心付け、睨と口を取居可き事。

笠帽を携へざる時立禮の圖



一 御馬車間近くなれば、拜見人等はいづれも立たる儘にて、岡の如く兩手を膝に當て、禮を致すべし。但立禮不慣の者は、唯立たる儘にて居るとも、又は蹲居候とも御構ひなし。

一 若し笠帽等を携へて居る時は、左の如く立禮すべし。帽を左の腋の下に抱へ込み、右の手を右の膝に當て禮すべし。



一二階に上り、又は家根に登り、樹の上に在り、總じて高き處に居りて御行列を拜見致すべからず。

一 旅人泊客は勿論、其外とも、怪敷者と見受候は、其者取逃さざる様にいたし、早速内々にて其筋へ訴ふべし。

一 御通行筋又は御休泊等にて、貴重の御方江訴訟歎願書等、濫に差出すべからず。

一 供奉の面々は申に及ず、拜見人等にて、急病差起候か又怪我などいたし候者あらば、御道筋の家々にては深切に懷抱いたし、早速其筋へ届出可き事。

一 萬一出火其外の儀有之候共、濫に立騒がず、速に消防致す可き事。

右之外不分明ノ廉ハ、區戸長ニ承合セ、尙ホ管廳ノ令區戸長ノ指揮ニ從フ可シ。

御先發 御巡幸御先發として、内務少輔林友幸・同權少書記官西村捨三・少警視佐和正・陸軍會計軍吏副矢野駒之丞・宮内省書記官櫻井純造等は、御發轡日凡三十日前に沿道各縣長官と協議の目的を以て出發し、愛知縣へは九月中旬頃に着したり。

主なる供奉員

●印は御先發

太政官		警視局		近衛士官	
右大臣	岩倉 具視	大警視	陸軍少將	川路 利良	陸軍少佐
參議兼大藏卿	大隈 重信	少警視兼太政官少書記官	●佐和 正	同 大尉	比志島義輝
參議兼工部卿	井上 馨	權少警視陸軍少佐	迫田 利綱	同 中尉	本田 親秀
少書記官兼内務少書記官	谷森 眞男	大藏省	同	同	横地 剛
少書記官	櫻井 能監	少書記官	橋本 安治	同	高橋 信實
内務省	少書記官	權少書記官	佐伯 惟馨	同 少尉	近衛局
少輔	●林 友幸	陸軍省	同	同	磯林 眞一
大書記官	品川彌二郎	少輔	陸軍少將	同	川井 守一
權少書記官	●西村 捨三	中尉	高山 善一	同	佐久間盛義
				同	富田 質稱
				同	細井 安恭

陸軍少尉	栗栖 亮	侍從	堀河 康隆	式部寮	
同	小田新太郎	同	高辻 修長	權助兼二等掌典	橋本 實梁
宮内省		同	富小路敬直	三等掌典	岩倉 具綱
卿	德大寺實則	同	綾小路有良	宮中祇候	
大輔	杉 孫七郎	同	西四辻公業	供奉中侍從心得	京極 高典
大書記官	香川 敬三	同	東園 基愛	同	増山 正司
同	山岡鐵太郎	同	北條 氏恭	一等侍輔兼議官	佐々木高行
權大書記官	堤 正誼	同	片岡 利和	一等侍輔兼議官	土方 久元
少書記官	櫻井 純造	同	太田 左門	二等侍輔兼議定官	高崎 正風
一等侍醫	伊東 方成	御用掛	近藤 芳樹	三等侍輔	山口 正定
三等侍醫	伊東 盛貞				

第二節 縣下御巡幸

縣下西部御通輦 八月三十日、天皇東京を御發輦ありて、前橋・高崎を經、信濃・越後に入り、北陸道を越前・近江に進みて、十月十五日京都に着御ありしが、廿日また同地を御發輦あり。廿三日岐阜に着御す。初め三重縣御巡幸の筈なりしを以て、親臨し。が同縣下に悪疫流行あり中止となれり。廿五日午前七時、岐阜行在所西本願寺別院を御發輦あり。其鹵簿

は左の如し。

地方警部 馬	騎兵 同	近衛士官 馬	同 馬	侍從 馬
地方警部 馬	騎兵 同	近衛士官 馬	同 馬	侍從 馬
御旗 騎兵		上 御馬車		
同 馬	侍補 馬	宮内書記官 馬	大臣 馬車	大警視 馬
同 馬	侍補 馬	掌 典 馬	參議	陸軍少輔 馬
同 馬	侍補 馬	宮内卿 馬		
同 馬	侍補 馬	地方長官 馬		
太政官書記官 馬				
内務省書記官 馬				
騎兵士官	喇叭手			
騎兵 同	騎兵 同			

葉栗郡北方村に於ける第十七號線國道木曾川は、古來渡船を以て交通したりしが、今回御巡幸に際し、村民高橋源左衛門・廣瀬嘉右衛門の二人、卒先自

費を抛ちて、橋梁架設を計劃し、北方村字寶江より岐阜縣羽葉郡田代村地先に架す。十月十七日を以て竣工し、寶橋二箇年の後、洪水の爲めに破壊せり。と命名せり。廿五日午前八時、御馬車は木曾川の堤上田代村の地に着御あり。同所の假營に御休憩ありて、御輿に御せられ、時に八時、四十分。船橋を過ぎ、寶江の堤にて再び御馬車に召さる。時に縣令安場保和奉迎供奉す。午前九時五十分、黒田村今葉栗郡木曾川町大字善龍寺に着御。暫時御休憩の後、御發輦あり。午前十一時六分、一宮驛佐分利新右衛門方に着御。午饌を供し奉る。正午頃、御發輦。午後一時五分、今中島郡稻澤町の大字下津村に着御。森部長三郎の宅に就いて御小憩。同三十五分、同所御發輦。午後二時十五分頃、清洲驛林良介方に着御。御小憩の際、村民林恪、清洲城墟碑の摺本を奉る。午後二時三十五分、同所御發輦。午後三時十分、土器野新田今西春日井郡新川町の大字天野佐兵衛方に着御。御休憩の後、三時四十分、同所御發輦あり。枇杷島よりは江川町を東へ、鹽町南へ、京町東へ、本町南へ、下茶屋町東へ、行在所なる東本願寺別院鎮臺を非常御立退所と爲すに着御ありしは午後五時十分なり。此日名古屋鎮臺司令長官陸軍少將四條隆謨、兵を率ひて本町通に奉迎す。着御後、四條少將以下少尉以上に謁を賜ふ。翌朝三重縣令岩村定高、岐阜縣令小崎利準、名古屋裁判所長兒島惟謙、判事古賀明銓、同今村信行、同正木昇之助、同中澤重業、同中尾貞晁、同岩田武義、陸軍々醫淺井謹、同副渡邊泰造。

陸軍中尉倉知正治、同少尉一瀬正藩、同溝口清俊、熱田神宮々司角田忠行、小教正葦名日周、同恒川東學等に拜謁仰付けらる。

御陪乘中何角奉伺高行(佐佐木氏)申上ケ候ハ、尾州ハ頗ル膏腴之地、依而華美ニ流レ候。若シコノ地質朴ノ風アリ候ハ、所謂鬼ニ金棒ト申ス譬ノ如ク、天下隨一ノ縣ナラント。御沙汰ニ、當縣ノ如キハ自然奢侈ニ流ル、ハ左モアルベシ。薩摩杯ノ如キ邊境ニテ、實撲勇敢ノ風モアルコト、是亦自發ナリ。若シ邊境ニテ奢侈ト成リ、當縣ノ如キニテ質朴勇敢トナラバ、變則ナリ。依テ考フルニ、能キ加減ニ配劑セル者也ト、御笑ヒ被爲候(明治十一年保古飛呂比十月二十五日の條)。

市内御臨幸 廿六日曇天、愛知縣令安場保和行在所へ參朝し、直に御先道にて、午前八時 鳳駕御出門あり。縣廳に臨幸す。其鹵簿左の如し。

地方警部 馬

地方警部 馬

地方長官

御旗

近衛士官

同

侍從

同

近衛士官

同

侍從

同

大臣	太政官書記官	雜掌
參義	內務書記官	雜掌
侍補	宮内	
侍補	書記官	
侍醫	典	
	陸軍少輔	

縣廳までの御道筋は、下茶屋町西へ、本町通北へ、廣小路東なり。大書記官國貞廉平、僚屬を率ひ門前西上に北面して奉迎す。天皇直に樓上便殿に着御、御小憩あり。縣令及び大書記官天機を伺ひ、畢つて御便殿の次間に設けられたる本席に臨御あり。縣令は祝辭、縣治事務の概略を上奏す。次に縣令御先導にて、各課平常の如く事務を處するの狀を御巡覽あり。此時各員起立して敬禮を行ふ。畢つて便殿に復御。やがて御出門あらせらる。祝辭は左の如し。

伏テ惟ルニ、維新ノ業成リ、明治ノ政興リシヨリ、僻陬モ 王化ニ潤ハサルナク、細氏モ 皇化ニ向ハサルナシ。聖德丕ナル哉、國運隆ナル哉、今ヤ蹕ヲ北陸ニ駐メ、駕ヲ東海ニ寄セ、親ク政治ノ得失ヲ視察シ、民情ノ甘苦ヲ諮詢シ玉フノ盛時ニ逢フ。山河爲ニ光ヲ生シ、草木亦色ヲ添フ。仁恤愛撫ノ聖旨感泣何ソ堪ヘン。臣保和叨ニ重任ヲ辱シ、才識謏劣、竊ニ恐ル成蹟ノ 聖聞ニ達スベキナキヲ。然レトモ今ヨリ此優渥ノ 聖旨ヲ奉體シ、益奮勉涓埃ノ微効ヲ奏セント欲ス。是ニ於テ乎敢テ威嚴ヲ干瀆シ、恭ク蕪辭ヲ捧ゲ、謹テ萬歲ヲ祝ス。

上奏文

本縣ハ尾張三河ノ兩國ヲ管轄ス。而シテ尾張國ハ地勢平坦、山岳稀疎。東北ニ美濃ノ連山ヲ負ヒ、南ハ内海ニ斗出ス。河流頗ル多ク、就中莊内、岐蘇ノ二流ヲ以テ最モ大ナリトス。土質膏腴、農商其業ヲ勉ム。然レトモ其土地タル、兩京ノ間ニ位シ、殷富繁盛ナルヲ以テ、風俗自ラ驕奢ナリト雖トモ、人心稍伶俐ナルモノアリ。三河國ハ北美濃、信濃ノ山脈ニ連リ、南遠江ノ海濱ニ面ス。沿海ノ一半ハ平坦肥沃ニシテ、田畝稍闊ケタルモ、北部ノ數郡ハ山岳重疊、村落其間ニ散在シ、地質薄瘠、運輸殊ニ不便ナリ。加フルニ舊十藩ノ封土及旗下社寺等三百有餘ノ所領ニシテ、政令一ナラズ。隨テ人情亦各異ナリ。故ニ風俗稍淳朴ナレトモ、人心固陋ヲ免レズ。要之ニ均ク一得一失。此ニ於テ乎、施政ノ際ニ方リ、動モスレバ圓柄方鑿ノ憾ナキ能ハズ。臣保和菲才ヲ以テ重任ヲ辱シ、竊ニ恐ル成蹟ノ天聽ニ達ス可キモノナキヲ。然レトモ將來ニ於テハ聊注目スル所ナキニ非ズ。今幸ニ

聖駕親臨、政績民情ヲ視察シ玉フノ盛時ニ遭遇シ、欣喜何ソ堪ン。因テ既往ノ經歷ト將來ノ期圖トヲ概陳シ、別冊及諸表ヲ併セ以テ奏上ス。伏テ願クハ聖駕東還ノ日、乙夜ノ覽ヲ賜ハンコトヲ。誠恐誠惶、頓首謹言。

明治十一年 愛知縣令從五位臣安場保和

勸業事務概況

明治九年、舊來名古屋市街ニ設クル所ノ植物園地坪三ニ於テ、内外國ノ草木ヲ栽培シ、爾來其適否得失ヲ試驗ス。

京都府色染場ヘ生徒一名ヲ留學セシム。

千葉縣下兩國原勸農局牧羊場ヘ生徒二名ヲ發遣シ、同場農夫ノ名義ヲ以テ留學セシム。

丹羽、葉栗ノ兩郡ハ從來養蠶ヲ業トスト雖トモ、其方法頗ル粗拙ニシテ、產品常ニ善良ナリ難シ。故ニ將來此弊ヲ改良センコトヲ謀リ、有志人民ニ資金四百ヲ貸與シ、及養蠶教員上州郡波ヲ派出セシメ、蠶室ノ結構ヨリ養法器具桑樹ノ栽培等ニ至ルマデ、皆東國善良ノ地ニ摸倣シ、其適否得失ヲ實驗セシム。

同十年、名古屋植物園ニ桑園三千坪餘ヲ設ケ、各地ノ良桑ヲ蒐集栽植シテ、本縣養蠶場ノ需用及苗取ノ用ニ供ス。

養蠶教員上州郡波ヲ備倩シ、同所ヘ養蠶假場ヲ設ケ、縣下士族及平民中、篤志ノ輩ヲ募集シ、養蠶業ヲ傳習セシム。

製絲教員信州及武州ヲ備レ、同所ヘ製絲假場ヲ置キ、縣下士族ノ婦女ヲシテ、蠶絲ノ製造ヲ修業日數九セシム。同所ニ養蠶室一棟ヲ新設ス。

名古屋ヘ織工場ヲ創置シ、専ラ士族ノ婦女ヲ募リ、織機ヲ學習セシム。其概則ハ一回ノ生徒百名ヲ限リ、學習期限凡ソ百日ヲ以テ度トス。故ニ一年間大約定

數ヲ三回スルノ目的タリ。即今工場狹隘、定數ヲ入ル、能ハザルヲ以テ、現今六十五名ヲ限ル。

愛知郡鳴梅村溜池ニ鯉魚一萬尾ヲ放養ス。

各區ニ於テ第二課付屬六十ヲ置キ、毎年員給五圓ヲ給シ、及巡回旅費ヲ與フ。各自擔任アリ。左ノ如シ。

稼穡十八名、牧蓄一名、養蠶製絲六名、製茶四名、陶器五名、七寶一名、扇子一名、瓦二名、木綿織二名、絞木二名、白木綿五名、綿四名、藍二名、酒二名、紙一名、銅器一名、材木及桶類二名。

右附屬ヲ設クルノ主旨ハ、各種物産ノ景況ニ於テ常ニ其真情ヲ得ルニ難キガ故ニ、先ヅ縣内特殊ノ物産及最要ノ事業ニ就テ、之ニ練熟シタルモノヲ精撰シ、此名ヲ命ジテ實況ヲ知り、或ハ誘導ヲナスノ媒介トス。

該附屬中農事ニ熟達シタル者十八ヲ撰拔シテ、該事通信者ヲ兼任セシメ、常ニ農事一般ノ景況ヲ通信セシム。該人員ハ定給ノ外、別ニ通信料三圓ヲ給シ、及巡回旅費ヲ與フ。

東京府下納富介次郎ノ洋法陶器製造所ヘ生徒五ヲ發遣シ、及東京府下駒場野勸農局農學校ヘ生徒一名ヲ留學セシム。

加茂郡内ノ數村從來製紙ヲナスト雖、品位下等ニシテ、得益未ダ多カラズ。故ニ品等ヲ進メンガ爲メ、有志ノ製紙人二ヲ撰ビ、岐阜縣下産紙ノ勝地各所ヲ巡覽セシム。

縣下工産多數良工モ亦乏シカラズト雖モ、憾クハ自ラ是トシテ、其小成ニ安

ンスルモノ多キニ居ル。故ニ勉メテ其志氣ヲ發達セシメンコトヲ謀リ、陶器工・銅工・織工・漆器工・小細工人等ヲ始メ、其他勸業有志ノ者二十名ヲシテ内國博覽會ヲ參觀センメ、及織工名二ヲ撰ビ、上州・武州間織工地各所ヲ巡覽セシム。尙漸次其機ニ應ジテ生徒ヲ遊學セシメ、興産ノ裨補タラシメントス。

碧海郡舊重原藩士結社ノ者へ茶園培養費金五千圓ヲ貸與ス。抑此舉アル所以ノモノハ、去明治四年ノ頃、同藩士一統ノ協議ヲ以テ凡ソ百町歩ノ林藪ヲ開墾シテ、全部ニ茶園ヲ播植シ、以テ自活ノ基本ヲ立ントスルモノ、不幸ニシテ障礙ニ罹リ、其維持法ニ困ムニ際會シ、幸二三ノ有志者相謀リ、其困苦スル所ノ茶園ヲ買收シテ、凡ソ四十町歩ヲ得、爾來培養製造多分ノ勞費ヲ重ヌルコト既ニ三年ニ及ブ、然レドモ尙衰微ヲ極メ、殆ド將ニ瓦解セントス。此ニ於テ之ヲ熟思スルニ、若シ此業ヲシテ棄テテ瓦解ニ至ラシムルトキハ、特リ此社員ノ損失ニ關スルノミナラズ、縣下之ニ類スルノ開墾地モ亦風ヲ望デ瓦解ニ至ランコトヲ恐ル。故ニ此貸金ヲナシ、内外ノ維持ヲ堅確ナラシメント欲スルモノナリ。

名古屋市街ニ於テ洋牛數頭ヲ牧シ、牛乳及酥酪ヲ製スルモノ養牛舍トアリ。頗ル便益ヲナス。然レトモ牧地狹隘未ダ其業ヲ擴充スル能ハズ。故ニ其請願ニ應ジテ、一時縣用ノ牧場三千坪ヲ貸與ス。

名古屋七寶會社々員村松彦七ノ請願ニ依リテ、資金千七百圓ヲ貸付ス。則チ色繪陶器ノ起業ヲ助ルモノニシテ、瀬戸村ノ陶器ニ對シ、間接ノ獎勵ヲナサンガ爲

メナリ。

抑瀬戸村陶器ハ全國內著名ノ品物タリト雖トモ、其性質タル從來藍繪染付ニ止リ、固ヨリ精巧ヲ競ハザルノミナラズ、名譽ヲ自負シテ、工術ノ進路ヲ閉塞スルモノ比々皆然リ。故ニ更ニ色繪燒付ノ製造ヲ興シ、飽マデ素質ノ精良雅致ヲ求メ、暗ニ製造上ノ鼓舞ヲ加ヘント欲ス。

設樂郡ニ於テ從來烟草ヲ産シ、近年横濱ニ輸送ス。其干葉ノ製法タル、土地ノ慣行ト商賈ノ奸策トニヨリ、精粗ヲ混同シテ、甚ダ品格ヲ墮セリ。故ニ該地ノ有志ニ示諭シ、以テ同業中干葉精製ノ締約ヲナサシメ、及有志ノ商人ニ諭シテ、賣買ノ弊習ヲ矯正セシム。此ヲ以テ同年冬季ノ實試スル所、俄ニ價格ヲ騰貴シ、忽チ改良ノ實効ヲ得タリ。爾來民心奮起シ、愈其約ヲ嚴ニシ、其利ヲ永遠ニ保タンコトヲ期ス。

同十一年、名古屋桑園地三千坪餘ヲ増加シ、益盛大ヲ謀ル。養蠶教員上州那波郡ノ人男女各一名ヲ雇聘シ、養蠶本場及假場ニ於テ、士族及平民中篤志ノ者男十七名、女廿七名ヲ募集シ、養蠶業ヲ傳習セシム。

養蠶室内ヲ製絲場ニ兼用シ、製絲教員上島前橋人三名ヲ備ヒ、士族及平民中ノ婦女五十名ヲ募集シ、蠶絲製造ヲ學習百日數セシム。

鯉魚ヲ愛知郡鳴海村溜池尾五千、同高針村溜池尾二萬、丹羽郡樂田村溜池尾三千、其他愛知郡數村ノ溜池尾五千ニ分放ス。抑此事ヲ施行スル所以ノモノハ、縣内數百

ノ溜池古來灌溉ニ供スルノミニシテ、他ノ需用ナシ。故ニ此蓄養法ヲ設ケテ、民益ヲ起サントスルノ意ニ出ヅ。然ルニ此等ノ方法ハ人民固ヨリ其理ヲ解シ難キニ非ズト雖トモ、只公益ヲ謀ルニ切ナラザルト、手數ヲ厭フノ兩端ニ拘リ、終ニ等閑ニ付スルモノ多キヲ患フ。故ニ其實益ヲ示シテ、彼ガ感覺ヲ興サシメント欲ス。

勸業局ニ請求シテ、同局養魚係ノ官吏ヲ招待一月シ、葉栗郡宮田村ニ於テ鮭卵茨城縣下那珂川ノ所産四萬粒ヲ孵化育養シ、同郡木蘇川筋ニ於テ之ヲ放流本年四月ス。試ニ放流ノ本年九月ニ至リ、長七寸強ニ成長ス。抑此鮭魚ノ生育タル、發生ノ初年、直ニ流レテ海中ニ入り、三年ヲ經テ其體成長シ、舊ト發生セシ所ノ河流ニ溯リテ、其卵ヲ産スト云ヘリ。此說ニ依リテ之ヲ計算セバ、放流モ亦三年ヲ累ネザレバ、連年鮭魚ヲ得ルニ由ナシ。故ニ自今尙二年ノ放流ヲ行ハンコトヲ企テ、本年モ亦鮭卵七萬粒ヲ勸業局ニ請求セリ。

群馬縣下佐位郡島村ニ生徒名三ヲ派遣シ、養蠶法ヲ學習セシム。静岡縣下勸業局製茶所へ生徒名六ヲ遣シ、紅茶製法ヲ傳習セシム。陶器工小細工人等ヲシテ京都府博覽會ヲ參觀セシム。
渥美郡豊橋驛ニ於テ有志者協同シテ、養蠶製絲ヲ起シ、無産ノ士族ヲシテ此業ニ就カシメント謀ル、既ニ三四年。昨來稍其端緒ヲ得ルト雖トモ、元來資金乏クシテ、十分ノ事業ヲ果サズ、故ニ該員ノ請願ニ應ジ、金員八百ヲ貸與ス。設樂郡ニ於テ有志者蠶絲製造ノ器械ヲ設立スルモノアリ。其願ニ應シ資金

二百ヲ貸付ス。

同郡ニ於テ近年養蠶ノ業ヲ起スト雖トモ、方法其宜キヲ得ズシテ、利潤甚鮮少ナリ。故ニ本年春蠶ノ候ニ際シ、該郡ノ申請ニ由リテ、養蠶教員上州那波郡一人一名ヲ出張傳授セシム。

名古屋市街ニ博物館ヲ新設ス。抑此館ヲ設クルノ主眼ハ、廣ク四方工産物ヲ蒐集シ、大ニ工業ノ裨益ヲ起サンガ爲メナリ。去ル明治九年來、夙ニ茲ニ意アリト雖トモ、民心未ダ其度ニ達セザルヲ察シ、時機ヲ待ツコト殆ンド二年。漸ク本年ニ至リ、數名ノ有志者奮起シテ、金數千圓ヲ寄附シ、此事ノ着手ヲ請フモノアリ。依テ其機ニ投ジ、縣税金ノ内若干ヲ出シテ、其資力ヲ助ケ、既ニ落成ニ至ル。此ヲ以テ先ヅ試ニ今回博覽會ヲ開設セリ。本館維持法ニ至リテハ、未ダ能ク其詳細ヲ決セズト雖トモ、要スルニ富豪有志ノ協力ニ出ヅルヲ以テ、不日必ズ奏功ヲ見ルベキナリ。

知多郡龜崎村造酒家某ニ諭シテ、特別ノ醇酒ヲ釀サシメ、試ニ英國倫敦及佛國博覽會へ輸送ス。

名古屋ニ興益組及物産組ト唱フル兩組興益組ハ九年前開業アリ。即今各資金二萬圓餘ヲ以テ定額トシ、其業ハ縣下出産ノ織物小倉織ダナンツウ綿ヲ集メテ、四方ニ販賣ス。且各織工場ヲ設ケテ、士族ノ婦女ヲ從事セシメ、頗ル物産ノ旺盛ヲ贊成ス。該織物ノ内小倉織及綿ヲラネル等ニ至リテハ、各省及諸縣巡查ノ服ニ需用

シ、各地ノ購求少シトセズ。故ニ其紹介ノ如キハ、縣廳ニ於テモ亦之ガ助ヲナシ、及常ニ社員ヲ誘導シテ、益其志ヲ精勵セシム。

又七寶會社アリ、七寶燒製造ヲ業トシ、資金凡二萬圓餘ヲ蓄積ス。此品概シテ高價ニ屬スルヲ以テ、多ク内地ニ適セズシテ、海外ニ輸出ス。先年濠洲メルボルン博覽會ニ際シ、社員ヲ遣シ出品セリ。同時縣下ヨリ出品スル所ノモノ、皆該社ノ庇護ニ頼リテ、其顛末ヲ終ヘタリ。爾來米國、佛國ノ兩博覽會モ亦前會ノ如シ。就中瀬戸村陶器ノ如キハ、該社ノ嚮導補翼ヲ以テ、知ラズ識ラズ自然製造ノ進歩ヲ致スモノ多キニ居ル。故ニ厚ク保護ヲ加ヘ、且社員ヲ誘掖シテ、益奮起セシメントス。

設樂郡ハ古來馬ヲ產出スト雖トモ、體格矮小、品種下等ニ屬シテ、牧人ノ收利甚薄シ。是レ深ク遺憾トスル所ナリ。因テ改良ノ法ヲ區吏員ニ示ス。區長悟ル所アリテ、之ヲ村民ニ議スルニ、悉ク是トシテ奮起スルモノ數十村。遂ニ種馬十頭凡馬五十頭代金四百圓ヲ購求センコトヲ議決シ、爲ニ委員四人ヲ選ビテ、陸羽ニ發遣ス。其改良ノ本法ヲ傳習シ、漸次新舊ノ馬種ヲ交換シテ、逐次純全ナル良種ニ變移シ、以テ自他ノ便益ヲ生ゼンコトヲ企圖ス。

縣下耕地ノ培養ニ費ス所ノ緋糟、北海道ヨリ輸入スルモノ、毎年數十萬圓ノ數量ニ涉ル。其輸入ノ手續タル、從來縣内各所ニ肥物問屋ト稱スルモノアリ。多ク東京、大坂等巨商ニ庇護セラレ、以テ其品ヲ買收スルコトヲ得。故ニ其手數ヲ

重ヌルニ從ヒ、自ラ價直ヲ騰貴シ、及到着ノ時機ヲ失スルコト數々ニシテ、其不便ヲ唱フルモノ甚多シ。然ルニ春來碧海郡中ニ於テ類ニ國立銀行設立ヲ冀望スルノ輩アリ。願フニ該郡ハ土地偏僻、物質融通亦自在ナラズシテ、銀行ヲ興スニ利アラズ。故ニ諭スニ肥物會社ノ便益ヲ以テス。此ニ於テ有志譚議、即今專ラ募金ノ企ヲナシ、該社ヲ興サントス。其主意タルヤ、開拓使ニ請求シテ、緋糟直輸ノ便路ヲ開キ、大ニ公益ヲ爲サントス。故ニ之カ紹介ヲナシ、同使ニ稟議シ、必ズ結果ヲ現ハサンコトヲ期ス。

山林ノ利害ハ人民ノ關係最モ重大ニシテ、此事ニ於ケル理ノ當ニ忽ニスベカラザル所ト雖、其實際ニ至リテハ未タ能之ヲ履行スルコト尠シ。是レ其利害悠遠ニ原因シテ、世人ノ容易ニ曉通シ難キヲ以テナリ。即今縣下山、森ノ現狀タル、多クハ緒禿荒廢ニシテ、茂樹森立ノ地甚タ稀ナリ。蓋其原因、地質ノ瘠鹵ニ關スルナキニアラザルモ、亦前陳ノ弊習ヲ踐ムモノ多キニ歸セントス。故ニ更ニ其栽植ヲ勵シ、其斫伐ヲ節度シ、以テ大ニ山林ノ功用ヲ達セント欲スト雖トモ、慣習ヲ改良スルハ古今難ニスル所ニシテ、施爲忽卒、或ハ其度ヲ失センコトヲ恐ル。此ヲ以テ即今專ラ其經倫ヲ論究シテ、未ダ着手ニ至ラザルモノアリキ。

本縣勸業上ノ要旨ハ、專ラ固有物產ヲ増殖シ、工業ヲ改良スルニアリ。往々士族ニ產ヲ授ケ、窮民ヲ業ニ就シムルモ、概ネ前條記載ノ中ニ就テ之カ方法ヲ設ケントス。夫レ管内物產尠カラスト雖トモ、本綿、藍陶器ノ三種特ニ優等ニシテ、

産額多量、利益モ隨テ廣大ナレバ、主トシテ勸奨誘導シ、人民稍奮起勉勵ノ氣象ヲ顯ハセリ。此ニ於テ益之ヲ勸誘セバ、技倆ノ進歩モ亦期スヘキナリ。獨如何セシ唐認ノ熱田一港ニ輸送スル者、毎年數十萬圓ノ巨額ニ上レリ。實ニ遺憾ニ堪ヘザルナリ。幸ニ勸農局ニ於テハ紡績所ヲ岡崎ニ開クノ企アリ。人民ニ在テモ器械購求ノ念慮ナキニモ非ズ。他日此結果ヲ見ルノ日ニ至ラバ、輸出入總計上ニ於テ、幾多ノ影響ヲ與フルコト亦難キニアラザルベシ。是レ最モ切望ニ堪ヘザル所ノモノナリ。

土木概況

尾張國名古屋市街ハ人戸稠密、頗ル殷富ノ地ト雖トモ、水運ノ便ニ乏シク、且愛知、春日井ノ兩郡ニ涉リ、莊内組ト稱スル百餘村ノ用水十分ナル能ハザルヲ以テ、明治十年十一月、莊内川ヨリ分水路ヲ開鑿シ、新河ヲ設クルモノ十餘町、而テ名古屋ノ堀川ニ達ス。此工事タルヤ、矢田川ノ川底ヲ穿テ、百餘間ノ墜道ヲ作リ、以テ舟楫ニ便スルモノナリ。爾後實際ノ便否得失ヲ考量スルニ、瀬戸村ノ陶器ヲ始メ、東濃ノ物貨等、從來陸運ニ係ルモノ、多クハ運路ヲ該河ニ取リ、莊内組百餘村ノ用水亦充足シ、加之堀川ノ水勢増加、自然熱田海口ノ淤泥ヲ流下シ、旁通船ノ便ヲ助ケ、稍其益ヲ見ルニ至レリ。

明治十一年、熱田港ヲ浚深シ、驛遞局及三重縣ト協力シ、三菱會社ニ謀リ、四日市熱田間ニ汽船往復ノ便ヲ開ク。同國春日井、丹羽兩郡中、嚮キノ莊内組ニ於ル

ガ如キ便益ヲ缺クモノアルヲ以テ、丹羽郡稻城村山元ヨリ木曾川ノ水流ヲ分チ、堀川ノ水線ニ接續スル長程五里餘ノ一河ヲ開鑿シ、百餘村ノ用水ヲ補ヒ、併セテ漕運ノ便ヲ興サンコトヲ欲シ、既ニ別紙甲號圖面ノ如ク、水路測量ノ業ヲ了リ、方今着手ノ順序等審議中ナリ。

曾テ舊幕府ニ於テ油島締切ノ工事ヲ施セシガ爲メニ、海西郡ノ内立田輪中ト稱スル四十餘村ノ如キハ被害尤甚シク、既ニ昨年五月ノ水災ニ家屋ヲ流失シ、物産ヲ損耗スル者尠ナカラズ。本年モ亦數日ノ霖雨ニ際シ、多少ノ損害ヲ被レリ。如斯モノ連年、人民殆ト安スル能ハズ。往昔偶修理ノ議起ルモ、各藩意見ヲ異ニシ、協力一和ノ局ヲ結バズシテ今日ニ至ルト云フ。今ヤ改良ノ工事ヲ施サンコトヲ欲シ、既ニ内務省ヘ稟請セシヲ以テ、同省御雇蘭人實地ニ臨ミ、其方法調成中ナリ。

三河國碧海郡ハ土地平坦廣濶ニシテ、原野極テ多シト雖トモ、從來用水ノ便ニ乏シク、因テ充分ノ開墾ヲ遂ル能ハズ。設シ灌溉ノ利ヲ起サバ、數百町歩ノ溜池ハ咸不用ニ屬シ、變シテ良田トナリ、耕耘至便ノ土地タルヲ以テ、有志者舉テ開拓ニ從事スルハ必然ニシテ、合セテ士族輩ヲ獎勵シ、農ニ就シムルノ一方ヲ得、終ニ國益ヲ起スコト少ナカラザルト信ズ。故ニ數十年前ヨリ此水利ヲ興サシコトヲ謀ル者アリト雖トモ、當時ニ在リテハ土地各藩ノ所領ニ跨リ、其議協ハズシテ寢ムト云フ。今ヤ此舉ヲ望ム者甚多シト雖トモ、其水路ヲ開鑿センニ

ハ、同國加茂郡今村ヨリ矢作川ヲ分派シ、東海道ヲ横斷シ、別圖面ニ記スルカ如ク、里程十一里餘ノ新路ヲ開鑿シ、其工費七萬金ノ巨額ヲ要セザレバ爲ス能ハズ。有志者其資本ニ乏シク、目下頻リニ募集中ナリ。

矢作川ハ三河國三大河ノ一矢作豐川大平ヲ稱スニシテ、之ニ架スルニ矢作橋アリ。抑該橋ハ嘉永年間ノ洪水ニ流失シ、爾後二十有餘年間、假橋ヲ設クト雖トモ、運搬ノ自由ナラザルナキニ非ズ。是ヲ以テ明治十年新ニ架橋ノ工ヲ起ス。爾來又人民ヲ獎勵シ、富者ノ義金ヲ募リ、同河線ニ於テ長八百尺、幅十二尺ナル米津天神ノ二橋ヲ新設シ、稍運搬通行ノ便ヲ得タリ。該川ハ土砂沮滯、水運ノ便ヲ缺ク。故ニ上流村落ノ物産ハ概ネ陸運ニ係リ、沿川ノ村落又水害ヲ被リ、有害無益ノ河流ニ屬スルヲ以テ、之ヲ修改シ、一ニ其害ヲ除キ、二ニ通船ノ便利ヲ興シ、將來益物産ヲ旺盛ナラシメント欲シ、方今調査中ナリ。

同國豐川ノ如キハ、二十有餘里ノ長流ニシテ、稍水運ノ便アリト雖モ、洪水汎濫シテ、毎歲被害ノ村落尠カラズシテ、人民ノ疾苦ニ堪ザル者多シ。然レトモ工事頗ル重大ナルヲ以テ、其利害得失ヲ審査シ、漸次改修セントス。

尾張國ハ舊名古屋藩意ヲ土木ニ用ヒシ事少カラザルヲ以テ、木曾川堤ノ如キハ、堅牢ニシテ沿河ノ民未ダ嘗テ破堤ノ災ヲ知ラズ。而シテ木津宮田ノ二用水路ヲ開キ、入鹿ノ池ヲ穿テ、新川ヲ堀リ、田畝灌溉ノ便頗ル至レリト云フ可シ。之ヲ人造ノ沃土ト稱スルモ不可ナキガ如シ。然レドモ其運搬ノ如キハ、獨無源

ノ堀川ニ頼リ、他ハ皆陸運ヲ仰グノミ、今ヤ時勢ノ變遷ニ從ヒ、貿易ノ盛衰益水運ノ便否ニ原因スルモノ尠カラズ。故ニ前條列記スル數件ノ工事ヲ起シ、終ニ知多郡横須賀ノ港ヲ開キ、加フルニ近江國米原ヨリ勢尾ニ達スルノ鐵路ヲ敷キ、汽車往復ノ盛舉アルノ日ニ逢ハ、水陸ノ便始テ完全ヲ得ルト云フ可キナリ。三河國ハ三大河アリテ、稍運輸ニ便ナルガ如シト雖トモ、舊小藩ノ所領ニシテ、從來治水ノ工事ニ怠リ、維新來亦費途多端、故ニ猶未ダ此ニ及バズ。從テ土砂阻滯、流域填塞、舟行殊ニ不便ヲ生セリ。漸次浚疏ノ工ヲ起シ、其水心ヲ矯ルニ非レバ、特リ水道ノミナラズ、田畝ノ灌溉モ亦太ダ不便ナリ。而シテ沿河各郡ノ如キハ、三川ノ派流ニ頼リ、用水ノ便ヲ得ルト雖トモ、他ノ數郡ニ至リテハ、概ネ用水ニ乏シク、雨水ノ僥倖ヲ仰グ者少ナカラズ。從テ田畝開ケズ、荒蕪相望ム。是ニ因テ漸ク安祥原工事ヲ初メ、數條ノ水路ヲ開鑿シ、用水ノ便ヲ得セシメバ、荒蕪自ラ開ケ、許多ノ良田ヲ得ルヤ必セリ。是レ土工ノ前途ニ期圖スル所ナリ。

警備概況

明治四年、警備取締ノ法ヲ制定シ、名古屋市街ニ限り、區費ヲ以テ屯所十箇及縮役六十等ヲ置ク。

同五年、締役及屯所ヲ廢シ、更ニ選卒百餘名屯所九ヶヲ設ク。而シテ村落ノ如キハ、村吏ノ意見ヲ以テ、適宜ニ郷回リ舊番人ナル者ヲ置カシム。選卒總長判任官一名ヲ以テ之ニ充ツ、檢監同上四名ヲ以テ之ニ充ツ、及權檢監等外吏五名ヲ以テ之ニ充ツヲ置キ、選卒ヲ

統轄セシム。

同六年、邏卒ヲ番人ト改稱シ、更ニ人員五十有増加ス。取締本局ヲ設ケテ、屬官五ヲ出張セシメ、番人ヲ監督セシム。後番人屯所五ヶヲ減シ、邏卒長及檢監ヲ廢シ、權檢監ヲ巡查ト改稱シテ、取締本局ニ各屯所ノ巡視等ヲ爲サシム。

同七年、縣廳ニ警察掛七ヲ置キ、警察事務ヲ管掌セシム。取締本局ヲ警察係出張所ト改稱シ、巡查ヲ警吏ト改ム。豊橋支廳へ警察掛ヲ出張セシメ、及屯所同地外番人三十名ヲ置ク。

同八年、管内ニ於テ適當ノ地位八ヶヲ撰ビ、更ニ屯所番人等ヲ配置ス。警吏ヲ等外吏ト改メ、警察係ヲ減シテ警部七ヲ置キ、番人ヲ巡查ト改ム。一般郷回リヲ廢シ、始メテ警區劃ヲ定メ、警察係出張所三ヶヲ設ケ、警部及等外吏ヲ派出セシム。警察掛ヲ第四課ト改稱シ、各出張所ト警察出張所ト改ム。

九年警察係判任官警部巡查トナシ、該人員及屯所數ヲ増加ス。懲役場内ニ於テ囚徒偶暴動ニ及ビ、家屋ヲ毀テ、門扉ヲ破ル。其勢頗ル粗暴ニ涉ルヲ以テ、直ニ警部巡查ヲ出張セシメ、懇到説諭シ、百方制止スト雖トモ、終ニ之ニ服從セザノミナラズ、警部名一ヲ殺シ、巡查名三ヲ傷ケ、終ニ縣廳ニ進ミ陳請スル所アリ。其原因タルヤ、警テ工役場失火ノ際ニ於テ消防ニ盡力セシモノ、減等ノ特典ヲ冀望スルノ意ニ出ヅ。固ヨリ該件ニ係リテハ其理由ナキニアラザルヲ以テ、司法省へ上申ノ上處分ニ及ブベキ旨ヲ示諭シ、一時相當ノ賞與ヲ行ヒ

置キシト雖トモ、無智ノ徒、心情切迫ノ餘、此暴舉ヲ醸スニ至レリ。故ニ精細法例規律ノ在ル所ヲ説示ス。此ニ於テ更ニ了解シ、鎮定スルヲ得タリ。

三重縣暴民ノ起ルヤ、管内ニ亂入シ、尾張國兩三郡内ヲ奔走シテ、至ル所慘情ヲ極メ、巡查屯所學校民家等ニ火シ、虛勢ヲ張リテ人民ヲ煽動セント謀ル。故ニ警部巡查ヲ出張セシメ、或ハ防禦シ或ハ捕縛セシメントス。鎮臺兵モ亦出張スト雖トモ、終ニ砲撃ニ及ブノ時ナク、僅ニ一晝二夜ヲ出ズシテ全ク平定ニ至ル。

彼暴徒ハ多ク三重岐阜兩縣下へ逃走シ、就中捕縛スルモノモ亦少カラズ。然レドモ若シ管民ヲシテ此煽動ニ應ズルモノアラシメバ、不測ノ大害ヲ生ズルモ知ルベカラザルナリ。

同十年、巡查屯所ヲ交番所ト改ム。從來警察署所轄廣クシテ、自ラ巡查交番所遠隔ニ涉リ、動モスレバ監視ニ便ナラザルヲ以テ、警察分署十有餘ヲ開設シ、每分署警部名一巡查名三ヲ置キ、所管ヲ定メテ、之ヲ監督セシム。

西南暴動ノ際ニ膺リテハ、人心恟々、物情騷然タルヲ以テ、不虞ニ備フルノ方法ナカルベカラズ。則チ士族百七ヲ雇吏トナシ、巡查ノ職務ヲ補助セシムルモノトス。然レドモ西南事平グニ及ンデ、直ニ其職ヲ解ク。

警察出張所ヲ警察署ト改ム。漸次巡查交番所ノ増加スルニ從ヒ、警察分署ニ於テ督察ノ周密ナラザルヨリ、到底每所主任ヲ置カザレバ、事務舉ラザルノ患アラントス。因テ在來ノ警察

分署ヲ廢シテ、各交番所ヲ分署トナシ、之レニ充ツ、數名ヲ置キ、各分署長ヲ兼務セシメ、及巡查ヲシテ其職務ヲ代理セシム。

巡查百餘名ヲ増加ス。

同十一年、第四課員ヲ減シテ分署長トナシ、其人員ヲ増加ス。

目下警察署ノ數ハ、四本署、五十分署ニシテ、警部四十名、巡查五百六十八名ナリ。

警察費額ハ、本年上半年自一月ニシテ四萬五千八百八十五圓四十二錢八厘ニ當ル。則チ其官費ハ一萬四千九百四十六圓三十九錢五厘、縣稅費ハ五千百圓六十六錢九厘、民費戶口ニ賦課ノ一戸八錢八毛餘ハ二萬五千七十七圓八十六錢四厘ニシテ、獻金六十圓五十錢ヲ併セテ、其額ニ至ル。

警察ノ事タル、現今ノ實況ヲ以テスレバ、警察署ノ所管スル所、廣キハ人口五十三萬七千八百七十町、狹キモ人口十九萬三千九百七十八町ニ下ラズ。分所ノ所轄モ概ネ之ニ準ズルヲ以テ、警部一名、人口三萬二千五百人、巡查一名、人口二千二百八十七人、擔任ニ當ル。夫レ土地ノ廣キ、戶口ノ稠キ、僅カニ五百餘名ノ巡查ヲ以テ之レガ保護ヲ周到セシメント欲スルモ、豈得ベケンヤ。故ヲ以テ警官ノ力ヲ擧テ、單ニ司法警察ニ從事スルモ、猶十分ヲ盡ス能ハズ。況ヤ行政警察ノ緊務ニ於テヲヤ。故ニ將來ニ企圖スル所ノモノハ、人心ノ歸向ト資力ノ多寡ヲ謀リ、益事務ヲ擴張シ、漸次巡查ヲ増置シ、市街ノ如キハ人口七百人ニ一名、郡村ノ如キハ人口千二百

町ニ一名ノ巡查ヲ配置シ、本署、分署ノ如キモ猶數箇所ヲ増置シ、專ラ行政警察ニ從事シ、禍機ヲ未ダ萌ササルニ防制シ、風俗ヲ未ダ敗レザルニ改良シ、人民安堵シ、行旅便ヲ稱スルノ佳域ニ達セシメントコトヲ要ス。

學事概況

明治六年ニ於テ、始メテ學區ヲ定メ、學校ヲ興シ、教員養成及學資賦課ノ法ヲ設ク。

養成本分校師範學校及成美學校外國語學校ヲ設立ス。

同七年、官立師範學校及英語學校開設ノ舉アリ。

同八年、養成分校及成美校ハ得ル所少ク、費ス所多キヲ以テ、之ヲ廢シ、更ニ養成本校ノ規模ヲ擴張ス。

學資賦課法ハ往々不公平ヲ免レザルガ故ニ、更ニ寄附金ヲ以テ各學校維持ノ目的ヲ立テ、獨立競進ノ氣運ヲ起サシメントス。

學資補助ノ爲メ、文部省委托小學補助金及縣稅金ヲ各學校ニ配付ス。

同九年保和赴任以來、屢管内ヲ巡接シテ、地形ヲ察シ民情ヲ量ルニ、學區小ニシテ學校多キニ過グルハ、其利最少シ。因テ實際ノ便宜ニ從ヒ、人口千人内外ヲ以テ更ニ區劃ヲ改定シ、力メテ校數ヲ増加セズト雖ドモ、如何セン。三河國東北部ノ如キハ、群山連亘シ、土地廣ク、人口少ク、數十戸ノ寒村概ネ山間ニ散在シ、學校ニ就クベキノ便路ナク、獨立ヲ爲スベキノ資力ナキモノ多シ。之ヲシテ幼童

就學ノ便ヲ得セシムルハ、抑至難ト雖ドモ、實地適當ノ方法ヲ設ケ、或ハ本校ノ支校ヲ置キ、或ハ教員ヲ出張セシメ、漸次邑ニ不學ノ戸ナク、家ニ不學ノ人ナキニ至ラシメンコトヲ期ス。

學資寄附ハ、其實說論上ニ出デテ、真正ノ篤志ヨリ成リタルモノ蓋シ少シ。故ニ人民各自ノ責任タルコトヲ知了セザルモノ、如ク、動モスレバ甲乙貧富ヲ論ジ、丙丁多少ヲ唱へ、不公平ヲ爭フノ苦情ヲ免レズ。因テ教育ノ大義ヲ示シ、益獨立自治ノ精神ヲ煥發セシメ、以テ協議上ヨリ維持セシメントス。

從來教育其人ニ乏キヲ以テ、内養成學校ヲ改メテ、師範學校トナシ、益規模ヲ擴メテ、高等ノ生徒ヲ教養シ、外ハ教授改正係ヲ置キ、愈授業法ヲ矯正シテ、善良ノ教員ヲ精撰ス。而シテ學規學則ノ改正ニ係ルモノモ亦數種、此ニ於テ弛ム者稍張リ、廢シタルモノ稍興ル。學事漸ク奮ハントスルノ兆アリ。

會三重縣ノ亂民、管下ニ侵入シ、官舎ヲ毀テ學校ヲ燒キ、蹂躪至ラザルナシ。此害タルヤ、尾張國西南ノ一二部ニ止ルト雖トモ、影響ヲ一般ノ學事ニ及ボシ、廢學相踵キ、閉校相臨ムノ衰態ヲ見ル。然レトモ諄々ノ說諭ト、懇々ノ誘導トニ由リテ、終ニ其勢ヲ挽回スルヲ得タリ。

名古屋市街ハ商賈富庶、百貨流通ノ地ト雖トモ、其風俗ノ如キハ、奢靡遊惰ニ陷リ、女子ハ概ネ鄭聲舞樂ノ技ニ耽溺シ、固ヨリ學問ノ事ニ至リテハ、恬トシテ顧ザルモノ多シ。特ニ一般ノ模範タルベキ地位ニシテ此ノ如クナルハ、其關ス

ル所モ亦小少ナラズ、因テ新ニ女學校ヲ設立シ、漸次宿弊ヲ匡救スル所アラントス。但本校ハ縣税金ヲ以テ維持スルモノナリ。

同十年、官立師範學校及英語學校廢セラル。爾後小學校教員ノ養成ハ、地方官へ委托セラル、ノ旨趣ヲ以テ、師範學校厦屋書器等ヲ交付セラル。故ヲ以テ其厚意ヲ體シ、益該校ノ旺盛ヲ企圖ス。

此際未タ中學校ヲ缺ク、乃チ英語學校交付ヲ受ケテ、中學校ヲ設ケ、本校維持モ亦縣税金ヲ以テス。

同十一年、小學授業法一般整頓ニ就クヲ以テ、教授改正係ヲ廢シ、數區ニ巡回訓導ヲ置ク。

中學校ヲ建築ス。

小學補助金ヲ各學校ニ配付ス。

私學ハ規模僉小ニシテ、公學ニ超進スルモノアルヲ見ズ。又鴻益ヲナスヤ否ヤモ未タ知ル可カラザルナリ。

師範學校補助金ハ、金額ヲ該校ニ費シ、小學補助金モ亦幾分ヲ同校ニ給ス。而シテ殘額ハ臨時小學校ニ補助シ、或ハ學區吏員巡回訓導給料、及小學生徒賞與品等ニ支消ス。

本縣學事ハ實ニ明治六年ニ起リ、爾來數回ノ世故事變ヲ經テ、漸ク今日ニ至ル。直接ニ於テハ長次官ノ更迭、間接ニ於テハ三重縣暴動皆其著キモノニシテ、

影響モ亦少カラズ。然ト雖トモ鼓舞獎勵ノ久シキヲ積ミテ、現時ノ景況ニ赴クヲ得タリ。則チ朝廷夙トニ文部省ヲ置ル、ノ盛事ト、學制ヲ布ル、ノ偉業ナクンバ、何ニ由リテ此福趾ヲ致スヲ得ンヤ。故ヲ以テ常ニ朝旨ノ深遠ナル所以ニ辜負スルナカラント欲シ、竊ニ既往ノ經驗ト、目下ノ現狀トニヨリテ、深ク將來ヲ慮ルニ、教育其人ヲ得ズンバ、教育ノ活機ヲ過リ、人民ノ信賴ヲ損フノ弊ヲ來タス。故ニ教授ノ効用ヲ現ハシ、實務ヲ舉グルニ堪ユベキモノヲ撰用スルハ、當ニ孜孜タラザルベカラズ。學則其宜キニ適セズンバ、教育ノ大綱ヲ失ヒ、教ユル所高尚ニ過ギ、學ブ所迂遠ニ屬スルノ患ヲ生ズ。因テ各區ニ委任シ、實際適切ノ教則ヲ編修セシメテ、隔靴ノ憾ナカラシムルハ、當ニ汲々タラザル可カラズ。然リ而テ師範中學ノ擴張ヨリ、諸學科ノ開設ニ至ルマデ、漸次整頓ニ就キ、盛ナル者益盛ニ、進ム者愈進ミ、内外相應ジ、本末相競ヒ、文物燦然タル好結果ヲ奏センコト、即チ將來ニ企望スル所ナリ。

但シ前文中詳記セサル細目ハ別表ニ悉ス。

出納概況

本縣ノ會計タルヤ、從來幾多ノ錯雜ヲ極メ、理財上ノ困難殆ト名狀スベカラザルモノ、如シ。今其一二ヲ舉グレバ則チ、明治五年新舊縣廢置ノ秋、未タ定例成規ノ備ラザルニ際シ、元名古屋藩尾張國各郡支廳、舊來區々適宜ノ會計ヲ急遽纏括シテ、忽卒ニ新縣ヘ引繼、又ハ舊新縣治ノ面目ヲ一新シ、速ク舊習ヲ洗滌

セントスルノ大目的タルヲ以テ、咄嗟間ニ現在ノ金穀ヲ新置縣ニ受領シ、然ル後チ漸ク以テ之ガ種類ヲ分析スル等、皆調査ノ順序允當ナラザルガ故ニ、後ノ錯雜困難ノ如キハ、蓋シ此時ニ胚胎スルモノナリ。然リト雖モ當時ノ情勢亦然ラザルヲ得ザルモノ乎、而テ開廳後未ダ一年ヲ出ズシテ、額田縣ヲ合併セリ。抑三河國ハ本藩分轄併セテ十六ノ多キニ居リ、隨テ理財ノ方法千種萬態ニシテ、未ダ總計整理ノ局ヲ了ラザルニ、又本縣ノ管スル所トナリ、茲ニ於テ猶又會計上一層ノ繁雜ヲ增加ス。之ヲ要スルニ金穀各其總額ヲ統括スルニ於テハ、素ヨリ明瞭ナリト雖ドモ、只收支ノ細目ニ至テハ、漠トシテ殆ト判別區分シ能ハザルモノナキニ非ズ。依テ出納課中ヲシテ甲乙ノ二科ニ分チ、甲ハ定額其他ノ經費ヲ出納調理シ、乙ハ專此錯綜紊亂ノ金額ヲ詳明ナラシメント欲スルニ汲々タリ。故ニ或ハ夜以テ日ニ繼キ、繁劇ヲ以テ常務トスルニ至レリ。

辛未十月ヨリ壬申九月ニ至ル經費ノ如キハ、其收入支出、舊新兩縣ニ跨涉スルヲ以テ、本省檢閱上多クノ時日ヲ費シ、一旦整理上呈スルモ、或ハ成規ノ順序ヲ超ルモノナキニ非ズ。再三ノ檢査ヲ經テ、明治八年、始テ決算ノ證ヲ交付セラ

明治七年、金穀出納順序ヲ頒布セララル、ヲ以テ、式ノ如ク牒簿ヲ更正シ、每三月勘定結束具申ノ順序ニ運ビ、又前年ノ經費ヲ決算シ了リ、會計上大體ノ規模整頓ノ緒ニ就ントス。此年俄然小野組瓦解ノ變アリ。官民ノ負債、金貳拾七萬七

千四百三拾三圓九拾九錢六厘ノ多キヲ致シ、爲メニ財政完結ノ滯滞ヲ免レザルアリ。而テ漸ク明治十一年ニ至リ、始テ該店負債ノ處分ヲ結了ス。同八年會計年度ノ釐正ニ際シ、其六月ヲ以テ歲尾トシ、爾後例ニ照シ年度ヲ更正ス。先辛未年租稅納拂ノ勘定整頓セザルアリ。此年大藏省租稅寮官吏出縣調査ス。而シテ同十年ニ至リ、完ク結算シ了レリ。同九年、既往ノ調査中ニ係ル全種類別等、益督勵ヲ加ヘ、終ニ既往舊縣引繼ノ帳簿上ニ溯リ、逐年順次精査ノ久キヲ積ミ、本年ニ至リ全ク舊來ノ混雜ヲ一掃シ、始メテ出納ノ明晰ニ歸スルヲ得タリ。其他定額經費等ノ如キハ、本年三月迄ニ係ルモノ皆決算完結スルニ至リ、又停滯ノ憂ヲ胎サス。今ヤ西洋簿記法傳習ノ美舉アリ。本縣之ヲ實施スルノ期近キニアラントス。果シテ然ラハ將來ノ財政愈緻密ニシテ、益精覈ニ至ラン事信シテ疑ハザル所ナリ。

縣廳御出門の後、縣令御先導にて、午前九時二十分、公立醫學校に臨幸あり。
御道筋は廣小路本町通北へ、傳馬町西へ、園町通南へ、堀切筋西へ、堀川通東側南へ。 校長佐々木復介、塙國教師ドクトル、アルベルト・フオン・ローレツ並に教員生徒を率ゐて、門前に北面西上奉迎す。書籍室に設けられたる便殿に着御の上、縣令は本校規則生徒名簿等を上り、縣令及び校長祝辭を奏上す。

祝詞

伏テ惟ルニ、方今文教惟熙リ、武德惟揚ル。皇化ノ治キ遐邇異ナラズ、治光ノ及ブ、都鄙皆同。嚮ニ内務省中衛生局ヲ置カレシ以來、人民朝旨ノ辱キヲ感戴シ、各自健康ヲ保全シ、以テ天恩ノ厚キニ報セントス。保和因テ夙夜黽勉其裨益アラシム事ヲ欲スレトモ、固ヨリ鷲才ニシテ、未ダ勳績ノ見ルベキモノアラザルヲ如何セン。爰ニ本縣病院醫學校ハ明治六年ニ開設シ、爾來幾多ノ沿革ヲ經テ新築成リ、漸々以テ今日ノ體裁ヲ爲セリ。是レ抑々朝廷風ニ衛生ノ大旨ヲ示サルルニモアラズンバ、焉ゾ能ク此ニ至ル事ヲ得ンヤ。然而テ從來縣下開業醫士ヲ論スルニ、十中八九ハ皆漢醫者流ニシテ、洋法ヲ解スル者ノ少キノミナラズ、唯其家技ヲ墨守シ、陋習ヲ脱セザル者最モ多ク、概シテ浮薄ノ醫風盛ンナリ。且人民ニ於ケルモ亦舊慣ニ因循シ、洋法ヲ嫌忌シ、漢醫ヲ信用スル者多ク、貴重ノ性命ヲ凡醫ニ委付シ、恬乎トシテ顧ミザル者比々是ナリ。嗚呼其非命ニ斃ル、ヤ、實ニ惘然ニ耐エザルナリ。前官ニ於テモ此ニ概アリ。因テ以テ該院ヲ開設シ、管内ノ醫事ヲ鼓舞獎勵セシト雖ドモ、當時創業ノ日尙淺ク、未開ノ人民ニ在テハ、飜テ之ヲ誹謗スル者多カリシ。然リト雖爾來學事進步スルニ隨テ、人智モ亦開ケ、風俗漸次ニ改移シ、當今ニ至テハ人民稍々病院ノ便ナルヲ知リ、之ヲ信仰スル者日増シ、醫事ノ方向モ亦前日ト異ニシテ、醫學校ノ要ナルヲ識リ、以テ漸ク舊風ヲ一變シ、頗ル洋法ヲ學習スル者多キニ至ル。今ヤ醫校ニ臨御アリ、以テ親

シク 叙覽ヲ賜フ。亦本校ノ幸榮ノミナラズ、自今閩縣ノ醫士ハ益々仁風ヲ仰ギ、以テ其職ヲ竭スニ至ルベク、人民ハ永ク慈雨ニ沐シ、其生ヲ全フスルに至ルベシ。於是乎地方ノ化育ヲ承ル斯ノ如ク愈々速ニシシ愈々盛ナルトキハ、他日我縣下ノ醫林ニ美果ヲ結ブモ期シテ俟ツベク、人民ノ福祉之ヨリ大ナルハナシ。是 陛下聖明ノ德澤ニ頼テ然ルヲ得ベク、臣保和 感喜ノ至リニ勝ヘズ、敢テ院校沿革ノ概略及諸規則等ヲ別冊ニ具シ、其他院校各般ノ表等ヲ併セ、以テ天覽ニ供セントシ、謹テ上奏ヲ仰ク。誠惶誠恐、頓首再拜。

明治十一年十一月廿六日

愛知縣令 安場 保和

學識有テ而テ技術始テ成リ、技術有テ而テ學識漸ク全シ。學識ト技術トハ兩立併進シテ苟モ離反スベカラザルナリ。然レドモ因襲ノ久キ俄ニ改良スベカラズ、習慣ノ深キ速ニ變移スベカラザルモノアリ。本校ノ如キハ端緒ヲ明治六年ニ開キシモ、未ダ進歩ノ視ルベキ者ナシ。茲ニ辱クモ 聖駕親臨實際ノ情況ヲ視玉フノ盛事ニ遭ヒ、此ニ清光ニ因テ、將來必ズ獎勵ノ法備リ、衛生ノ道立ン。是實ニ本校ノ榮ノミナラズ、實ニ庶民ノ幸ナリ。臣等益 聖旨ヲ體シ、奮勉息マザラントス。

愛知縣四等屬醫學學校長 臣 佐々木復介

次にローレツに謁を賜ひ、畢つて縣令、校長御先導にて、化學教場に入御、生

徒をして實地化學的試驗を天覽に供せしむ。次に各教場授業の狀を御通覽あり。此間第一教場に於て生徒の試業御覽。此時生徒起つて敬禮を行ひ、やがて便殿に着御す。午前十時三十八分、還御奉送の儀は前の如し。醫學校御臨幸と同時に公立病院にて、醫伊東方成を遣はして巡視せしむ。此日教員十人に金二圓五十錢、備外國人一人に金五圓、優等生九人に金九圓を賜はる。

車駕は學校を出御、堀川通を北へ、堀切筋東へ、園町北へ、傳馬町通東へ、本町南へ、縣令御先導にて、博覽會場たる博物館に臨御あり。時に午前十一時なり。縣官門外北面東上に奉迎す。此間奏樂あり。先づ便殿品評所の樓上に入らせられて、御饌あり。畢つて縣令博覽會規則、列品目錄、委員人名簿、寄附金人名錄を奉呈せられ、次に委員總代伊藤次郎左衛門祝詞を奏す。

政府ノ勸業ニ於ケル、獎勵ノ切ニシテ勸誘ノ厚キ、工藝日ニ進ミ、地産月ニ興ル。微臣等竊ニ感ズル所アリ。爰ニ同志相謀リ、博物館ヲ起シ、大ニ智識ヲ擴メ、耳目ヲ新ニシ、聊其ノ盛意ニ應ゼンコトヲ要ス。本年八月營繕功竣ル。則チ博覽會ヲ施設シ、士衆ヲ勵マシ、興利ヲ量ル。幸ニ 聖駕巡狩、蹕ヲ名古屋ニ駐シ、忝ク臨觀ヲ玉フ。凡ソ陳列スル所ノ諸品、記名スル所ノ物産、細大トナク 天覽ニ觸ルルヲ得ル。山樵漁夫亦寒花日光ノ想ナキ能ハズ。草莽微臣委員某等、辱ク樹陰月ヲ拜スルノ榮ヲ得ル、感欣何ゾ耐ン。自今益勉此館ニ從事シ、衆ト相誓テ愈國

益ヲ起シ、以テ天恩ノ萬一ニ報ヒ奉ルベキナリ。恭ク蕪辭ヲ呈シテ、以テ萬歳ヲ壽シ奉ル。

明治十一年十月廿六日

博覽會委員總代 伊藤治郎左衛門

右畢つて縣令及び委員總代御先導にて、陳列品を御通覽。此時各委員起立して敬禮を行ふ。御順路は第三館より第四館、次に東新館より金鱸の前を通御。此時又奏樂あり。それより第一館、第二館と御巡覽終りて、再び便殿に着御。午後一時擊柝にて御供揃へあり、直に御出門。奉送の儀は前の時の如し。同三十分行在所へ御還幸ありたり。

翌廿七日、夜雨新に晴れて金鳥杲々たり。今朝大教正當磐井堯照權少教正關鼈顛同箕輪對嶽等拜調仰付けらる。安場縣令前日の如く御先導にて、午前九時御出門、名古屋裁判所に臨幸あり。所長判事兒島惟謙、僚屬を率ゐて門外に奉迎す。所長の御先導にて、先づ便殿に着御。各判事天機を伺ひ、次いで所長、民事勸解一覽表を上り、猶盡さざる所は之を上奏せられ、畢つて所長御先導にて、廳中各課及び民事勸解の訟庭を御通覽畢つて還御。奉送の儀は奉迎の時の如し。此日所長の上奏せし文は左の如し。

明治十一年十月

天皇陛下ノ親臨ヲ賜フ。臣惟謙 裁判所長ノ任ニ在リ、僚屬

ト俱ニ龍駕ヲ奉迎シ、敬テ 陛下ノ寶祚萬歳ヲ祝シ奉リ、隨テ臣ガ辦理スル所ノ者ヲ具シ、聖意ノ萬一ニ答ヘトス。抑當衝ノ開設ハ明治九年十一月ニシテ、續テ安濃津、岡崎ノ兩支廳、名古屋其外ノ區裁判所ヲ置キ、尙ホ明治十年九月、松本裁判所ノ所轄タリシ岐阜支廳モ亦當衝ニ屬セラレ、於是總テ三支廳十三區廳ト爲ル。其所管ハ尾張、三河、美濃、飛驒、伊勢、伊賀、志摩ノ七州及紀伊、牟婁郡ノ半部ニ亘リ、戸數六十六萬三千八百廿五戸、人口二百九十二萬二千八百八十、之レニ備ルノ官員奏任九人、判任六十六人、等外八十六人、充ル所ノ定額金五萬二千七百圓ナリ。然シテ其開廳ノ始メヨリ本年八月ニ至ルノ間、審理スル所ノ者民事九千九百八十八件、刑事二萬三千五百三十五件、勸解拾二萬千〇五十二件、此合數十五萬四千五百餘件ナリ。夫訟獄ノ多キ此ノ如クナレドモ、逐次審按溢滯スル所ナク、現在スルモノ僅ニ民事百九十一件、刑事百六十件、勸解千七百四十三件ニ至ル。従前民事身代限リノ處分ヲ受ケ、產ヲ失フ者甚多キモ、恬トシテ怪ムナク、以テ民事ノ當典ト爲シ、狡徒ハ此ニ依リテ以テ奸ヲ計リ、懦夫ハ此ヲ恃テ以テ安ヲ偷ム、其弊害實ニ言フ可ラザル者アリ。然ルニ本衝開設以降、稍其數ヲ減ズ。試ニ其前後ヲ比較スレバ七百二十五戸、明治九年中處分三百四十三戸、同十年中處分二百二十戸、同十一年八月前處分其レ如此、調理其序ヲ得、爭訟ノ日ニ減少セシモノハ、臣ガ鈍劣ノ能ク及ブ所ニアラズ。是レ偏ニ僚屬黽勉ノ致ス所ト、旁ヲ勸解ノ良法ヲ設ケラレタルトニ基ク者ニシテ、人民漸ク廉恥ヲ存

シ、自棄ヲ戒スルノ端トナル。而シテ特リ刑事ノ數曩日ニ増加スルハ他ナシ、警察ノ日ニ密ニ、諸般罰則漸ク備ハルニ由ル。進歩今日ニ在リ、亦怪ムニ足ラザル也。今ヤ本衙ノ新築方サニ成リ、衆庶耳目ヲ屬スルノ際、會々親臨ヲ忝フス。孰レカ 叡慮ノ厚キヲ感戴セザル者アラン乎。臣等此盛典ニ遭遇シ、偏ニ訟獄ノ情況ヲ詳悉シ、天覽ニ供セント欲スレトモ、玉蹕ヲ駐メラル、限リアリ。其意ヲ盡ス能ハズ。因テ本廳及安濃津、岡崎支廳等ノ民刑事勸解一覽表、並管内合計表同比較表ヲ上ル。管内ノ部ハ既ニ臣ガ代理官片澤政温ヨリ上呈スル所ナリ。伏シテ願クハ萬機ノ餘、叡覽ヲ賜ランコトヲ謹奏。

明治十一年十月廿七日

判事 兒島惟謙

次いで縣令御先導、午前十時頃公立師範學校へ臨御あり。校長境野熊藏は教員生徒を率ひて門外北西南に奉迎し、便殿に着御の後、縣令は本校規則、沿革書及び教員生徒の名簿を上り、併せて生徒の作文を奉る。次いで校長祝辭を奏上し、畢つて各教員授業の狀を御通覽あり。此時教員生徒起立して敬禮を行ふ。續いて小學生徒の學業を天覽に供し、最優等生の中、左の二人の講義を天聽に達す。

日本略史下 萬町學校 下等二級生
萬國史略上 豐橋八丁學校 下等一級生

歌村和之助 九年一ヶ月
齋藤かや女 九年十一月

右畢つて午前十時還御あり。此日校長の奏せし祝辭は左の如し。

十室ノ邑モ不學ノ人ナク、率土ノ濱モ蠻舍ナキノ地ナシ。教化駸々文運方サニ盛ンナリト云フベシ。今ヤ 聖駕省方蹕ヲ當縣ニ駐ムルニ當リ、本校モ亦親臨ヲ辱クシ、清光ヲ咫尺ノ間ニ拜シ、生徒ノ學科ヲ演シ、天覽ニ奉供スルノ榮ヲ得タリ。本校ノ光輝何者カ是ニ過ギンヤ。臣等益奮勵勤勉將來ノ結果ヲシテ、此幸榮ノ萬一ニ應ヘシメンコトヲ望ム。

明治十一年十月廿七日 愛知縣公立師範學校長 臣境野熊藏

此日校長、教員十二人に金三圓、優等生徒十一人に金拾六圓五十錢、附屬小學生徒廿三人に金十一圓五十錢、各小學校生徒百五人に金五十二圓五十錢を賜ふ。

次に午前十時四十分、公立中學校に臨幸せらる。奉迎の式前例に同じ。便殿に着御の後、縣令は本校規則、沿革書、教師生徒名簿、校長祝辭等を上る。雇教師米國人ゼー、エー、マク、クレラン拜謁仰付けられ、次に縣令及び校長の御先導にて、各教場授業の狀を御巡覽あり。續いて化學室に入御。第一級生近藤留之助、同山羽武八郎の二人生水を分析して、酸素、水素を分ちて天覽に供す。此間凡十分時。次に別室に於て女學校最優等生中左の二名の講義を天聽に供ふ。

保嬰新書上 愛知縣士族鳥居松三郎次女 鳥居ふさ
母親の心得下 同 田口利義 妹 田口たね

再び便殿に入御の後、御還幸あり。奉送の儀は奉迎の時の如し。此日上りし校長の祝辭は左の如し。

愛知中學校教員兼監事學校長代理成田五十穂衆職員ニ代リ、恭ク祝辭ヲ修メ、謹テ之ヲ奉呈ス。伏シテ惟ミルニ、今ヤ省方ノ典ヲ舉ラレ、政治ノ得失ヨリ學術ノ進否ニ至ル迄、親視面問細大遺スナキハ、古今未ダ曾テ有ラザルノ盛典ニシテ、實ニ千歳逢フベカラザルノ嘉會也。誰カ感奮興起力ヲ報恩ニ竭サザラン哉。臣等叨ニ乏ヲ中學教員ニ承ルヲ以テ、辱クモ 龍駕ヲ迎ヘ、天顏ヲ咫尺ノ間ニ拜スルヲ得タリ。感喜何ソ窮有ラン。臣等不肖ノ者ニ於テ、只管ニ風夜電勉專ラ身ヲ教育ノ事ニ致シ、益文教化ヲ普及シ、以テ國家ノ福祉ヲ裨補スル所アラシコトヲ期望ス。臣五十穂誠恐頓首。

明治十一年十月廿七日

成田五十穂

此日中學校教員十人に金二圓五十錢、備外國人一人に金五圓、優等生徒二十一人に金二十一圓、女學校教員九人に金二圓二十五錢、備外國人一人に金五圓、優等生徒二十一人に金十圓五十錢を賜ふ。

次に午前十一時三十分、鎮臺司令長官四條隆誥は本町門前に於て聖駕を

奉迎し、地方長官と交代して御先導す。榎多門より名古屋城内唐木間なる便殿に臨御。此間練兵場にて皇禮砲百一發を放つ。便殿入御の後、司令長官に賜謁あり。其際長官より團下軍人軍屬人員表、患者人員表、歸郷療養人員表、犯罪人表、城郭内略圖、名古屋城建築由來の書類を奉呈す。畢つて御晝饌を傳ふ。既にして參謀長陸軍大佐長屋重名の御先導にて、天守閣を御巡覽あらせらる。終つて參謀長の御先導にて、練兵場に臨幸、觀兵式の儀あり。次に分列式練兵歩兵の大隊運動及び散兵運動、砲兵の小隊運動及び駄馬演習を天覽ありて、聯隊長御先導にて、歩兵第六聯隊砲兵隊兵營及び病院に臨幸。午後三時十分御出城。同三十分、行在所に還幸あらせらる。後かの病院患者中、西南の役負傷者に菓子料士官並に相當の者へ各金一圓、下士官各金七十五錢、兵卒各金五十錢を賜ふ。此日縣令を行在所に召され、縣下の事情御下問あらせらる。又此日鎮臺司令官等西南役の戦死の爲めに記念碑を建設するの舉あるを叡聞し給ひ、内帑金百圓を之に賜ひ、其費に充てしめらる。當日行在所にて天覽に供せられたる主なる古書畫、古器物左の如し。

天覽書畫

一 清林憲護七絶草書 絹本 知多郡半田町 中野又左衛門所藏
一 明董其昌水墨竹石 絹本

一明王建章淺峰山水 絹本 一明倪元璐五律草書 紙本
 一明汪宗哲水墨菜 同 一清江稼圃淺峰山水帖 絹本(十二葉)
 一明陳永年五律草書 同

知多郡成岩村 柳原銀作所藏

一明黃道周七絕草書 紙本 一明陸明永草書 紙本
 一明蔡道憲七絕草書 同 一明張瑞圖七律草書 絹本
 一宋徽宗皇帝白鷹畫 紙本 一明董其昌蘭竹石 紙本
 一明王建章水墨山水 絹本

知多郡小鈴谷村 盛田久左衛門所藏

一明蔡道憲七絕草書 絹本古證一葉副 一清毛奇齡七絕行書 紙本
 一明趙之璧雪梅畫 同

知多郡半田村 小栗三郎所藏

一明陳良水墨山水 絹本 一明王裕銓水墨松圖 絹本
 愛知郡名古屋 神谷傳右衛門所藏

一明杜董羅漢像橫卷 絹本

一元王叔明中夏園林圖 絹本

愛知郡名古屋 伊藤忠左衛門所藏

一元柯九思水墨蘭竹橫帖 紙本古證一葉副

絹本

一明周之冕水墨牡丹 絹本

中島郡三宅村 野口善兵衛所藏

一平手政秀自詠 知多郡半田町 一平手家系壹卷 三浦六彌所藏

一朱白民墨竹 紙本

一明宗旺水墨山水 絹本

愛知郡名古屋 片野東四郎所藏

一明顏廷築七絕草書 紙本 一清朱尋尊七絕草書 紙本
 一明王鐸草書 紙本 絹本 晉王操之文

愛知郡名古屋 關戶守彥所藏

一日野資業 住吉社奉納歌卷物
並二兩皮盆添フ

愛知郡名古屋 伊藤次郎左衛門所藏

一俊惠法師懷紙 歲暮畫

愛知郡名古屋 岡谷惣助所藏

一印月江墨跡

一教實懷紙二首 (此分誤歟)

一紹鷗歌入文

幡豆郡西尾 深谷半十郎所藏
 一明哇嵩年七絕草書 紙本

一柯士璜着色芭蕉紫薇花 絹本

- 一 清儉宗禮着色織耕圖帖 絹本十二葉
- 一 清鄭岱淡彩西湖圖帖 絹本十二葉
- 一 清顧愷着色西廂圖帖 絹本十六葉
- 一 清姜銓淺絳天下名山圖帖 絹本二十四葉

天覽器具

- 一 青磁桃香合 (挿圖参照)
- 一 阿部井戸青茶碗
- 一 交趾柘榴香合黃襪
- 一 堀三島茶碗
- 一 交趾柘榴香合紫襪
- 一 吳洲赤繪菊竹鉢 (挿圖参照)
- 一 青磁人形手茶碗 (挿圖参照)
- 一 古唐津茶碗
- 一 一仁清梅之畫茶碗
- 一 膳所燒茶入 袋ニツ添不味 鉢初音
- 一 古萩茶碗
- 一 瀬戸茂右衛門燒茶入 同人箱 歌鉢
- 一 吳洲赤繪玉獅子井
- 一 備前手付鉢
- 一 知多郡半田村
- 一 知多郡小鈴谷村
- 一 古銅靈籥鐘
- 一 題跋帖副
- 一 古銅爵
- 一 題跋卷副
- 一 渥美郡田原
- 一 渡邊
- 一 譜所藏
- 一 愛知郡名古屋
- 一 關戸守彦所藏
- 一 一天平年號古鈴
- 一 小出庄兵衛所藏
- 一 高取燒水指 遠州時代
- 一 ハンネラ水指
- 一 武山勘七所藏
- 一 三浦六彌所藏
- 一 盛田久左衛門所藏

- 一 往古八橋柱殘木 傳曰梅檀香木
- 一 碧海郡八ッ橋村
- 一 無量壽寺所藏
- 一 煎茶器笈 住僧通仙翁方巖遺物

今日供奉。本夜上直。今日ノ義何角奉伺。其中女生徒ノ外史等ヲ讀ミタルニ付、高行ハ餘リ感服セズ。隨分他日ハ厄介ナ女數多出來可申ト申上ル。候所、大ニ御笑ヒ被爲遊。尤モ教育上ソノ邊ノ處ハ餘程 歡應被爲在。御樣様ナレ共、侍從等諸詰メ候故、何モ御沙汰不被爲在候事。

〔明治十一年保古飛呂比十七月二十日條〕

縣下東部 御通輦廿八日曇、此日縣令、國枝松宇時に年八十著義人錄補正を獻ず。乃ち彼の老年にして且奇特のものたるを賞し、金二圓五十錢を賜ふ。午前十七時、行在所御出門。下茶屋町、古渡町通を南へ、熱田市場町を経て、七時四十分、熱田神宮に着御あり。鎮臺兵本町通下茶屋町角より道路に添ふに整列奉送す。式部寮官員等、豫め社殿を裝飾し、神饌を供す。其間奏樂。次に幣帛を供す。幣帛料金廿圓、神饌料金五圓、御奉納金百圓其間奏樂。次に宮司祝辭を奉讀す。次に 鳳車海藏門より着御。次に御手水を進む。次に御拜の舍に着御。次に掌典御玉串を執り、之を進む。次に御玉串を以て御拜。畢つて掌典に授け給ふ。掌典之を宮司に附して、神前に供せしむ。此時供奉諸員拜禮。次に還御。次に御幣帛、神饌を徹す。此間奏樂。次に各退出。時に午

前八時なり。同五分、神戸町濱野與右衛門方に御小休。櫻之間を以て玉座となす。同四十分、御發輦。九時四十五分、鳴海驛下郷治郎八方に御小休。寒芳蘭及寒竹を天覽あらせらる。午前十一時、東阿野村三田柳庵方に御小休。午後十二時十五分、知立驛御着輦。時に雨大に至る。矢田安之助方に午饌を召さる。午後二時廿五分、宇頭茶屋大濱茶屋に同じ。高井善一方に御小休。午後四時十五分、岡崎驛御着輦。專福寺を以て行在所と爲す。非常御立退所は明大寺村龍海院とす。縣令同驛に奉迎す。此夜暴風雨にして、翌廿九日午前四時頃、豊橋は中央二十八間流失し、増水五六合に達す。午前八時頃、既に晴天に至ると雖も、當驛御駐輦の上諭あり。右大臣旨を愛知以東の府縣に令し、東京太政官に報し、御用掛之を一行に傳ふ。今朝岩倉右大臣、大隈參議、井上參議、徳大寺宮内卿、佐々木一等侍補、杉宮内大輔、谷森太政官、少書記等、當驛連尺小學校及び公園を巡視す。此日專福寺住職本多裕護は、勘八山より取り獲たる松茸を、第十一區々長代理戸長柴田正厚等は、生鮎一桶を天覽に供す。天皇御筆を執りて鮎圖を寫し給ふ。御座に備ふる所の茶を執りて繪具を融かせ給ふ。寫眞參照。又當日左の古書畫及古器物を天覽に供す。

天覽書畫

額田郡岡崎驛

渡邊 猥 園所藏

一 諸名家書畫卷

一卷

一 木下逸雲長崎眞景卷

一卷

一 谷文晁花鳥卷

一卷

松原宗太郎所藏

一 祁豸佳倪法山水

一 龔半畝七絶三首
一張秋谷墨竹

太田甚十郎所藏

一 周之冕畫

同

小野權太郎所藏

一 謝蕪村山水

一 許元服
一 華山

一 賴山陽

二 畫匣

梅園村

不藏 庵所藏

一 古筆手鑑

二 冊

岡崎驛

專福寺所藏

一 古畫花鳥

同

一 渡邊崋山山水

隨念寺所藏

一 僧月僊百盲圖

(挿圖參照)

天覽器具

- | | | | | | |
|------------|-------------------|----|----------|---------|----------------------------|
| 一 白羽神矢 | 天文中國德川廣忠寄附 (挿圖參照) | 同 | 伊賀村 | 一 鷲羽箭 | 金字銘安藤伊賀守重光寄附 (挿圖參照) 其年月不詳 |
| 一 矢 | 德川清康寄附其年月不詳 (同上) | | | 一 錦戸帳 | 永祿九年二月德川家康寄附 |
| 一 大太刀 | 萬治四丑年二月高力左近大夫高長寄附 | | 岡崎驛 | 一 鏡一面 | 寛永十五年十一月酒井備後守忠朝寄附銘曰靈武 (同上) |
| 一 青磁香爐 | | 同 | 早川久右衛門所藏 | 一 松之下横卷 | (挿圖參照) |
| 一 寂蓮右衛門切之圖 | | 同 | 村松惣九郎所藏 | 一 茶壺 | 一 東齋 |
| 一 永樂茶碗 | | 五個 | 安藤金得所藏 | 一 銅水滴 | |
| 一 銅花瓶 | | 同 | 高須吉次郎所藏 | 一 永樂燒花瓶 | |
| 一 銅文鎮 | | 同 | | 一 煎茶碗 | |
| 一 永樂燒花瓶 | | | | 以上 | |

三十日雨、今朝權少教正佐藤説門大樹寺住職、靜岡縣令大迫貞清拜謁仰付けらる。例刻岡崎御發輦。太平川を経て、午前九時十五分、藤川驛に着御。大西管次の宅に御小休。十時二十分、本宿村平岩夫太郎方に御小休。十一時三十分、赤坂驛着御。近藤芳次郎方に午餐を召さる。午後二時十五分、伊奈村加藤謙一方に御小休。下地村に至り、夏目直一方に御小休。輿に御召替へられ、豊川橋を過ぎ、豊橋船町加藤平八方にて再び馬車に御召替遊さる。豊川橋は急造にして、流失後直に起工、三十日竣工、長百二十間幅一丈三尺、縣土木課長黒川治愿の指揮。午後四時、豊橋驛着御。悟眞寺を行在所とし、龍拈寺を非常御立退所に定む。此日住職山田辨承は、當山の寺寶、後陽成天皇宸筆六字名號を始め、二十八品を天覽に供し、且つ手製の八橋納豆を獻ず。又午後六時三十分、安場縣令を行在所に召し、親しく御盃を賜ひ、連日道途供待の勞を慰せらる。國貞大書記官も亦酒饌を賜はる。廿一日晴、午前六時三十分、豊橋驛御發輦。午前八時二十分、二川驛に着御。松坂權一郎方に御小休。行一里許にして、靜岡縣に入る。終に十一月九日、東京に還幸遊さる。

第三節 聖德

布令の上に見はれたる聖德 今回の行幸御發令の上に聖德を知り得べ

きもの頗る多し。今一二を摘載すれば左の如し。

今般 御巡幸被_レ 仰出_レ候儀ハ、親シク地方之實況ヲ被_レ爲_レ問候爲_レメ、御親臨被_レ爲_レ在候御趣意ハ、無_レ程 御巡幸御用掛ヨリ心得書相達候筈ニテ、申迄モ無_レ之候得共、萬乘御親臨ハ古今稀有ノ盛典ニ付、勢ヒ其敬禮ヲ盡サント欲シ、夫々配意不知々々形容虚飾ニ流_レ、其レガ爲_レメ人民ニ於テ無益ノ費用相掛リ候様ニテハ、折角奉尊ノ意モ、却テ 聖意不被_レ爲_レ適譯相成候ニ付、可_レ相成_レ丈、人民日常實地ノ景況 御覽相成候様、厚注意有_レ之度。

一道路修繕等、今般 御巡幸ノ爲_レメ殊更ニ人夫ヲ遠路ヨリ使役シ、虚飾ノ手入等致シ、其費用ハ沿道又ハ管内ノ民費ヲ以テ仕出等致候様之儀有_レ之候テハ、他日人民ノ苦情アルハ勿論、御巡幸ノ盛意ニ反シ候付、必ズ右様ノ儀無_レ之様御取計可有_レ之候。

一御通輦ニ付道路ノ中心、敬禮旁修繕シタル見ヘノ爲_レメ土ヲ盛リタルモノハ、御通行ノ時分、雨天ニモ相成候ハバ、却テ泥濘ヲ生ジ、通行ノ不便ヲ來シ、供奉ノ者ニ至ル迄困却スル事モ儘有_レ之事ニ付、右等之儀無_レ之様注意有_レ之度。

一御休泊行在所并御小憩等、拙者通行之節見分候條、其屬官管下境へ出迎夫々案内候様可_レ被_レ致候。

一拙者御先發トシテ、御巡幸ノ日ヨリ凡三十日前當地出發、沿道通行候ニ付、道路橋梁等修補ヲ加フベキ箇所、其外一切ノ事項、其節協議可_レ及_レト致候。

右要件申入候也。

明治十一年七月二日

安場愛知縣令殿

林内務少輔

御巡幸ニ付地方官心得書并第二號心得書御達有_レ之候通り、畢竟地方ノ實地ヲ被_レ知_レ食_レ候爲_レメ、御親臨被_レ爲_レ在候御趣意之處、或ハ敬禮ヲ盡サント欲スル餘リ、無益ノ建築等、虚飾ケ間敷儀有_レ之候テハ、御趣意ニ戻リ、不都合ノ次第ニ有_レ之、右ハ假令篤志人民ノ協議ニ出ヅルト雖ドモ、新規建築等ハ勿論、別段取飾リ候儀、決シテ不_レ相成_レ、自然御差支ノ場所所有_レ之節ハ、拙者見分ノ上、夫々指揮可_レ及_レ候條、心得書之御趣意、區戸長ハ勿論、小前ノ者ニ至ル迄、篤ト貫徹候様、精々論達可_レ被_レ下_レ、此段爲_レ念更ニ相達候事。

但本文ノ御趣意急速通知之爲_レメ、去ル七月一日付ヲ以、拙者ヨリ申入候通、御發輦ノ日ヨリ凡三十日前出發、沿道通行、夫々協議可_レ及_レ筈ニ付、萬一建築修繕等取掛候場所ト雖ドモ、總テ拙者通行マデ見合候様可_レ致事。

八月六日

内務少輔 林 友幸

(朱書) 至急御付回達

今般其御管下 御巡幸之節、縣廳へ臨幸可_レ被_レ爲_レ在付而ハ、別紙之件々參觀ノ爲_レメ要用ニ付、乍御手數一通ヅツ御取調相成、其當日前ニ御送付有_レ之候様致度、

此段以回章及御依頼候也。

明治十一年九月

御巡幸供奉 品川内務大書記官

熊谷驛ニ於テ

長野縣 (朱書) 九月五日午前十時四十分
到達直ニ新潟縣へ回送

新潟縣 九月八日午後第二時着
同日石川縣へ回送

石川縣 九月十四日受付即
同日滋賀縣へ回送

滋賀縣 九月十八日受付即
同日三重縣へ回送

三重縣 九月十九日夜受二十
日午前愛知縣へ回送

愛知縣 九月二十四日午前第八
時着直ニ岐阜縣へ回送

岐阜縣
静岡縣

追テ御巡幸相成候縣々之次第ヲ以テ、御巡達有之、周尾之御縣ハ取調書類御
差出之節、返却相成度候也。

一縣廳ハ 臨幸ノ節奏上相成候文案、及右ニ屬スル縣治提要ノ類并ニ諸表。

一臨幸相成候勸業、學校等ハ其校生徒ノ員數男女ヲ、學校建設ノ略記、但シ頃日新
築ナレバ、該費及該費ノ出處以上、學校、勸業場ハ、其費用金員及出處并ニ保存ノ仕方

一十年度縣稅ノ收入仕拂ノ概表、及ビ仕拂ノ殘高、尤本年番外達ヲ以テ庶務局
長ヨリ照會ニ及ビ候雛形ニ依リ、取調ノ下書有之候ヘバ、其寫ニテ可然候。

一十年度民費ノ惣高、及ビ十年度調ベノ戸口、反別、地券高ヲ記シタルモノ。十年
度調年

一囚獄場懲役場等ノ囚徒員數、男女未決、已決并病
囚、懲役監入トモ。

一孝子、節婦、義僕等、縣廳 臨御ノ節奏上相成候人員男女ヲ、賞與、褒詞ノモノ總計。

一老衰、幼弱、癡疾三月括リ渡シ、各何人、疾病一ヶ月括リ渡シ、各何人、男女ヲ、現今ノ救與ノ人員未
額ノ總計、但水火風震一時救助ハ記載ニ及バズ。

一陸軍恩給令、海軍退隱令ニ憑據シ、武官恩給ノ義、本年八月三十一日迄ニ、内務
省へ申請ノ人員

愛知縣在勤官吏へ恩賜の酒饌料左の如し。

奏任官	金壹圓五拾錢	貳人
判任官警部	金六拾三圓	百貳拾六人
巡查等外	金百六拾圓七拾五錢	六百四拾三人
沿道區長	金三圓五拾錢	七人
同 戶長	金貳拾六圓七拾五錢	百人
合	金貳百五拾五圓五拾錢	八百八拾五人

十月二十五日、舊名古屋藩士故田宮如雲、舊犬山藩士松田將造が維新の功
勞を追想し給ひ、將造を行在所に召し、拜謁を仰付けられ、供奉に命じて、如雲
の男田宮兵治に祭資料金五拾圓を賜はしむ。兵治は二十七日行在所に
參上して天機を伺へり。又明治戊
辰の役の戦死者廿六人及び佐賀の役戦死者一人に各金廿五錢、西南役戦死
警部七人に各金五拾錢、同巡查廿一人に各金廿五錢を賜ふ。

縣下の耆老中百歳以上二人に、各眞綿二包、八十歳以上六千四百二十一人
中九十歳以上男四十
六人、女百九十八人、各二十五錢を賜ひ、壽を祝す。又知多郡小鈴谷村平民盛田
久左衛門父命祺に羽二重一疋を賜ひ、數年來窮民救助、道路修理に盡力し、且
つ其費用竝に學校等費用を支辨したるの功を賞せらる。

國枝惟熙

仰欽天澤及衰殘。犬馬幸傳體安。壽福豈能堪感泣。賤齡叩
繫聖聽端。

鈴木重遠

岐山昨日鳳皇飛。鳴慕乘輿鼓舞歸。生值聖朝何幸甚。野襟
咫尺拜天威。

森村宜民

車駕巡東海。德輝眞盛哉。干城連虎豹。禮樂聚英才。大地妖
氛絕。青霄白日開。我王繩祖武。無怠四夷來。

本多俊民

いまといふ今こそ道を開けけれ
此大みゆきよろつよのため

大島爲寵

なからへて君が行幸をおろかみぬ
嬉しき物は老の齡か

關戸内兄

菊の露かかるみゆきのけふにあひて
あゆちあかたもかに匂ひけり

三輪經年

おほみこしたた此まゝにとゝまりて
こゝも都となるよしもかな
かしこさにたゝひれふしてあらかねの
地に涙を落しつるかな

第十章 山梨縣三重縣京都府御巡幸

明治十三年六月

第一節 御巡幸準備

御發輦日御治定 十三年三月三十日御沙汰ありて、今夏山梨・三重の二縣及び京都府御巡幸あるべき旨を發表せらる。四月十五日御巡幸御用掛を太政官に置き、二十九日に至り、愈々御發輦は六月十六日なることを太政大臣三條實美の名を以て發布せらる。

沿道地方官心得書 四月、御用掛より達せられたる沿道地方官心得書は左の如し。

- 一 御巡幸ノ儀ハ親シク地方民情ヲ可被知食御趣意ニ付、百般ノ事務形容虚飾ニ亘リ、一體ノ聖旨ニ不乖戾様、厚致注意、人民ノ困苦迷惑ニ不相成様取計儀肝要ニ候事。
- 一 道路橋梁等不得止分、或ハ之ヲ新造シ、或ハ修補ヲ加フル等ノ事アルモ、素ヨリ官費ニ可屬事ニ付、御先發内務宮内兩省官員、實地點檢協議ノ上着手致シ、決シテ人民ノ難儀不相成様可致候。但シ道路修繕等ノ爲ニ十里二十里ノ外ヨリ人夫ヲ要シ候等ノ儀モ有之哉ニ相聞候得共、右等ノ邊尤モ注意可致

事。

- 一 縣廳及裁判所學校其他、臨御ノ節ハ、長次官ハ通常禮服、屬官ハ通常禮服又ハ袴羽織換用勝手タルベキ事。
- 一 御通輦沿道ニ於テ御歴覽相願度箇所所有之節ハ、前以テ取調置事。
- 一 沿道各縣ニ於テ御巡幸ニ付テハ、諸入費ハ悉皆各縣豫備金ヲ以テ換仕拂置、追テ精算ノ上、御巡幸御用掛へ可申出事。
- 一 行在所建札ハ其家主へ被下候事。
- 一 行在所家作向修繕及御浴室御厠等後日處分ノ儀ハ、供奉御巡幸御用掛へ可伺出事。
- 一 御馬車舎及供奉官員馬繫、其他物置等、新規建設ノ分及買上諸器物ノ類ハ、通御濟ノ上、悉皆入札拂代金取調、御巡幸御用係へ可申事。
- 一 御用品ヲ始メ供奉官員荷物共、宿驛繼人夫ヲ用ヒズ、總テ通人足ヲ使用候事。
- 一 宮内省驛遞局官員ノ内ヨリ御巡幸荷物運搬掛ヲ定メ、人夫ノ使役取締向及宿割ニ係ル事件等ヲ取扱候事。
- 一 供奉官員ノ内、足痛等ニテ人力車或ハ馬駕等臨時要求スル時ハ、御巡幸荷物運搬掛ヨリ、其他通運會社等へ通達シ、雇方取計候モ可有之事。
- 一 前條之通、足痛者等多クシテ、多數ノ人馬、人力車ヲ要シ候節ハ、凡其數ヲ見積リ、右用意ヲ前以其地方官へ可相達候事。

一右用意ノ人馬、人力車ハ、徵集地ノ遠近ニ應ジ、左ノ額ヲ手當トシ、繼立賃ノ外別段可下付事。

一里以内ヨリ徵集ノ人馬、人力車ハ、地元ニ於テ徵集同様ト見做シ手當支給無之。

一里以上二里迄ノ間、右同斷、人足一人金五錢、馬一疋金七錢五厘。

二里以上三里迄ノ間、右同斷、人足一人金七錢、馬一疋金拾錢五厘。

三里以上ハ一里ニ付、人足一人金貳錢ヅツ、馬一疋金參錢五厘ヅツ。

一里以上ヨリノ徵集ニシテ、前夜ヨリ泊リ込マセシ者ハ旅籠料トシテ、人足一人金拾錢、馬一疋金拾五錢。

一右人馬ハ御休泊驛間ヲ繼通シ、且賃錢ハ該地通運會社ノ定額ヲ其求人ヨリ直ニ爲仕拂可申事。

一右人馬及人力車ノ内、使用者ナクシテ、不用流トナル分、手當支給方ハ、使用シテ渡スベキ金額ノ半高ヲ目途トシ支給スベキ事、但里程ノ遠近ニ依リ、支給ノ差等ヲ區別スル等ハ、御巡幸荷物運搬掛ト協議スベシ。

一前條人馬差繰リ方ニ屬スル雇吏給料及右ニ關スル諸費、總テ官員支給候ニ付、手数料等ノ名目ヲ以、繼立賃錢ヲ始メ、遠方ヨリ徵集手當ノ内ヲ、聊タリトモ勿錢等不相成旨、屹度可相達候事。

一地方官ニ於テハ、右人馬及人力車用意ノ達ヲ受レバ、可成丈地元或ハ其附近

ヨリ徵集シ、通運會社等ハ合併、或ハ戶長役場等ニ於テ其繼立所ヲ設クルモ適宜ニ相任セ候得共、其場所ヲ必御巡幸荷物運搬掛へ通知可爲致事。

一御通輦宿々外御渡船場等ハ、縣官出張シ、人足及宿駕又ハ人力車繼立等差支無之様、御巡幸荷物運搬掛へ協議可取計事。

一供奉官員ノ旅宿ハ、別段家屋ノ繪圖製調ニ及バズ、別紙旅宿番號ニ據リ、大凡ノ見込ヲ立テ、該家ノ戶前へ、假リニ休泊スベキ官員ノ名札ヲ張リ付置キ、御先發官員到着ノ上、速ニ其實際點檢ノ都合相成候様處分致シ置クベキ事。

一旅宿位置ハ、第一號、第二號、第三號、第四號、第十號、第十二號、第十三號、第十四號、第十六號、第十七號、第十八號、第二十一號ハ行在所へ近キヲ主トシ、官等ノ高下、人員ノ多寡、及家屋ノ廣狹、構造ノ善惡ニ應ジ、美望取捨ヲ專要トシテ、都合宜敷様注意可致事。

一宿札ハ西ノ内紙ヲ用ヒ、別段木札ヲ製調スルニ不及候事、但勅任官ハ堅切リ半枚、奏任官横切リ四枚、判任官ハ横切リ六枚トス、尤モ一軒へ合宿等ノ分ハ、紙面右割合ヲ酌量シ、勅奏判ヲ區別シテ、一紙へ連署可致事。

一御馬車舍ハ可成丈、行在所最寄へ、其他御馬并供奉官員假建等、適宜ノ地ヲ見量ヒ置可申事。

一一旦旅宿取極メ、戶主ヨリ請書差出候上、該家ニ不得止事件相生(家族之内、病者或ハ死去、其他)候節ハ、該地郡區戶長ニ於テ速ニ他へ變換取計ヒ、地方廳へ通知シ、地方

權(大災ニ罹ル等)候節ハ、該地郡區戶長ニ於テ速ニ他へ變換取計ヒ、地方廳へ通知シ、地方

應ニ於テ其次第柄ヲ御巡幸荷物運搬掛へ通知可致事。

一行在所ノ義ハ、内務省宮内省官員出張可致協議候得共、只御差支不相成儀ヲ大旨ト致シ可申、其土地ニ依リ候テハ、何様被爲忍候儀モ可被爲在ニ付、是亦注意可致事。但大臣以下供奉官員旅宿ノ義ハ、殊更修補ヲ加フルニ不及候事。

一供奉官員泊宿ノ節、夜具其外需用ノ物品ハ、可成丈有合品相用可申事。

一御馬車舍、御馬并ニ供奉官員ノ馬繫場所ハ、御休泊共ニ御先發内務宮内官員協議ノ上着手可致事。

一御休泊場所及供奉官員宿割、其他一切ノ手續等、巨細ノ義ハ御先發内務宮内兩省官員へ協議可取計事。

一御休泊ノ外、午前午後一二回ヅツ御小憩ノ御場所ハ、實地ニ就テ御先發内務宮内兩省官員ト協議シテ用意可致、尤里程ノ都合ニヨリ御野立ニテモ不苦事。但御小憩ノ距離ハ二里以内、一里迄ヲ一箇所トス。尤モ山坂、嶮路ハ此限ニ非ズ。

一御休泊、行在所ニ可充家屋見立粗繪圖面調製、方位并ニ疊數記入、御先發宮内省官員へ可差出事。但別段修繕ヲ加フルニ不及、且社寺等見立不苦事。

一御泊驛ニ於テ、行在所ヨリ凡十町内外隔リ候場所へ、非常御立退所見立置クベキ事。

一御膳部一式、御椅子、テーブルハ、都テ御持越ノ筈ニ付、別段用意ニ及バズ、尤モ

御浴室、御廁ノ儀ハ、御先發宮内官員へ商議便宜可取計事。

一御休泊所へ供奉ノ官員詰所取設ケ、椅子テーブル用意可致置、尤品數等ノ儀ハ御先發官員へ協議可致事。

一先年各地御巡幸ノ節、學校生徒等奉送迎ノ爲メ、衣服ヲ揃へ、或ハ温履ヲ新調シ、其父兄ノ迷惑ニ歸シ候趣相聞候儀モ有之、假令奉送迎ニ遣ズトモ、平常所持ノ衣服ヲ用ヒ候様可致、右等ハ其教官、郡區戶長等へ兼テ厚ク可諭達、心得違無之様能々注意可致事。

一沿道ノ川々渡船、橋梁ノ方ハ、格別修繕ヲ加フルニ不及、御通行差支不相成分ニ限リ、實地見計、御先發内務官員へ協議上、差支無之様可取計事。

一諸獻上物一切不相成事。

一御通輦宿驛或ハ御休泊ノ地ニ於テ、國旗提灯等ヲ掲ケ、人民各自ノ祝意ヲ表シ候義ハ禁止ニ不レ及事。

一供奉官員ハ勿論、人夫等ニ至ルマデ、我意ヲ唱へ、旅宿其外ノ者ニ迷惑致サセ候義ハ無之筈ニ候得共、若右様之者有之候ハ、無忌憚可申出旨、兼テ郡區戶長等へ告示置可申事。

一御行列拜見勝手タルベク、且往來へ差止ルニ及バズ、庶民營業平日ノ通可相心得事。但拜見ノ節、尊敬ヲ表セシムルハ勿論ナレ共、立禮、蹲居其他ノ習俗ニ從フベキ事。

- 一 佛像、墳墓或ハ不淨所等、掩蔽ニ不_レ及事。
- 一 前條大體ノ御趣意ヲ奉體シ、總テ虛飾ニ流_レズ、無益ノ失費無_レ之様可_レ致ハ勿論、其ガ爲メ別段人民ニ賦課候様ノ儀有_レ之候テハ以_レ外ノ儀ニ付、厚ク注意、郡區戸長等へ精々告諭可_レ致事。
- 一 管内御通行ノ節ハ、地方長次官ノ内、騎馬ニテ供奉可_レ致事。
- 一 同上ノ節ハ、警部二人騎馬ニテ御先導可_レ致事。
- 一 縣廳所在ノ地御泊ノ節ハ、左ニ記列シタルモノ、爲_レ伺天機行在所へ參上可_レ致事。

地方奏任以上官員、

各廳ヨリ該地在勤若クハ出張ノ奏任以上官員、

有位者、

帶動者、

大社宮司、

六級以上教導職、

維新前後王事ニ勤勞シ賞典ニ預_リシ者。

右何_レモ禮服用ノ事。

一 御休泊所へ地方判任官相詰可_レ申事。

一 御巡幸先行在所御門出入ノ節、在地方官員其他、總テ該縣廳鑑札ヲ以テ通行可_レ致事。

一 御休泊御小休トモ、其宿驛ニ於テ別紙圖面ノ建札兼テ拵置キ、行在所前ニ可_レ相立事。

一 沿道古戰場名所舊跡并坂路登_リ下_リ、緩急及町間ヲ木札ニ書シ、建置可_レ申事。

一 孝子、義僕、節婦并篤行奇特ノ者、及忠臣烈士ノ墳墓、事蹟等、兼テ取調置可_レ申事。

一 管内人民、年齡八十以上ノ者名前取調置可_レ申事。

一 學校ノ數、生徒ノ人員、寄附金ノ總高取調置可_レ申事。

一 左ノ件ニ付取調置、縣廳へ御臨ノ節、可供_レ天覽事。

孝子、義僕、節婦、其他篤行奇特者等、是迄賞譽施行濟_ル者、其行狀並賞與ノ次第、

警察署分署及巡查ノ員數、

勸業ノ方法、

牧畜ノ箇所及牧畜ノ數、

荒地並自今開墾ノ箇所、

該地著名ノ物産、

管内地圖並一覽表。

一 縣廳へ臨御ノ節、縣治ノ事情等親ク言上可_レ致事。

一 前條ノ如キ不_レ得止_ル外、宿主ノ都合ヲ以テ、私ニ他へ示談、變換等致間敷旨、屹度申付置ベキ事。

一 通シ人足ノ儀ハ、追テ現員治定之上可_レ相達ト雖、大凡八百人ヲ目的トシ、適宜

宿割ノ都合可_レ取計事。

一 御休泊ノ驛内、人家寡少等ニテ、旅宿適當ノ割當不相成節ハ、例外合併、或ハ御當日非番ニ當リ候向ハ、先驛ニ繰出シ、又ハ近在ハ割當候儀モ可有之事。

一 御休泊驛ニ於テハ、該驛入口並行在所前へ、左右ニ分テ家並順序ヲ追ヒ、止宿官員ノ宿主ノ町名姓名ヲ記シタル木札或ハ紙札ヲ掲ゲサセ、右ヲ目的トシ止宿家ノ見誌易キ様可致事。

一 宿割確定候ハバ、兼テ右宿割帳貳通ヲ製シ置、行在所詰御巡幸御用掛へ直ニ可爲差出候事。

一 供奉ノ者ニ限り、晝泊旅籠料ハ別紙ノ旅籠料授受概則ノ通り其價ヲ定メ、證券ヲ以テ相渡シ、現今ハ其地方廳ヨリ相拂ハセ候筈ニ付、此旨御晝泊各宿主共へ無洩相達置ベク事。

一 旅籠料證券引換ノ金額ハ、概計ヲ以テ御巡幸會計掛ヨリ豫メ其地方廳へ相渡置可申、同廳ニ於テハ精々注意シ、可成丈便宜ノ方法ヲ以テ、宿主ヨリ申出次第、速ニ仕拂方取計、追テ該掛へ精算ヲ可遂事。但本文ノ儀ハ可成三日間ニ仕拂遣シ可申事。

一 渡船場ハ、豫メ使用ノ船ヲ定メ、相當之賃錢取極、御當日限リ雇上ゲ候等、適宜ノ處分ヲ爲シ、其賃錢ハ繰替置クベシ。尤該所ノ官員及巡查ヲ出張セシメ、乗込人員並ニ荷物ノ揚卸等、混雜ヲ防止セシムベキ事。

一 橋錢ノ儀モ、豫メ人員、荷物ノ多寡ニ應ジ、或ハ之ニ不拘概算ヲ以テ當日限リ

何程ト定メ、賃錢繰替仕拂置ク可キ事。

一 御巡幸會計掛用金ノ儀ハ、沿道便宜ノ縣廳へ該掛ヨリ豫メ預ケ置、所要ノ都度請取使用スルコトアルベシ。尤右手續大藏省出納局預ケ金ニ準ジ可取扱事。

一 勘定仕上グ科目類集等ハ、總テ通常規則ニ準ジ區分スベキ事。

宿割番號表

第一號	大臣護衛警官	第九號	陸軍中將	第十七號	侍醫以下
第二號	參議同上	第十號	陸軍佐尉官	第十八號	內膳課
第三號	參議同上	第十一號	騎兵	第十九號	調度課
第四號	內閣書記官以下 太政官書記官	第十二號	宮內少輔	第二十號	內匠課
第五號	內務書記官以下	第十三號	宮內書記官	第二十一號	內匠課
第六號	驛遞官員	第十四號	宮內書記官	第二十二號	宮內屬壹
第七號	警視以下	第十五號	式部輔以下	第二十三號	御廐
第八號	大藏書記官以下	第十六號	侍從	第二十四號	馬丁

旅籠料授受概則

第一條 晝並泊ノ旅籠料ハ、之ガ證券ヲ製シ、晝泊ノ貳類トシテ、其内各定價ヲ四等ニ區分スルコト左ノ如シ。

(等)	(官)	(書)	(泊)
一等	勅任	二十錢	四十錢
二等	奏任	十五錢	三十五錢
三等	判任 下士官	十二錢	三十錢
四等	等外 兵卒 從者	八錢	二十錢
乘馬		實費	實費

裏 表

官姓名或ハ某從者	第何號
	何泊賄券
	等
	印

第二條 御用物運搬等ニ要スル役夫ノ如キ旅籠料ハ、此定額ニ拘ハラズ、各宿主ニ於テ相對示談ノ上、本人ヨリ直ニ現金ニテ可ニ受取事。

第三條 旅籠證書ハ御當日供奉ノ者ニ限リ拂出スモノナレバ、御先發御後發ハ勿論、御當日タリ共、御晝泊所外ノ地ニ於テ宿泊スルモノ、如キハ、此定額ニ拘ハラズ、相當ノ金額ヲ其者ヨリ直ニ現金ニテ可ニ受取事。

第四條 宿主ニ於テハ、供奉ノ面々到着スレバ、其者ヨリ直ニ證券ヲ受取、其他ノ郡區戸長或ハ宿主總代等ニ悉皆取纏メ(毎旅別ニ證券ヲ置クベシ)早々出張縣官ヘ差出シ、現金ト引換可ニ申事。

第五條 馬飼料ハ豫メ價格ヲ定メ、證券ヲ下付スベシ。故ニ實費計算書相添、前條ノ順席ニ準ジ、現金ト引換可ニ申事。

第六條 證券所持セザルモノアレバ、該當人ヨリ直ニ現金ニテ定價之通り旅籠料ヲ可ニ受取事。

第七條 混雜ノ際ニテ、萬一證券或ハ現金ノ受渡ヲ失念シテ出發セシモノアレバ、其主人ノ名前及從者人員等、御巡幸會計掛旅宿ヘ申出候ハ、取調ノ上現金下付可ニ致事。但會計掛出發後ニ候ハ、該地出張縣官ヘ願出ベシ。

第八條 御先發ノモノニ於テ宿割濟該下宿ハ、既ニ諸般ノ用意相整、當日ニ至リ俄ニ旅泊或ハ晝賄等ヲ要スル事アルモ、各宿主ノ迷惑ニ不相成様、定價ノ證券下付可ニ致答ニ付、證券下付スルモノハ、不用に屬セシ人員取調、速ニ御巡幸會計掛旅宿ヘ可ニ申出事。但前同斷。

第九條 一旦下宿ヘ到着ノモノハ、御用ノ都合ニ依リ、該下宿泊或ハ賄ヲ要セザル事アルモ、總テ最前受取タル證券或ハ現金トモ、一切返附ニ不及事。

第十條 他ニ下宿ヲナス者、行在所等ニ相詰、御都合ニテ下宿シ難キ時ハ、該所ヘ賄向取寄ルコト可ニ有之事。

第十一條 第六條ノ通り、現金ニテ旅籠料受取タル者ハ、其旨縣官ヘ可申出事。
 第十二條 旅籠料ハ前條ノ如ク定價ヲ以テ仕拂ヲ爲スニヨリ、諸事右額内ニテ處辨シ、價外鄭重ノ馳走ケ間敷儀無之様可致、尤土地柄ニヨリ、物價格外騰貴、定價ニテ不都合ノ向キハ、尙詮議ノ上、此定價ヲ増加スル事可有之ニ付、其旨可申出事。但定價旅籠料ノ外、臨時食品取寄候節ハ、代價其本人ヨリ直ニ現金ニテ可請取事。

(建札圖二種略す。寸方は明治十一年の分に同じ)

此他の事項は、内務宮内の兩省先發ノ官員より夫々通達することゝなる。而かも五月に至りて、宮内省は更に詳細の條項を、地方官の參考として記し送られたり。即ち左の如し。

- 一 地方官心得書第八條非常御立退所之儀ハ、先發官協議之上、行在所ヨリ凡五町以上十町迄之處ニテ、社寺人家等見立取極之上、家屋並周圍等ノ粗繪圖ヲ製シ、行在所トノ距離、方位及御道筋ヲ概記シ、供奉宮内省庶務課員ヘ差出スベシ。而シテ當日、行在所、御着輦前後、待從並各課員及近衛士官等各自見分候間、其節ハ縣官郡區吏戸長等ノ内、同伴案内可致事。
- 一同第二十四條、行在所御門之儀ハ、供奉近衛騎兵ニテ御守衛致候儀ニ付、地方官ニテ調製之、行在所通行鑑札ハ、其管轄地ヘ、御着輦之前日迄ニ、照準

用之分三枚、供奉宮内省庶務課員ヘ可差出事。但近衛ヘハ庶務課ヨリ相渡シ、管内、通御濟之上ハ、近衛ヨリ庶務課ヘ返戻シ、該課ヨリ地方官ヘ返戻シ、該課ヨリ地方ヘ返却之事。

一同第二十八條、管内人民八拾年以上之者調書ハ、供奉宮内省ヘ可差出、且百歳以上之者有之候ハ、別ニ人名取調可申事。但調書ノ外、各郡區ノ總計表相添可差出事。

一 山梨三重兵庫ノ三縣ハ、縣官及警部、巡查、並全管内郡區吏、沿道戸長人名人員調書、總計表相添、縣廳所在地ヘ御着輦ノ當日、若クハ前日ニ供奉宮内省ヘ可差出、尤宮内省及他府縣ヨリ一時出張在勤之者ハ、不及取調事。但勅奏、判等外雇ヲ區別致ス可ク、御用掛同斷之事。

一 右三縣之外、沿道府縣ニ於テハ、御巡幸事務ニ關係之縣官警部、巡查及輦路ニカ、ル郡區吏、戸長人名人員取調、前條ノ通供奉宮内省ヘ可差出事。但前同斷。

一 御休泊所、御小休所、並御膳水御用相勤候者ヘ、行在所並御小休所外ニテ御膳水御用相勤ニテ御用相勤候ニ限ル御仕向金之儀ハ、供奉宮内省出納課ニテ取扱候ニ付、此旨兼テ相心得、右人名書、御輦之節ハ該課ヘ可差出事。但御小休所狹隘ニヨリ、供奉員扣所別家ヘ相設候分、並行在所外御輿置場、御用物置場等ヘ御仕向之儀モ、本文同斷之事。
 一 學校、病院、諸工場等ヘ、臨御ノ節ハ、校長、教員、生徒、職工等、人名人員調、並總計

表相添、供奉宮内省へ可差出、且身分取扱ノ區別、可成詳記可致事。

一各地方官共、其管轄地へ御着輦之前日、又ハ前々日之行在所へ罷出、御巡幸御用掛並各廳供奉員へ御用向ノ都合可承合、尤宮内之管掌ニ屬候事務ハ、種類モ多ク候ニ付、各課員へ夫々承合候方可然候事。

一行在所御小休ニテノ御用向ハ、供奉員ト村町吏ト直接ニテハ不都合之儀モ有之候ニ付、此旨各地方官ニ於テ相心得置、御小休所ト雖モ、御着輦前ヨリ縣吏出張致シ、御發輦後モ御用濟見計ヒ引取候様可致事。

一各管内 行在所御小休所へ相詰候地方官吏之儀ハ、其廳ノ都合ヲ以テ、時々交代候共、敢テ差支ハ無之筋ニ候得共、左候テハ諸事端緒相改リ、雙方不便モ不少義ニテ、可成ハ各管内ニ御入込シ頃ヨリ、他管轄地へ爲被移候迄、同一之官吏ニテ事務取扱候方便宜ニ可有之、尤御通輦之御休泊所近傍、地形土俗等相心得居候輩ニ候得バ、一層便宜ト被存候事。

一諸般之事務ハ總テ御巡幸御用掛ニテ管掌之筈、就テハ進達之諸文書モ、悉皆諸掛へ差出候筋ニ候得共、實際之事務ニ至リテハ、各管掌ノ區別モ有之ニ付、凡左之條款ニ係ル分ハ、供奉宮内省へ可差出事。

古器物書畫、

祝詞・咏歌・詠草等、

右ノ外總テ 御覽相願候節ノ品目及差出人ノ住居地名等詳細之日録相添可差出事。

一各御休泊所ニハ給仕五名、十二三歳以上、五六歳迄ノ者御書御小休所ハ三名雇入ル可ク、尤

御泊 行在所詰給仕ハ、専ラ供奉 御巡幸御用掛判任並宮内省庶務課ニテ

使用シ、各供奉官ト詰合地方官トノ間ヲ往復致候義ニ候處、各御泊所へ御

着輦後ハ、殊更多端ニ付、其地農商之子弟ノミ雇入候テハ、實地雙方不便ニ付、

一管轄内御泊所丈ケハ縣廳之給仕等、事馴候者一兩名差加へ候様致度事。

但雇給等ハ宮内省出納課ヨリ仕拂之事。

一行在所詰供奉官員ヨリ供奉員旅宿、其他へ差出候公翰ハ、行在所詰縣官へ

相渡候間、速ニ送達有之度事。但多クハ至急ヲ要候條、淹滞等之儀無之様注

意致シ、使夫等モ其土地ニ相馴候者ヲ雇使有之度事。

一山阪險路之地ニテ食事可相辨、家屋無之、前後之宿驛モ格別相隔候所ニ於テ

ハ、御定メノ旅籠外、別ニ小辨當下賜候儀モ可有之、其節ハ供奉宮内省内膳課

ヨリ詳細可申談候得共、兼テ心得置有之度事。

一御通輦之前日、御道筋見分トシテ、本省取者罷越候事。但御道筋險易廣狹等、

右取者ヨリ 行在所へ報告可致ニ付、内國通運會社ヨリ至急遞送可致候。

一御道筋峻阪險路又ハ泥途等ニテ、御馬車推挽人夫ヲ要候節ハ、右取者ヨリ人

夫用意之儀、直ニ其町村吏へ可相達候間、此旨兼テ其向へ可達置事。但人夫

雇上之節者、人夫幾人ト記シタル切符ヲ取者ヨリ可相渡候條、右切符ヲ供奉

御厩課員へ差出、賃錢可受取事。